

令和 5 年第 2 回定例会

(6 月 8 日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和5年6月第2回山都町議会定例会会議録目次

### ○6月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	4
日程第6 報告第1号 令和4年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	5
日程第7 報告第2号 令和4年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6
日程第8 報告第3号 令和4年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	8
日程第9 報告第4号 令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について	8
日程第10 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	9
日程第11 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	11
日程第12 報告第7号 有限会社「清和資源」の経営状況について	13
日程第13 議案第43号 工事請負契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）	15
日程第14 議案第44号 工事請負契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）	17
日程第15 議案第45号 物品売買契約の締結について（仮想化サーバ機器購入）	20
日程第16 議案第46号 物品売買契約の締結について（小学校児童用机・椅子購入）	23
散会	27

### ○6月13日（第2号）

出席議員	28
欠席議員	28
説明のため出席した者の職氏名	28
職務のため出席した事務局職員	29
開議	29
日程第1 一般質問	29
10番 吉川美加議員	29
8番 藤川多美議員	44
4番 西田由未子議員	58

3番 眞原 誠議員	73
散会	88

○6月14日（第3号）

出席議員	90
欠席議員	90
説明のため出席した者の職氏名	90
職務のため出席した事務局職員	90
開議	91
日程第1 一般質問	
6番 矢仁田秀典議員	91
日程第2 議案第33号 専決処分事項（令和4年度山都町一般会計補正予算第12号）の報告並びにその承認を求めることについて	102
日程第3 議案第34号 専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第2号）の報告並びにその承認を求めることについて	107
日程第4 議案第35号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	108
日程第5 議案第36号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	111
日程第6 議案第37号 専決処分事項（山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	113
日程第7 議案第38号 専決処分事項（山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止）の報告並びにその承認を求めることについて	114
日程第12 同意第6号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第13 同意第7号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第14 同意第8号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第15 同意第9号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第16 同意第10号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第17 同意第11号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第18 同意第12号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第19 同意第13号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第20 同意第14号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第21 同意第15号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第22 同意第16号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第23 同意第17号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第24 同意第18号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123

日程第25	同意第19号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第26	同意第20号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第27	同意第21号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第28	同意第22号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第29	同意第23号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第30	同意第24号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	123
日程第31	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	129
延会			130

### ○6月16日（第4号）

出席議員			131
欠席議員			131
説明のため出席した者の職氏名			131
職務のため出席した事務局職員			132
開議			132
日程第1	議案第39号	令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	132
日程第2	議案第40号	令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について	158
日程第3	議案第41号	令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	163
日程第4	議案第42号	令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	164
日程第5	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	166
閉会			166

6 月 8 日 ( 木曜日 )

令和5年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年6月8日午前10時0分招集
2. 令和5年6月8日午前10時04分開会
3. 令和5年6月8日午前11時57分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 提案理由説明
  - 日程第6 報告第1号 令和4年度山都町一般会計継続費繰越計算書について
  - 日程第7 報告第2号 令和4年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について
  - 日程第8 報告第3号 令和4年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について
  - 日程第9 報告第4号 令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について
  - 日程第10 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について
  - 日程第11 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について
  - 日程第12 報告第7号 有限会社「清和資源」の経営状況について
  - 日程第13 議案第43号 工事請負契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）
  - 日程第14 議案第44号 工事請負契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）
  - 日程第15 議案第45号 物品売買契約の締結について（仮想化サーバ機器購入）
  - 日程第16 議案第46号 物品売買契約の締結について（小学校児童用机・椅子購入）

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	檜 林 力 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	坂 本 靖 也
清 和 支 所 長	長 崎 早 智	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	飯 星 和 浩	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	木 野 千 春	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

開会・開議 午前10時04分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和5年第2回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、興柁誠君、8番、藤川多美君を指名します。

**日程第2 会期決定の件**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会議は本日から6月16日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月16日までの9日間に決定いたしました。

**日程第3 諸般の報告**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第4、行政報告の申出がっております。

これを許可します。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、行政報告を行います。

事業停止後の有限会社虹の通潤館について、報告させていただきます。

本町が出資しております第三セクターの有限会社虹の通潤館については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況について、決算に関する書類等の説明資料を作成し、次の議会に報告することとなっております。

今定例会においても、例年に倣い、同社についての経営状況を報告することで準備を進めてまいったところですが、諸般の事情により、所定の報告ができませんことについて、まずもっておわび申し上げます。

このたびの有限会社虹の通潤館の破産に至る経緯等々については、従前の全員協議会などで御説明させていただいたところですが、同社は3月3日の取締役会での自己破産の申立ての意思決定後、3月25日に事業が停止され、現在、熊本地方裁判所において破産手続開始が決定され、同裁判所により選任された破産管財人の下で所定の手続が進行している状況です。

ところで、町は、先ほど申し上げました政令の定める経営状況に関する説明資料を作成するため、同社の委任を受けた代理人弁護士に対して、当該資料の基礎となる決算に関する書類等の提出について、5月26日までにという期限を付して提供を求めたところです。

これに対して、当該代理人弁護士からは5月9日付で、1、同社は令和5年3月25日の営業終了をもって事業活動を休止し、翌26日に同従業員について全員を解雇した。

2、決算に関しては破産申立てに必要な範囲での記帳は行っているものの、決算修正などの必要な手続ができておらず、本来決算期が終了した段階で税理士に依頼し確定申告を実施するべきであるが、同社は資金的に極めて逼迫した状況にあり、破産管財人への引継予納金でさえ潤沢とは言えない。

3、税理士への依頼を含め、破産手続開始決定後の破産管財人の判断に委ねることが相当と考えて破産手続を先行させることとし、また、今となつては当該資料を準備するための従業員も存在しておらず、正確な資料が準備できない状況である。

4、こうした状況であるため、本町の依頼に対しては対応できないとの回答を受けました。

以上のようなことでありましたので、誠に残念ですが、同社からの関係書類の提供を受けることができず、必要な説明資料を作成することができませんでした。

今定例会においても、例年に倣い、同社についての経営状況を報告することで準備を進めてまいりましたが、このような事情により所定の報告ができませんでした。改めておわび申し上げます。

引き続きまして、有限会社虹の通潤館の事業停止後の経過について報告します。

5月25日以降の経過につきましては、御覧のとおりでございます。

有限会社虹の通潤館から依頼した代理人弁護士により、4月28日に熊本地方裁判所へ自己破産申立ての手続が行われました。

これを受けて5月15日に裁判所より破産手続開始決定の通知がなされました。以後、裁判所から選任された破産管財人の下で債務の整理が行われている状況です。

破産手続開始について5月24日に官報に掲載されております。

以上で行政報告を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これで行政報告が終わりました。

---

## 日程第5 提案理由説明

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** おはようございます。提案理由の説明をさせていただきます。

令和5年度第2回定例会を招集しましたところ、御参集をいただき誠にありがとうございます。山都町全域において、田植の時期を迎え、また、主力の夏秋野菜も作業が本格化し、今年もいよいよ秋までの長い農繁期を迎えます。

全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症もようやく5月に感染法上の位置づけが2類相当から5類へと移行され、コロナ禍以前の日常生活が戻りつつあります。

3月議会で報告をしたところでございますが、国民宿舎通潤山荘を経営しておりました有限会社虹の通潤館が破産手続を開始し休館に追い込まれた事態となり、町民の皆様には大変御迷惑をおかけしていることにつきまして、改めておわびを申し上げます。

町民の皆様からは、通潤山荘の一日も早い再開を強く望む声が寄せられていますので、民営化による早期の再開を目指し、今年度における最重要課題の一つとして、不退転の決意を持って取り組んでまいります。

一方、令和5年度は、九州中央自動車道において、早ければ年内に山都通潤橋インターチェンジが開通する見込みとなり、去る5月10日には総合運動公園の拠点となる新体育館の上棟式も無事執り行われ、新しい道の駅の開業と合わせて準備を進めており、通潤橋周辺の再整備など山都町にとって大きな飛躍の年になることを期待しております。

また、令和4年度から新たな地域活性化の取組として始めました「チャレンジ・応援！山都ラボ事業」において、10件の様々なプロジェクトが展開されております。

そのうちの取組として、4月に男成神社の祇園大祭で少女神楽が4年ぶりに復活されました。

このような取組によって、山都町のすばらしい資源を生かし、町民の皆様が誇りに思えるまちづくりを地域の皆様や山都町の取組に賛同していただける方々と、引き続き進めてまいりたいと思います。

さて、町民の皆様には、これから梅雨の時期を迎え、災害が発生しやすい季節になります。

日頃から気象情報には注意を払っていただき、万が一災害が発生した場合に備え、御自分の命を守ることを第一に考えた行動をとっていただきますようお願いいたします。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、報告7件、専決処分事項6件、補正予算4件、その他4件、同意19件、諮問1件、合計44件です。

報告第1号から第4号は、地方自治法施行令第145条第1項に規定する令和4年度一般会計における継続費、同施行令第146条第2項の規定による令和4年度一般会計における繰越明許費、並びに同施行令第150条第3項の規定などの規定による令和4年度一般会計における事故繰越し及び地方公営企業法第26条第3項の規定による令和4年度水道事業会計予算、それぞれにおける令和5年度への繰越決算書の報告です。

報告第5号から第7号は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告、並びに地方自治法施行令第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の法人を定める条例の規定により町が出資している法人について、その経営状況を報告するものです。

次に、議案第33号から第38号は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、その報告、並びにその承認を求めるものです。

議案第39号から第42号は、令和5年度における一般会計及び特別会計、並びに事業会計の補正予算です。

議案第43号から第44号は、工事請負契約の締結に関するものです。

議案第45号から第46号は、物品売買契約の締結に関するものです。

同意第6号から第24号は、山都町農業委員会委員の任命について同意を求めるものです。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求めるものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明させますが、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

---

## 日程第6 報告第1号 令和4年度山都町一般会計継続費繰越計算書について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、報告第1号「令和4年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、報告第1号、令和4年度山都町一般会計継続費繰越計算書について説明をいたします。

次のページの計算書をお願いいたします。

本件は、令和3年度第8号補正予算において、令和3年度から令和5年度までの事業として設定し、令和4年度第10号補正予算において変更いたしました継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、支出が終わらなかったものを実際に翌年度、つまり令和5年度に繰り越した金額について議会に報告をするものです。

9款教育費5項の総合体育館建設事業に係るものとして、継続費総額22億3,000万円のうち、令和4年度予算21億3,500万円から支出済額及び支出見込額3億5,000万円を差し引いた残額の17億8,500万円が実際に令和5年度に繰り越した額となるものです。

この継続費につきましては、設定期間中の年度で支出ができなかった場合には、翌年度に繰り越して使用できるものでございます。

令和5年6月8日提出、山都町長。

以上、報告いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第1号の報告が終わりました。

よって、報告第1号「令和4年度山都町一般会計継続費繰越計算書について」は、報告済みとします。

---

### 日程第7 報告第2号 令和4年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第7、報告第2号「令和4年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、報告第2号、令和4年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明いたします。

次のページをお願いいたします。

令和4年度の第11号及び第12号補正予算において、設定、追加及び変更を行いました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、実際に翌年度、つまり令和5年度に繰り越した金額について報告を行うものです。

2款総務費につきましては、マイナポイント申込支援事業において、マイナポイント申込期限が延長されたことにより、継続して申込手続支援を行うことによるものです。

新型コロナウイルス感染対策事業においては、ウクライナ侵攻等世界情勢の影響により、肥料予約注文時期遅延となったことによるものです。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業においては、県給付分を繰り越す給付時期に合わせることによるものです。

以上、5,630万5,000円です。

3款民生費につきましては、児童福祉総務事業において、保育園等の送迎バス安全装置導入支援を行うものの1件80万円です。

5款農林水産業費につきましては、大矢野原演習場周辺障害防止事業において、用水路改修に伴う測量設計実施に、地元調整に時間を要したものです。

中山間地域総合整備事業においては、圃場整備の交渉難航、不測の日数を生じたことによるものです。

林業土木管理事業においては、林道整備において、通行の安全確保に時間を要したことによるものです。

治山事業においては、単県治山事業において、附帯工事の適正工期を確保することによるものです。

地方創生道整備推進交付金事業においては、林道久留見尾線測量設計及び舗装工事において、台風14号の影響によるものです。

以上5件、6,432万8,000円です。

6款商工費につきましては、観光施設管理事業において、文楽館、郷土料理館、天井幕改修工事の資材の不具合により手直しとなったことによるものです。

道の駅整備事業においては、交差点形状変更に伴い、用地取得に期間を要したことによるものです。

以上2件、1億5,576万8,000円です。

次のページをお願いいたします。

7款土木費につきましては、土木管理総務事業において、民間住宅耐震改修補助金において、申請が年度末となったことによるものです。

道路橋梁総務事業においては、道路台帳作成業務において、年度内完了が見込めなくなったことによるものです。

道路維持事業においては、労働者確保及び施工、内容協議に不測の日数を要したことによるものです。

道路新設改良単独事業においては、測量設計業務において、効率的な施工計画を図るため、一部区間から全区間設計としたことによるものです。

地方創生道整備推進交付金事業においては、長谷埋立線、小星線、大川大矢線において、地元協議、県協議による設計変更や資材調達に日数を要したことによるものです。

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業においては、久留見尾鍛冶床線用地測量業務において、境界確認、相続調査や現地確認に日数を要したことによるものです。

社会資本整備総合交付金事業においては、白小野鶴越線、水の田尾布勢線において、改良工事の工法変更、追加工事及び国との工程調査等により、年度内の完了が困難となったことによるものです。

道路メンテナンス事業においては、安全対策を講じる必要が生じ、工事費増加により合冊発注をする必要が生じたことによるものです。

緊急しゅんせつ推進事業においては、用地交渉に時間を要したことによるものです。

住宅長寿命化改修事業においては、入居者との工事日程調整及び測量設計に時間を要したことによるものです。

高速道路対策事業においては、取付け道路の流木補償が国協議により開通後になったことによるものです。

以上11件、3億497万4,000円です。

9款教育費につきましては、中央グラウンド周辺整備事業において、工事変更及び国計画変更に伴い、適正工期を見直すことによるもの1件、2億9,081万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

10款災害復旧費につきましては、農業施設災害、林業施設災害、公共土木施設災害復旧事業に係る現年度分と過年度分5件、12億6,286万9,000円です。

以上、全28件、総額21億3,586万円でございます。

令和5年6月8日提出、山都町長です。

以上、報告いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第2号の報告が終わりました。

よって、報告第2号「令和4年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について」は、報告済みとします。

---

### **日程第8 報告第3号 令和4年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第8、報告第3号「令和4年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」報告を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、報告第3号、令和4年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について説明いたします。

事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項に基づきまして、歳出予算経費の金額のうち、年度内に支出負担行為、原則として契約を結んでいる分でございます。避けがたい理由によりまして、令和4年度内に支出が終わらなかった分について、翌年度、つまり令和5年度に繰り越した金額について、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告を行うものです。

次のページをお願いいたします。

表の支出負担行為から支出済額を差し引いた金額となり、翌年度繰越額でございます。

まず、7款土木費につきましては、社会資本整備総合交付金事業で、新道の駅を整備する工事に関連する事業でございます。

10款災害復旧費につきましては、農業施設災害及び公共土木施設災害復旧事業、合わせて3事業でございます。

表の合計額をお願いいたします。支出負担行為額合計額11億7,894万6,905円から支出済額7億6,194万6,086円を差し引いた4億1,700万819円を令和5年度に繰り越すものです。繰越しに至った原因につきましては、表の右端の説明欄に記載しております。

令和5年6月8日提出、山都町長です。

以上で報告いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第3号の報告が終わりました。

よって、報告第3号「令和4年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について」は、報告済みとします。

---

### **日程第9 報告第4号 令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、報告第4号「令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について」報告を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** おはようございます。それでは、報告第4号、令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について報告します。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

次のページを御覧ください。

令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書、1款資本的支出1項建設改良費、事業名、山都町東竹原、菅尾旧簡易水道等施設整備工事、予算計上額7,598万6,000円、支払義務発生額2,910万円、翌年度繰越額4,688万6,000円、左の財源内訳は、企業債2,730万円、国庫補助金1,617万6,000円、損益勘定留保資金341万円でございます。

本事業は、旧蘇陽地区の東竹原、菅尾両旧簡易水道の水道施設等整備工事ではありますが、一部工事材料について、輸入資材等の供給不足により納入の遅れが生じ、年度内完了が困難になったことにより、繰り越すこととなったものです。

事業名、令和4年度国庫補助事業施工管理業務委託、予算計上額269万5,000円、支払義務発生額80万円、翌年度繰越額189万5,000円、左の財源内訳は、損益勘定留保資金189万5,000円です。

本事業は、先ほど報告しました工事の年度内完了が困難になったことから、併せて繰り越すものです。

前のページへ戻ってください。

令和5年6月8日提出、山都町長。

以上、報告します。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第4号の報告が終わりました。

よって、報告第4号「令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について」は、報告済みとします。

---

#### 日程第10 報告第5号 株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第10、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、報告第5号について御説明いたします。

報告第5号、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和5年6月8日提出、山都町長。

まちづくりやべにつきましては、平成13年8月に設立され、中心市街地の活性化事業のほか、

人材派遣事業、地籍調査事業、光通信事業及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスなどの通信事業、やまと文化の森の管理運営、山の都地域しごと支援事業の受託、学習塾事業にも取り組んでおります。

資本金は2,000万円で、総株主総数は91人です。株式400株の内訳は、町が200株1,000万円、個人出資分は161株805万円、自社株39株195万円で構成されております。

1 ページに、役員構成が記載されております。役員は取締役5名と監査役2名となっております。

2 ページに、事業部ごとの社員数が記載されております。全社員数38名となっております。会議の開催状況は、株主総会と役員会が7回開催されております。

3 ページに移りまして、各事業部門ごとの事業内容、受注額、原価等を記載してあります。まず、人材派遣事業部は、町立保育園5園へ派遣社員9名、ケアマネジャー3名、そよう病院8名と派遣契約し、その労務管理を行っております。

受注額の6,669万8,000円から受注原価6,321万7,000円を差し引いた粗利が348万1,000円です。

地籍調査事業部は、矢部地区川野の一筆地現地調査を実施しております。受注額7,152万円から受注原価2,887万3,000円を差し引いた粗利は4,264万7,000円となっております。

企画事業部では、中心市街地の活性化事業を主に担当し、食事処「よこまち」の受託事業、そよう病院の清掃事業、山の都地域しごと支援事業、学習塾事業、やまと文化の森の管理運営、中活協事務局など幅広く取り組んでおります。受注額2,174万5,000円から受注原価3,478万8,000円を差し引いた粗利がマイナス1,304万3,000円です。

通信事業部では、町内外の光通信及び携帯電話の営業、販売、アフターサービスを実施しております。受注額6,077万9,000円から受注原価5,615万3,000円を差し引いた粗利が462万6,000円です。

次に、4ページの貸借対照表を御覧ください。

資産の部から申し上げます。

左側の流動資産は、当座資産、棚卸資産、他流動資産を合わせまして7,308万5,710円となります。固定資産は有形固定資産、無形固定資産、投資等合わせまして1,352万7,406円です。一番下の段になりますけれども、資産合計8,661万3,116円となります。

次に、右側の負債の部です。

流動負債が未払金、預り金、未払消費税等を含めまして1,025万5,784円となります。固定負債の30万円を加えまして、負債合計1,055万5,784円となります。

純資産の部です。

資本金、利益準備金、繰越利益剰余金を含めまして、純資産合計7,605万7,332円という結果となりました。

次に、5ページの損益計算書を御覧ください。

売上高ですけれども、補助金収入、派遣事業収入、企画事業収入、地籍事業収入、通信事業収入、家賃収入合わせまして2億2,093万80円が売上げの総額でございます。

次に、売上げ原価です。

期首貯蔵品棚卸高、材料費、業務委託費、事務委託費もろもろの合計が1億1,753万7,420円となり、1億339万2,660円が売上総利益でございます。

次に、販売一般管理費の合計が9,500万7,384円ございまして、売上総利益から差し引いた営業利益が838万5,276円となります。

営業外収益の4万4,860円を加え、営業外費用を差し引いた経常利益が840万8,602円となり、法人税、県民税事業税、法人町民税と合わせた法人税等充当額を差し引いた当期純利益が671万6,942円という結果となりました。

次に、6ページの株主資本等変動計算書を御覧ください。

利益剰余金の欄の繰越利益剰余金を御覧いただくと、前期末残高の5,119万2,890円に当期利益の671万6,942円を加え、株主配当利益準備金を差し引きまして、当期末残高が5,690万7,332円となります。この数字が4ページの貸借対照表右下の資産の部の繰越利益剰余金の欄の金額となります。

以上で、株式会社まちづくりやべの経営状況報告を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第5号の報告が終わりました。

よって、報告第5号「株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について」は、報告済みとします。

---

#### **日程第11 報告第6号 一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第11、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」報告を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 報告第6号について御説明いたします。

報告第6号、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2に定める書類を添付し報告する。

令和5年6月8日提出、山都町長。

清和文楽の里協会につきましては、平成9年4月に財団法人として設立され、山都町清和地域に存在する貴重な伝統芸能清和文楽と食文化を伝承、啓発し、また、自然景観を活用することで地域の発展に貢献し、豊かで快適な生活がある農村文化邑を創造するという設立目的を達成するため、積極的な取組を行っていただいております。

昨年は3年かけて新作製作に取り組み、熊本県立劇場の熊本県芸術文化祭スペシャルステージで、ONE PIECEと人形浄瑠璃、清和文楽「超馴鹿（チョッパー）船出冬桜」の初演を無事成功裏に終えることができました。2日間で1,800の方が来場されました。

まず、2ページを御覧ください。⑤役員等に関する事項ですが、理事4名、評議員7名、監事2名となっております。

次に、⑥職員に関する事項です。職員は7名、このほかパート12名と、清和文楽人形芝居保存会が9名です。

次に、4ページに（4）管理施設の概要と、2、法人会議の経過として、理事会、評議員会、監査等の開催状況です。

5ページに移りまして、3、利用者数の状況ですが、前年度を上回る集客ができましたが、文楽館、天文台、物産館合わせまして、合計の記載はございませんけれども、令和4年度は11万4,585人の利用がっております。前年比で2万1,652人増えております。

各施設の事業報告については、6ページから15ページにかけて記載してありますけれども、概要を申し上げます。

まず、清和文楽館です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、劇場音楽堂における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインを遵守し、講演が実施されております。定期公演、予約公演、特別公演、合わせて144回の公演を実施しております。

県内小学4年生の社会科見学では、98校7,097人が利用されました。さらに、観光庁の事業である地域の稼げる看板商品の創出事業にも取り組み、大川阿蘇神社、文楽館、物産館、天文台と連携しモニターツアーを実施しております。

後継者育成として文楽講座を毎週水曜日に開催し、小中学生8名、一般の部に8名が太夫・三味線・人形遣いの指導を受けております。

対外事業として県内外14か所で講演やワークショップが実施をされております。

新作製作については、熊本県、山都町、山都町教育委員会、清和文楽の里協会、清和文楽人形芝居保存会で実行委員会を組織し、オブザーバーとして淡路人形協会、県立劇場の協力を得ながら製作を進めました。総合演出に藤原道山氏、脚本・演出に横内謙介氏を迎え、総勢200名が出演し、感動の舞台となったところです。今後は、清和文楽館での公演に向け準備が進められております。

10ページに移ります。清和物産館は、新型コロナ感染症の影響を受けながらも行動制限はなく、ゴールデンウィーク、お盆の売上げも順調でした。秋に実施した上天草さんばーるとの共同販売会は、多くの方に来店いただきました。栗加工品については、清和のお土産として認知度も定着しており、町外へのお土産や法事の返礼として利用が増えております。

13ページに移ります。天文台につきましても、コロナ禍の中ではありましたが、経常利益は11万7,000円でした。県や町の宿泊助成事業や地域限定クーポンの活用が全体売上げの下支えになりました。星空の魅力発信と施設の利用促進につなげるため友の会を発足させ、入会者には閉館後の駐車場を開放し、星空観測や撮影会ができる特典を付与しました。

17ページの貸借対照表を御覧ください。資産の部、1、流動資産ですが、（1）小口現金から（12）の仮払消費税までを加えました流動資産合計が3,587万9,834円となります。2、固定資産については、（1）基本財産、（2）特定資産、（3）その他固定資産を加えて、固定資産の部合計が9,234万924円となります。一番下の段になりますが、資産の部合計は1億2,822万758円となります。

18ページ、負債の部です。1、流動負債は、(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税、(4)の前受金等を合計しまして、流動負債合計1,384万590円となりまして、2段下の負債の部合計が同額ですけれども1,384万590円となります。正味財産の部です。1、指定正味財産が3,000万円、2、一般正味財産は8,438万168円、正味財産の部合計が1億1,438万168円となります。一番下の負債及び正味財産の部合計が1億2,822万758円となります。

19ページに移りまして、正味財産増減計算書内訳表を御覧ください。御覧のとおり、清和文楽館、物産館、天文台、法人会計、合計と分かれておりますが、合計の欄で説明します。

まずは収入の部です。一番下の合計欄ですが、文楽館の収入は、公演料、見学科、施設使用料収入、出張公演収入、受託料収入、これは指定管理料になります、国費補助金収入等を合計しまして、3,154万4,921円の収入です。

物産館の欄です。物産館販売売上、受託販売手数料、受託販売売上、国費補助金、加工事業収入、物産館食堂収入等を含めまして、合計1億502万9,849円となります。

天文台の欄です。天文台物品売上、観測料、宿泊料、受託料、受託料については、指定管理料になります、国費補助金等収入、天文台食堂収入等合わせまして、3,096万5,948円となります。

法人会計2万5,515円となります。

合計の総合計ですが、1億6,756万6,233円となります。

20ページに移りまして、支出の部です。これも下から9段目の施設ごとの合計のみ申し上げます。文楽館の欄です。合計が3,647万2,996円。物産館合計9,903万1,379円。天文台の合計2,978万9,341円。法人会計の合計です。509万3,933円。総合計で1億7,038万7,649円となります。すぐ下の段の当期経常増減額を申し上げます。合計のみ申し上げます。マイナスの282万1,416円となります。法人税・住民税・事業税7万1,000円を加えまして、当期一般正味財産増減額はマイナス289万2,416円となります。一般正味財産期末残高は8,438万168円となり、指定正味財産期末残高の3,000万円を加えまして、一番下の正味財産期末残高は1億1,438万168円となります。

22ページをお開きください。4の固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高です。当期末残高で275万1,420円となっております。5番の補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高です。内訳は御覧のとおりです。

23ページをお開きください。1、基本財産及び特定資産の明細です。一番右側の欄の期末帳簿価額で申し上げますと、基本財産3,000万円、特定資産計5,958万9,504円となっております。財政運営資金欄の当期減少額1,000万円は、清和文楽新作製作事業に係る負担金と観光庁の地域の稼げる看板商品創出事業の負担分を取り崩しているものでございます。

以上で、一般財団法人清和文楽の里協会の経営状況報告を終わります。

**○議長(藤澤和生君)** 報告第6号の報告が終わりました。

よって、報告第6号「一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について」は、報告済みとします。

---

**日程第12 報告第7号 有限会社「清和資源」の経営状況について**

○議長（藤澤和生君） 日程第12、報告第7号「有限会社「清和資源」の経営状況について」報告を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、報告第7号について報告させていただきます。

報告第7号、有限会社「清和資源」の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社「清和資源」の経営状況について、地方自治法施行令第173条の2で定める書類を添付し報告する。

令和5年6月8日提出、山都町長。

清和資源につきましては、平成13年6月に測量業務、地籍調査等の一筆調査等を請け負う会社として、町の出資金300万円をもって設立されている有限会社でございます。役員は、取締役4名、監査役2名となっております。令和5年度からは、取締役2名、監査役2名に体制が変更されております。

平成29年7月からは、山都町鳥獣処理加工施設の管理運営業務を受託しております。

それでは、令和4年度の経営状況について御説明いたします。資料の下のほうに記載してありますページ数に基づいて説明させていただきます。

1枚めくっていただき、1ページ目でございます。1ページは、一筆地調査、測量業務等の受託状況でございます。町からの受託業務としましては、地籍調査に伴います一筆調査、閲覧業務及び日本型直接支払いに伴います多面的機能支払事務管理状況調査としまして、8,398万6,800円の収入となっております。その他の測量業務としまして、532万4,938円の収入となっております。

2ページ目は、鳥獣処理加工施設の処理実績でございます。平成30年度から令和元年度にかけての持込み頭数は増加の傾向にありましたが、令和2年度は持込み件数が前年比約28%の減、令和3年度もほぼ変わらず、令和4年度は前年比約14%の増加となりました。販売量につきましては、前年度と比較すると、約32%の増となっております。

それでは、3ページからの第22期の決算報告書で御説明いたします。

5ページの損益計算書を御覧ください。売上げです。測量設計受託収入8,398万6,800円、測量助手人夫賃収入としまして532万4,938円となっております。また、鳥獣処理加工施設における精肉加工品販売収入1,728万8,226円、有害獣施設受託収入455万9,500円、運賃収入137万4,615円で、純売上高は1億1,253万4,079円となっております。当期製品製造原価1,300万747円を差し引きまして、売上総利益は9,953万3,332円でございます。

当期製品製造原価につきましては、鳥獣処理加工施設に関するもので、内訳は7ページに記載してありますので、後で御覧ください。

5ページ、損益計算書左側の中ほど、販売費及び一般管理費としまして5,695万2,173円でございます。この販売費及び一般管理費につきましては、次の6ページに内訳を掲載してありますので、後で御覧いただきたいと思っております。

5ページの損益計算書、これらの一般管理費を売上総利益から差し引き、営業利益が4,258万1,159円となっております。その他、営業外収益を足して、経常利益が4,306万6,896円となりま

す。

特別利益としまして、貸倒引当金戻入 3 万8,000円。

特別損失としまして、貸倒引当金繰入 3 万6,000円で、税引き前の当期純利益が4,306万8,896円となります。

法人税、県民税、事業税、町民法人税と合わせました法人税等充当額1,233万6,500円を差し引いた当期純利益は3,073万2,396円となります。

4 ページをお願いいたします。貸借対照表の一部について説明させていただきます。

右側下段の純資産の部を御覧ください。

下から 2 段目、現在の純資産は 2 億559万1,020円となっています。内訳としましては、5 ページの損益計算書による当期の純利益が3,073万2,396円でしたが、前年度までの繰越利益剰余金の 1 億7,185万8,624円と合わせまして、当期の繰越利益剰余金は 2 億259万1,020円となります。資本金300万円と合わせまして、現在の純資産は 2 億559万1,020円となっております。

なお、10ページに清和資源とジビエ工場の決算を切り分けた資料をつけておりますので、後で御覧ください。

以上、有限会社清和資源の経営状況報告でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 報告第 7 号の報告が終わりました。

よって、報告第 7 号「有限会社「清和資源」の経営状況について」は、報告済みとします。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### **日程第13 議案第43号 工事請負契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第13、議案第43号「工事請負契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

**○建設課長（西 賢君）** 議案第43号について説明いたします。

工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和 5 年 6 月 8 日提出、山都町長。

- 1、工事番号、道整第 1 号。
- 2、工事名、二津留大見口線道路改良工事。
- 3、工事場所、上益城郡山都町二津留地内。

4、契約金額、6,655万円、税込みです。

5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町八木683、株式会社今村建設、代表取締役、今村将文。

6、入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。資料です。工事請負契約の概要について説明します。

1から3につきましては、先ほど説明しましたので省略いたします。

4、入札年月日、令和5年5月31日。

5、財源内訳、全体事業費として6,655万円。交付金3,327万5,000円、地方創生道整備推進交付金は来ております。起債3,320万円、過疎対策事業債です。一般財源7万5,000円です。

6、工事概要、施工延長785.9メートル、幅員は5メートルです。主な工種としまして、掘削工5,455立米、のり面整形工1,187平米、路床置換工2,085立米、植生工835平米、防草対策工207平米、側溝工818メートル、下層路盤工4,153平米、歩車道境界ブロック工9.4メートル、境界杭設置工30本です。

7、指名業者につきましては、記載しております11社です。

次のページをお願いします。公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号、道整第1号。

2、工事名、二津留大見口線道路改良工事。

3、工事場所、山都町二津留地内。

4、工期、令和5年6月19日から令和6年3月22日まで。

5、請負代金額、6,655万円。

上記工事について、発注者山都町と受注者株式会社今村建設は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年6月5日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町八木683、株式会社今村建設、代表取締役、今村将文。

次のページ、②をお願いします。入札結果になります。

5月31日開札で、予定価格、税抜6,124万2,000円。最低制限価格、5,413万9,484円。11社を指名し、3社が辞退、8社から応札があり、株式会社今村建設が落札しています。

次のページ、③をお願いします。位置図になります。

町道二津留大見口線につきましては、県道河内矢部線と県道清和高森線を結ぶ町道です。この路線につきましては、平成27年に測量設計を行っておりまして、その後、熊本地震からの復興予算に切り替わったことから、事業休止期間を経て、令和4年度に用地買収を完了させ、本年度より工事を行うものです。

次のページ、④をお願いします。工事平面図になります。

左側が起点で、県道河内矢部線になります。図面右側が終点で、県道清和高森線になります。今回、785.9メートル全線について改良工事を行うものです。工事区間内に人家等がないことから、一般車両については通行止めを行い、早期完了に向けて進めてまいります。畑等の耕作者に伴う通行者につきましては、施工業者と協議を行いながら耕作者に配慮してきます。

次のページ、5ページと6ページにつきましては、起点側から平面図を2分割にしたものです。5ページ、6ページです。

次のページ、7ページをお願いします。標準断面図になります。

幅員5.0メートルの改良工事になります。赤色の線で着色しています部分についての下層路盤までの改良とし、緑線着色部は、次回の工事により上層路盤工及び表層工を予定しております。防草コンクリートについて、赤色着線と緑色着線がありますが、緑色着線につきましては、来年度施行予定の舗装工、また、アスカーブと高さを合わせる必要があるため、施工性を考慮し、来年度施行としております。

次のページ、⑧になります。現場写真となります。

黒①が県道河内矢部線から起点側の写真です。黒②が中間点の起点側から撮影した写真です。流木補償を行っておりますので、伐採されている区間が道路事業用地となります。黒③が県道清和高森線からの終点側の写真です。

以上、よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「工事請負契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第44号 工事請負契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第14、議案第44号「工事請負契約の締結について（道の駅整備事

業駐車場整備工事)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、議案第44号について御説明いたします。

議案第44号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和5年6月8日提出、山都町長。

- 1、工事番号、山商観工第8号。
- 2、工事名、道の駅整備事業駐車場整備工事。
- 3、工事場所、上益城郡山都町城平地内。
- 4、契約金額、9,460万円、税込みです。
- 5、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町入佐13-2、株式会社協立、代表取締役、田辺一光。
- 6、契約の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。工事請負契約概要でございます。

1番から3番の工事場所までは、先ほど説明しましたので省略させていただきます。

4、入札年月日、令和5年5月31日。

5、財源内訳、全体で9,460万円です。交付金5,456万2,000円です。社会資本整備総合交付金です。起債4,000万円、過疎対策事業債です。一般財源3万8,000円となります。

6、工事概要です。施行面積、2,959.4平米。舗装工、駐車場部分が2,547平米、舗装工の歩道部分です。99平米。側溝工、延長の97メートル。集水柵工、3基。縁石工、延長の166メートルです。パーキングブロック、大型バス用が7基。パーキングブロック、小型車用が106基。多目的駐車場シェルター、1基、駐車場シェルター、1基。充電器用シェルターが1基、それと園名サイン板が1基でございます。

7、指名業者の一覧です。11社指名をしております。

1ページ、①をお開きください。公共工事請負仮契約書の写しです。

1、工事番号から3、工事場所までは省略させていただきます。

4、工期、令和5年6月19日から令和5年10月31日まで。

5、請負代金額、9,460万円です。

上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社協立は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決

を得られないときは、この契約は無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和5年6月5日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町入佐13-2、株式会社協立、代表取締役、田辺一光。

2ページを御覧ください。入札結果については、6社の応札があり、5社は辞退となっております。入札日は令和5年5月31日、予定価格8,699万5,000円です。6番の株式会社協立が8,600万円、税抜で落札をされております。

3ページを御覧ください。位置図になります。場所は、山都町城平地内の現在道の駅を整備している箇所になります。

4ページが、計画平面図になります。黄色で着色している部分が今回整備する部分でございます。

整備内容としては、大型用駐車場7台、小型用49台、多目的駐車場2台、多目的駐車場シェルター1基、駐輪場シェルター1基、充電器用シェルター1基を整備します。国道側に大型車両7台、西側に多目的駐車場、充電器用シェルター、駐輪場シェルターを配置する計画です。

5ページに移りまして、標準断面図になります。

簡単に申し上げますと、路床安定処理工が35センチ、それと下層路盤工が10センチ、上層路盤工10センチ、それと表層のアスファルトコンクリートが5センチという施工の内容になっております。

6ページでございます。6ページは各シェルターの立面図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 説明を受けまして、シェルターというのは屋根ということですね。屋根をつけるということですね。それで、自転車は4でいくと、一番西側の手前、何というかな、この2台が車椅子用、多目的駐車場ということで、奥のほうに、その間がこれ自転車ということになるんですかね。

すいません、お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。西側の国道側から申し上げますと、国道側のほうに駐輪場のシェルターを設置します。その横に充電器シェルターを2つ設置します。それと、物産館、直売所側のほうに身障者用のシェルターを設置する予定になっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 質疑というほどでもないんですが、平面図のところの段差なんですけど、先日私もちょっと母を連れて旅行した際に、大変やっぱり車椅子を押すときの段差が気になりま

した。なるだけフラットになるような規模のものなのか、ちょっと私も詳しく知りませんが、そこら辺のことも注意をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「工事請負契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第45号 物品売買契約の締結について（仮想化サーバ機器購入）

○議長（藤澤和生君） 日程第15、議案第45号「物品売買契約の締結について（仮想化サーバ機器購入）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） 議案第45号について説明します。

議案第45号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和5年6月8日提出、山都町長です。

番号、山企備第2号。

件名、仮想化サーバ機器購入。

納入場所、山都町役場本庁。

契約金額、2,801万3,700円、税込みです。

契約の相手方、熊本県熊本市北区徳王一丁目6番8号、西部電気工業株式会社熊本支社、熊本支社長、植田改造。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1をお願いします。物品売買契約の概要です。

本件は、現在使用しているサーバ機器が導入から9年経過しており、機器の老朽化に加えメーカーのサポートも終了いたします。当該機器の更新を行うことで、安全かつ安定した住民サービ

ス及び行政事務の継続を行うこととしております。

5番まで省略しまして、6番、開札年月日は、令和5年5月31日です。

7番、予定価格は、3,800万円。

8番、契約金額、2,801万3,700円。

9番飛ばしまして、10番、財源内訳は、一般財源となっております。

次のページ、資料2を御覧ください。開札調書の写しとなります。

指名業者は10社となっておりますが、応札があったのは1社のみとなっております。

次のページ、資料3を御覧ください。物品売買仮契約書です。

番号、山企備第2号。

件名、仮想化サーバ機器購入。

上記の物品売買について、山都町と西部電気工業株式会社熊本支社とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第1条。

1、品名、規格、数量、別紙仕様書及び機器一覧のとおり。

2、契約金額、2,801万3,700円。

3、納入期限、令和5年8月31日。

4、納入場所、山都町役場本庁。

第2条、契約保証金については免除です。

次のページを御覧ください。最後の行です。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年5月31日、甲、山都町長、乙、熊本県熊本市北区徳王一丁目6番8号、西部電気工業株式会社熊本支社、熊本支社長、植田改造。

次のページ、資料4を御覧ください。サーバ機器の仕様になります。

ナンバー1からナンバー5-4までがハードで、ナンバー6からナンバー6-7-3までがソフトになります。

1-1-1がサーバ2台と、それに附属するケーブル類です。今回の更新により、サーバの台数を5台から2台に変更いたします。

1-2がサーバ用のストレージ、記憶装置の部分となります。

2はバックアップサーバで、サーバに何らかの不具合が生じた場合のバックアップ用ハードディスクとなります。

3がサーバと接続するためのL2スイッチです。L2スイッチとはいわゆるハブであり、ランケーブルで周辺装置とサーバを接続する機器です。

4は無停電電源装置です。停電時に非常用として、一定時間の運用が可能となるものです。

5はサーバを操作するための画面とキーボードなどです。

6からはソフトウェアになり、バックアップ用のソフト、Windowsのライセンス、仮想化ソフトウェア、ネットワーク管理ソフト、仮想ブラウザシステムとなります。

ここで言う仮想化とは、地方公共団体は個人データを大量に扱う場所であるため、役場内のインターネット環境と外部のインターネット環境を物理的に切り離す必要があります。しかしながら、インターネットについても業務に必要なツールであるため、仮想化サーバを利用し、外部からの脅威をシャットアウトする仮想環境を実現するためのものです。

次のページを御覧ください。

写真は、現在のサーバ室の状況になりますので、機械の台数等は違いますが、先ほど説明しました各ハード機器の説明となります。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 予定価格が3,800万円に対して、契約が2,800万円ということで、差額が1,000万円です。ここがちょっとですね、なぜこうなったのかという説明を求めますが、それと、この切替えが大丈夫なのかというのが一つ心配になります。その説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** まず、予定価格からの下がり幅が大きいという話なんですけれども、そもそも積算に当たって、この時期、半導体不足による物価高騰を考慮して価格を設定しておりまして、このような結果になったものと思われまして。

切替えなんですけれども、通常役場がやってないときに切替えを行うようにしておりますので、そこら辺は業者さんとちゃんと打合せをしながら、ミスのないよう行っていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 工藤です。

開札調書の中で失格がありますけれども、失格の理由をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。失格者は辞退届等もなく、入札日までに入札に応じなかったというものでございます。

よろしいでしょうか。

入札に応じない場合には、辞退届というものを出示していただくようにしておりますが、その業者に関しましては、そういった辞退届等もなく、入札書も送られてなかったということで、失格ということで取り扱っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「物品売買契約の締結について（仮想化サーバ機器購入）」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第16 議案第46号 物品売買契約の締結について（小学校児童用机・椅子購入）

○議長（藤澤和生君） 日程第16、議案第46号「物品売買契約の締結について（小学校児童用机・椅子購入）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） 議案第46号について説明いたします。

議案第46号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和5年6月8日提出、山都町長。

番号、山学備第1号。

件名、小学校児童用机・椅子。

納入場所、山都町矢部小学校、潤徳小学校、清和小学校、蘇陽小学校。

契約金額、1,185万7,296円、税込みです。

契約相手方、熊本県上益城郡山都町柏716番地3、有限会社篠田商事、代表取締役、篠田博文。  
入札の方法、指名競争入札です。

提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、①を御覧ください。以後、先に説明した部分は省略させていただきます。物品売買契約の概要です。

本件の概要としましては、現在小学校で使用している机については、縦40センチ、横60センチの旧JIS規格品となっており、新JIS規格である縦45センチ、横65センチよりも小さく、タブレットの活用の際に机上の広さが不十分です。それを解消するため、年度計画にて段階的に新JIS規格への更新を図る予定でしたが、管内全児童の学習環境の均衡を図るため、今夏休み中に全校に導入し、2学期から使用しようとするものです。

導入に当たっては、新JIS規格である縦45、横65センチを基本に、配置可能な学校について

は、一回り大きい縦50、横70センチの規格を導入することとし、机上においてタブレットや教材等を十分に使用できる環境を確保するものです。

4番目、規格・数量につきましては、この後別の資料で説明いたします。

6番、開札年月日は令和5年5月31日。

7番、予定価格は1,300万円です。

概要に記載しておりませんが、財源は全額一般財源となります。

さきの定例会において、森林環境譲与税の活用について御提案いただきましたが、活用するためには、町内の森林整備の促進に効果のあるものとして、地元産の木材を使用したものである必要があります。ただ、県内の木材であれば活用できる可能性があるということで、調べましたところ、県内に県産材を用いた机や椅子を製作する業者があることを確認しました。しかし、納期見込みが4～5か月と長期を要するというので、年度内の児童の使用に供するために設定しました夏休み中の導入というのが間に合いませんので、断念しまして、既製品を採用することとしたものです。

次のページ、②を御覧ください。開札調書の写しです。

指名業者は8社、3社の応札がありました。

次のページ、③-1をお願いします。物品売買仮契約書です。

山都町と有限会社篠田商事とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生じるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第1条。

(1) 品名、規格、数量等、この後仕様書のほうで説明いたします。

(3) 納入期限です。令和5年8月25日。

次のページ、③-2を御覧ください。最後の段落です。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和5年6月1日、発注者、山都町長、受注者、熊本県上益城郡山都町柏716番地3、有限会社篠田商事、代表取締役、篠田博文。

次のページ、③-3を御覧ください。仕様書になります。

3に物品の仕様を掲載しております。

矢部小学校に縦45センチ、横65センチ、新J I S規格の机を椅子とともに193セット。二つ目に潤徳小学校に同じく縦45センチ、横65センチの新J I S規格の机と椅子を25セット、清和小学校に新J I S規格より一回り大きい50センチ掛ける70センチの机と椅子を98セット、蘇陽小学校に同じく新J I S規格より一回り大きい縦50センチ、横70センチの机と椅子を64セット、いずれも第一工業株式会社製となります。全部で380セットです。

潤徳小学校につきましては、来年度矢部小学校へ引き継ぐ必要があることから、矢部小学校と同じ規格としたところ です。

また、後年度における学校間での机、椅子の移動を考慮したとき、同様の規格としたほうが都合がよいことから、昨年度購入したものと同様の型式を採用したものです。

次のページ、④を御覧ください。机及び椅子のカタログとなります。上のほうが新J I S規格、下のほうが一回り大きい50掛ける70の規格の机となります。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 6番、矢仁田です。

これはなんで、矢部小、潤徳小学校とですよ、清和、蘇陽小の机ですね、寸法が広かほうがよかと思ってるんですけど、なんで同じもんにそろえんとですかね。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。実は教室の広さと教室内に入る児童の数にもよりますが、矢部小学校になりますと、この一回り大きい規格にすると、教室が手狭になりまして、机間の移動がしにくくなるということが分かりまして、それで断念しまして、人数が多いところについては、新J I S規格で対応するというところでしたところでは。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 現在ある使用可能なものも考えてだろうと思うんですけども、全部を取り替えるわけじゃないですよね。

全部ですか。では、中島小と蘇陽南に配置がないのはどういうことですか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。中島小と蘇陽南小につきましては、令和4年度に、去年、新J I S規格で一回り大きいものを導入しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 森林環境譲与税の活用については調査をいただきまして、ありがとうございました。

本来なら、そういう補助金を使って、なるたけ町の費用を少なくするというところで思っておりましたが、やっぱり教育環境を一日も早く整えるということで、活用できないことはないけども、早くにそれを導入することでされたということで、断念されたということですが、詳しい説明をありがとうございました。

では、中学校はこの仕様をもう満たしている環境が整っているということでしょうか。今回は、前回、今4番議員がお尋ねになった小学校、今回の小学校以外はもう令和4年度に済んでいるということですが、中学校も環境はきちんと整っているのでしょうか。お尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。中学校につきましては、矢部中学校と清和中学校は去年までに全部導入を終えておりまして、あと、今年、蘇陽中学校を同じタイミングで導入する予定です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** では、同じタイミングで導入ということは、今回これと一緒にしないでよかったんですか。じゃあ、また別に契約を提案される予定なんですか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。予算措置の関係上、小学校費と中学校費と分けておりまして、蘇陽中学校のほうについては、82セット分を既に入札を終えているところで、議会にかける案件にはならないということです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 私ちょっと理解不足で申し訳ありませんでしたが、私が現職のときには、古いのを選び分けながら、ちょっとでも使えるものを買って使っていましたので、全部きちんと一斉に導入していただいたということは大変ありがたいことだと思っております。感謝申し上げます。

ただ、じゃあ、今まで使ってた分で、まだ使えそうな分もあったのかなと思うんですが、全部もう廃棄ということになったということでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えいたします。今回の導入と併せまして、既存の机については、結局昔の規格ということで小さい机ですので、実際学校には使えないということです。無償で廃品を回収していただける方がいらっしゃるの、その方に無償で回収していただく予定としております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 無償でこれを廃棄していただくという方には大変ありがたいことだと思いますが、何かそういう机、椅子をリユースというか、使いたいなという方もいらっしゃるかなと思うので、きれいな分については、まだ使えそうな分については、「御自由に。町民の方、どうぞ」みたいな形でしていただいても、できるだけ、廃棄をすれば、また処分しないといけませんので、そういう形での御提案をされるお気持ちはないでしょうか。よければそうしていただきたいと思っておりますので、お答えをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

○**学校教育課長（工藤博人君）** お答えいたします。新規機の導入後の置き場所等の都合もありますので、今御提案いただきました件につきましては、検討させていただきたいと思います。

○**議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○**10番（吉川美加君）** 今回の4番議員と似たような質問にはなるんですけども、以前からやっぱり公共財産ということで、学校の備品等を、やっぱり取りあえずは、図書館にいたときのことですが、まずはやっぱり町民にとか公共施設に、そして町民にとりよの段階を経て、最終的に残ったものを処分していくなり、今おっしゃったような保管場所って、私もこの廃棄物について、全く新しいものに更新されるんで、そこをどっかに仮置きしなはらないかんよなというふうには想像していましたが、何しろ今おっしゃった一般に放出するのに、すごく手続が昔は煩雑で、本当に時間がかかる。椅子1脚くださいというのにもとって時間もかかったことが、半年ぐらい時間がかかったことがあるんですね。だから、そういったものをやっぱりさくさくとやっていく方法をやっぱり見出していただいて、公共財産を一般に放出するとなると、時間がかかりますのでということもあるのかなというふうにも思いましたが、今一挙に無償で廃棄するというようなことをおっしゃいましたので。でも、本当に一般の家庭で、あるいは農作業の過程の中で、いろいろやっぱり椅子、机は使い勝手がいいものじゃないかなというふうに思いますので、できればそのところを一考していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○**議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

○**学校教育課長（工藤博人君）** お答えいたします。先ほどお答えしましたように、総務課の管理のほうの担当部署と協議しまして、どういうことが可能かどうかということ踏まえまして、ちょっと検討したいと思います。

○**議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「物品売買契約の締結について（小学校児童用机・椅子購入）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時57分

6 月 13 日（火曜日）

令和5年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年6月8日午前10時0分招集
2. 令和5年6月13日午前10時0分開議
3. 令和5年6月13日午後3時20分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 10番 吉川美加議員
- 8番 藤川多美議員
- 4番 西田由未子議員
- 3番 眞原 誠議員

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 東 浩 昭    | 2番 坂 本 幸 誠  | 3番 眞 原 誠    |
| 4番 西 田 由未子  | 5番 中 村 五 彦  | 6番 矢仁田 秀 典  |
| 7番 興 梶 誠    | 8番 藤 川 多 美  | 9番 飯 開 政 俊  |
| 10番 吉 川 美 加 | 11番 後 藤 壽 廣 | 12番 工 藤 文 範 |
| 13番 藤 原 秀 幸 | 14番 藤 澤 和 生 |             |

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |               |         |               |         |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 町 長           | 梅 田 穰   | 副 町 長         | 檜 林 力 也 |
| 教 育 長         | 井 手 文 雄 | 総 務 課 長       | 坂 本 靖 也 |
| 清 和 支 所 長     | 長 崎 早 智 | 蘇 陽 支 所 長     | 村 上 敬 治 |
| 会 計 管 理 者     | 飯 星 和 浩 | 企 画 政 策 課 長   | 北 貴 友   |
| 税 務 住 民 課 長   | 高 橋 尚 孝 | 健 康 ほ け ん 課 長 | 木 實 春 美 |
| 福 祉 課 長       | 高 野 隆 也 | 環 境 水 道 課 長   | 有 働 頼 貴 |
| 農 林 振 興 課 長   | 松 本 文 孝 | 建 設 課 長       | 西 賢     |
| 山 の 都 創 造 課 長 | 木 野 千 春 | 商 工 観 光 課 長   | 藤 原 章 吉 |
| 学 校 教 育 課 長   | 工 藤 博 人 | 生 涯 学 習 課 長   | 上 田 浩   |
| そ う 病 院 事 務 長 | 枝 尾 博 文 |               |         |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日1人したいと思います。順番に発言を許します。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） おはようございます。10番、吉川です。6月定例会、一番の質問者となりました。今日も朝からお忙しい中、たくさん傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

さて、今年は梅雨入りも早く、既に雨の多い季節がやっています。気温の落差が激しい毎日に、体調を崩していらっしゃる方も多いのではないかとこのように思っております。

田植も終わりに近づいていると思いますが、冷夏の予想もある中、夏から秋への野菜や米の収穫がうまくいくように願っております。この時期の清々しい田んぼの環境を見るにつけ、心配になるニュースがありました。自然環境を破壊するような太陽光パネルの設置、拡大を懸念した国が阿蘇くじゅう国立公園の指定範囲拡大に動き出したというものでした。指定区域外の外側に次々と開発される太陽光や風力発電所は、山都町にとってもよそ事ではありません。また、別の日には、北海道の釧路湿原に太陽光パネルが出現しているという話がありました。希少生物への影響が大変心配される場所です。太陽光パネルの処分については、固定価格買取制度が始まった頃のパネルが契約期間を終え、大量廃棄の期限が迫ってきています。

毎年6月の定例会では、防災のことを質問するようにしています。災害は忘れた頃にやってくると言いますが、この出水期に改めて皆さんと一緒に防災のことを考える機会としたいと思っております。

議会前に町の防災会議がありました。その後、山都町防災士会のメンバーは町長から委嘱状をいただき、正式な組織の旗揚げとなりました。今日はいつものように防災について伺いますが、ここ最近の防災・減災は、福祉の観点を大事に考えることが主流となっております。山都町の福祉と防災という観点を軸に質問をさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） では、質問席のほうから質問を。今日はちょっと考えていることもたくさんあり、時間が駆け足になるかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

通告に従ってまいるつもりではありますが、福祉と防災、強く絡んでおりますので、質問が行

ったり来たりになることもあるかと思いますが、御容赦ください。

今日は山都町の福祉の現状について、まずは質問をいたします。あまりにも大きなテーマですので、質問の肝が見えにくかったり、また、答えにくかったりするかもしれません。しかし、今、少子高齢化の中で、どう町民が幸せを感じながら暮らせるだろう、これから先の10年、20年を想像したときに、暮らしやすい町であるか、我が事として気になることがたくさんです。私たちの世代の不安を代弁するつもりで質問してまいります。

防災のときによく使う正常性バイアスという言葉、自分には降りかからないだろうという根拠のない自信のことです。これは福祉の場面でも自分の将来に老いが来ない、年を取っても元気で誰の支援も要らないと思うことではないかと思います。いずれにしろ、老いと死は、誰にでも間違いなくやってくるものです。

さて、福祉とは一体何でしょう。改めて言葉を調べれば、福も祉も幸せを表す言葉です。しかし、現代社会においては、福祉は公的扶助やサービスという意味合いが強いです。そして、福祉と人権は深い深いつながりがあります。憲法にもあるように、全て国民は健康で文化的な生活を営む権利を有するとあります。人は自分だけで生きていくことは困難です。公助、共助、自助と言いますが、人口減少、高齢化によって助け合う、支え合う、つながりが崩れつつあることに危機感を感じる最近の状況です。

例えば、年度が替わるたびに、必ず発生する役員決めの案件です。役を引き受ける人がいないから会を閉める、脱退する。また、行事をしないということが少なからず発生しているようです。

しかし、役を引き受けるのが困難でも、その地域に支援を必要としている人がいるのではないかと思うんです。役を引き受けない方々を批判しているのではないです。コロナの間に活動が停止し、地域のやる気がそがれていることも事実だと思っています。福祉の手を差し伸べられない方へ、どうすれば手が届くのかを今日はお尋ねしていきたいと思います。

質問の1については、少し聞き取りをしてみましたので、私のほうからお話をしたいと思います。

まず、社協が管轄している民生委員さん、地区社協、福祉を支える会、自治振興区の福祉部、登録制で困り事の手伝いをする生活サポートセンターなどがあります。それぞれの地域でサロン活動や見守り活動をされていますが、どこも人手不足が課題です。中には役の引受け手がなく、会を脱退することを考えているところもあります。この浜町地区のように人口が多いところでも、民生委員が不足していたり、助け合いの班編成ができなくなっているところもあると聞きました。登録制の有償支援、生活サポートセンターもあり、昨年度の実績は355件だったそうです。小さな支援、掃除やごみ出しの手伝い、買物支援などの要請です。1回500円で出動されます。

また、皆様も御存じのシルバー人材センターがございしますが、お聞きしたところ、この10年で会員数が4割減、しかし、依頼数は10年前の8割方残っているそうです。

このように一部の活動を見ても、共通の課題、人材不足の件を町はどのように捉えていらっしゃるか、まず伺いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。町内の地域の福祉を支える団体として、議員がおっしゃいました民生委員、30地区福祉会等の団体が該当すると認識しております。

しかしながら、高齢化や役員の成り手不足により負担感が増したり、活動が狭まっているという状況は、町内、あらゆる地区で見受けられております。新型コロナウイルスの蔓延により様々な地域活動も制限され、その影響もあるのではというふうに感じております。

本町は、自治振興区を単位とした地域活動が盛んに行われております。地域のつながりが色濃く残っていると思っております。地域、町、社協と関係機関との連携を図りながら、地道な取組と申しますか、継続した地域福祉の活動支援に取り組んで、地域のサポートに取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** まさにそのとおりで思っています。本当にコロナのせいばかりにはできないんですけれども、コロナでやる気がそげているというところは非常に大きな問題かなというふうに思っています。

地域のつながりが深いところだというふうなことをおっしゃいましたが、それも人口減少によって地域間が離れていってしまうというところはあるんじゃないかなと思っております。

福祉を支える会、今の30地区社協ですね、シニアクラブ等々の活動が縮小しても、支援を必要とされている方は存在するし、そのような方々は多分助けてほしいと声を上げにくいのではないかなというふうに想像しています。今年度、重層的な支援を施策の一つとして掲げておられますが、山都町では元気な高齢者が多いとも思います。

でも、真に支援を必要とする人たちの掘り起こし、アウトリーチをしていくというふうにおっしゃっていますが、具体的な方法を教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。真に支えなくてはならない方のアプローチですけれども、困り事を抱えておられる方々の支援を強化するために、福祉課、健康ほけん課、社協と連携し、困り事の情報把握したら、早急に訪問するアウトリーチを行う事業の取組を今年度4月から始めております。

内容によっては不登校等ありますので、教育委員会や防災関係も関わってきますので、総務課、防災係とも連携して、ケース会議を通して各関係機関につないで対応することといたしております。

事業委託先には社協のほうをお願いいたしております、社協にはケース管理を行ってもらい、伴走的な支援に取り組むことといたしております。既に今年度に入って数件のアウトリーチ、訪問を行って、対応を行っております。

真に支えなくてはならない方へのアプローチは、早期に情報をキャッチすることが重要だと感じております。そのためには、先ほどの地域を支える団体や見守りをされている団体とのネットワークを通じた情報共有を強化していきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）**　そうですね。課長がおっしゃるとおり、情報を早くキャッチして、早く手を差し伸べる。大変分かりますが、一方で、先ほど言ったような民生委員が不足しているところとか、例えば、その地区の社協がちょっと崩壊しつつあるようなところ、人材不足の件、そういったところが多分、今、情報をキャッチするっておっしゃったのは、民生委員さんの訪問活動であったりとか、地域の見守り、いわゆる福祉の役を担っている人たちが、先ほど言った支える会であったり、地区社協であったり、そういったところの人たちがやっぱり見えてっというか、それを役場なり社協なりに情報を提供するということなんですけど、やっぱりそのところの、実際に、訪問活動がどのくらいやっぱり充実していくかというところがすごく大切で、しかも、そこに人材が足りていないというふうに思っていますので、そのところはもう少し研究をですね。仕組みはすごくいいと思っていますので、ぜひ、もう一步踏み込んで頑張っていたきたいというところだと思います。

先週末に、八代で民間団体が運営しているやっちろ保健室というのを私ちょっと見に伺って、そこでは商店街の一角の空き店舗を利用して、看護師の資格を持つ方が周辺住民の健康観察や茶飲み話ができる場を提供していらっしゃいました。いわゆるサロンの活動だというふうに思いますが、残念ながら商店街に久しぶり行きましたが、シャッター街と化しておりまして、しかしながら、保健室がオープンした時間と同時に近所のシニア世代の方が次々と訪れられて、健康相談やお茶を飲みながら話をし、いわゆるそういう温かい空間を作っていらっしゃいました。

後に触れるこの防災にもつながりますけれども、日頃からの小さな支え合いが大切だと思っています。そういった共助の仕組みづくりへのアイデアをお持ちであれば、ちょっと伺いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）**　福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）**　お答えいたします。支えている人員が不足しているという御質問もありますけれども、日頃から福祉関係に支援されている団体のほかに、警察署や消防署、日頃から住民と接することが多い金融機関、ガス業者、コンビニエンスストア等の事業所も、おのこの業務を通した見守りができる立場であると捉えて、昨年度、社協と共同で情報共有を図ることを目的とした見守りネットワーク会議を行いました。まずは緩やかな見守りを行い、ふだんとの違いに気づくことを心がけるよう意思の統一を図りました。個人や一つの団体に負担をかけるのではなく、幅広く連携した支援が無理なく支えを進めていくことができると考えております。

今年度さらに一歩進んで、気づいた後に声かけ、つなぐという行動につなげるようなネットワークの強化を図っていきたくて考えております。

**○議長（藤澤和生君）**　10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）**　本当、さらに見守りネットワークの支援会議、これも民間にも頼りながらということで、非常にいい取組だと思いますし、本当に個別に訪問される業者の方が本当に多いかというふうにも思いますので、しっかり連携をしていただきたいというふうに思います。

また、まだ決まっていないでしょうけれども、今年度は移動販売の予算も出ていて、そういったところが、またそういったものに協力をし、声かけ、見守り、そういったところに協力してい

ただける業者の方が選定されれば、本当に、また一つ厚くなっていくのかなというふうに思っているところです。ぜひ、選定業者のほうのお仕事も頑張ってください。

そして、この福祉行政の幅広さとか奥深さを考えるときに、担当課の人員配置が非常に足りないんじゃないかなというふうに思っているんですが、特にほけん課あたりにおいては、事務職が一人しかいないというふうに聞いています。管理職や専門職が窓口対応しているありさまなんです。

この人事の配置については大きな課題ですし、福祉行政をつかさどる町の行政職員が疲れてしまっていては、町民の健康と福祉はどうなるのでしょうか。職員の負担を減らすためにも、業務の優先順位をはっきりと決めながら進めることが大事ではないかと思いますが、その点について答弁をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、お答えいたします。本年度の職員数は、そよう病院を含めまして311名となっております。また、本町では17の部署を設けており、これらの職員を業務内容に応じて配属しているところでございます。このうち福祉課に所属する職員は、事務職が全体で16名、保健師、社会福祉士、保育士などの専門職は30名を配置しております。全職員の約1割となっております。

さらに、業務を補完するために会計年度職員145名を任用しており、そのうち福祉課には41名を、全体の約3割の会計年度任用職員を配属しているところでございます。

福祉行政においては、子どもから高齢者まで多くの住民の皆様に対する業務を行っており、職員一人一人が多く業務を担っている状況にあります。このことは福祉課以外の部署においても同様の状況にあります。このような状況の中、業務に対応できる職員配置を行うことは、人的確保や財政面からも限界があるというふうに考えております。

町といたしましては、住民サービスをできる限り低下させないことを配慮しつつ、業務の見直しや効率化を図り、限られた職員において対応できる体制を整備してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 実情は分かります。本当に各課でも、今年3月の議会のときにも同僚議員から質問があったというふうに思いますが、やっぱり人員削減を一生懸命やってきた中で人員が足りない。そして、会計年度職員が増えている。その人たちが補っても、まだ足りない業務があるということがよく分かります。よく分かりますが、やっぱりここでは、もう財政難であるとか、その確保が難しいとか、やっぱりそういったところをもう1回飛び越えるような考え方、やっぱりこのまま町が縮小していく、人がいない、役場も人がいない。両方一緒に下がっていくということで、非常にやっぱりよろしくないかなというふうに切実に感じるところです。

やっぱり私たちが幸せな福祉、もちろん今、課長がおっしゃったように福祉だけではありません、町の役目はですね。だけれども、やっぱり私たちが生きていく中で非常に大事なウエートを占めている部分だというふうに思っていますので、これはぜひいろんなハードルを飛び越えなが

ら、いろんな支援を受けながら、県とか国とか、そういったところにも御相談をしながら、やっぱり人材確保には努めていただきたいし、そういったことで町民がやっぱり不幸な思いをしなくていいような施策をぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお考えください。

さて、またちょっと福祉の現場に戻りますと、これ以上、今おっしゃった人的パワーという、本当マンパワーが足りないというのが非常に大きな問題であり、いろいろやりたいことはあるけれども、そこに手が回っていかないんじゃないかということもあるんですが、担当課のほうではやっぱり業務の……、何もかんもせないかんことはたくさんあります。たくさんあるけれども、やはりこれ以上職員も疲弊していかないように、やっぱ町も疲弊していかないように、やっぱ業務に優先順位をつけていくということも非常に大切なことじゃないかと思うんですが、今一番、課題解決、一番最優先すべきこと、ていうふうなことは、何だというふうに捉えていらっしゃるか、伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。少子高齢化が進んでいる本町においては、子育て支援、高齢者支援、この二つが福祉政策の大きな柱と認識しています。

子育て支援については、県内でもいち早く子ども医療助成を高校3年生まで拡充し、出産祝い金、そして、予防接種の助成等の支援を進めています。

高齢者支援については、福祉課高齢者支援係の地域包括支援センターを中心に、シニアクラブの活動支援、認知症予防対策など、医療や介護の関係機関と連携した対策を進めております。

福祉の年間予算でも約30億と、町の4分の1ほど福祉、行政に充てている状況です。福祉政策は担当課だけでなく、様々な部署や関係機関と関わっていますので、横断的な取組が進むよう課題共有に取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 本当に集中して、やっていっていただきたいというふうに思っています。本当にこの予算、足りない足りないと言いながらも、本当に円グラフを見れば、もちろん福祉の関係の予算が一番大きいわけでありまして、それだけに私たちも本当に健康に気をつけながら、医療費に食い込まないようにしていかなくちゃいけないという我が身を振り返りながらも、本当に幸せなまちづくりというところをぶれないように頑張っていただきたいかなというふうに思っています。

次に、移動手段について担当課にお伺いしますが、この広い広い山都町に暮らす高齢者が安全を優先して免許返納をされますね。子どもたちや孫たちから、じいちゃん、ばあちゃん危ないけん、もう運転せんでと強く言われて返納される方もいらっしゃるでしょう。

皆様も御存じのように、この町で暮らすためには車の運転が不可欠です。遠くに住む家族は当てにできませんし、御近所の力、公共交通の力が必要です。町ではオンデマンド交通の実証実験をここ数年取り組まれているというふうに思っていますが、もう実験している猶予はないんじゃないかなというふうにも思っています。県内でもドア・ツー・ドアの支援がそこここで始まって

います。乗り合いタクシーのようなものだと思うんですが、現在の取組状況と今後の見通しをお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。来年度からの山都町地域公共交通計画を改定するため、現在準備を進めているところでございます。

コミュニティバスも年々利用者が減少し、見直しが必要であることとともに、高齢者の免許返納者も昨年度は64名となっております。

昨年度、一部地域の70歳以上を対象に行ったタクシー利用実証実験についても、地域のコミュニティを活用しながら利用が行われており、移動手段をバスからタクシーへ転換する可能性を見いだしたものであります。

来年度からの山都町地域公共交通計画では、高齢者も利用しやすい新たなデマンド交通への体制づくりや導入手法について、明記することができればと考えております。また、ドア・ツー・ドアでの移動が可能となるAIデマンド交通の実証実験を来年度から行えるよう、今年度中に実施計画を策定するよう予定しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** もう本当にドア・ツー・ドアになっていかななくてはならないというふうに思っていますし、担当課のほうではいかがですか。今、県内でも、この間、新聞に載っていた山鹿であるとか、それから、近くで言えば嘉島もやっていたらっしゃるし、そういった乗り合いタクシーみたいなことは、きんぎょタクシーなんかは、すごく長洲は早かったですけれども。

地域の県内のそういった状況の視察等々、情報収集はどのようになっていますか。よろしく願います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** 随時、報道等があったときには一応、担当と係と共有して、話をしております。ドア・ツー・ドアに関しても、できるだけ早い段階で本物のものとなるように取り組んでいきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 大変大事なこれも仕事ですので、よろしくお伺いしたいと思います。本当に何か我が事を皆さんのことというふうに思いながら質問していますが、私もついこの間、もう60代半ばになりまして、あと10年したら75、20年したらもう85だなあと、そういうとき、皆さん御存じの方は、一軒屋で夫婦二人で支え合っていないかんのやなというふうなことを思ったときに、やはりいち早くこういった公共のサービスがないと、私たちは本当に生きていけるのかなというふうに思っているし、また、私たちだけでなく、本当にこの広い山都町に点在している高年齢を迎えられる方々が今後10年、20年、安心していけるように、いち早い手段を確保していただきたいというふうにお伺い申し上げたいと思っております。

では、これからは福祉と防災を結びつけての質問に移っていききたいと思います。

私は熊本地震の後に防災士の資格を取らせていただきました。今年度ようやく山都町防災士会が立ち上がりました。個々の力ではなくチーム力で当たるべきではないかと提案をしてみいましたので、大変うれしい防災士元年というふうになったと思っています。

防災は今、福祉防災の考え方が主流となっております。要支援者を安全に避難させること、日頃から要支援者の情報を共有し、声かけをし、早く安全な避難ができることが大切です。

そこで、先ほど触れましたけれども、小さな支え合いの場での情報の共有について伺います。国は要支援者名簿というものを作るように進め、それを作らせました。当時はコロナ禍にある中で、委嘱された民生委員さんたちには大変御苦勞をいただきながら名簿が作られました。

しかし、聞くところによりますと、この名簿はいざ災害時にしか共有をされない。共有というのは、個人情報や役場、それから警察、消防、そういったような関係機関に共有をするということになっています。いざというときにしか出せない情報というのに意味があるのかなというふうに思っているのですが、現在、山都町には避難時に配慮が必要な方、今の要支援者名簿に載っている方々が3,000人いるというふうに、この間の防災会議の中で説明がございました。その方々を安全に避難させるためには、小さな地域での情報を共有して、日頃からの見守りや声かけができるようにしておくべきではないかなというふうに思っています。

防災計画の中にもありましたが、やっぱりいざというときに誰が誰に声をかけて、どこに避難をしていくのかということが地道に作られていくということが必要ではないかというふうに思っています。

もちろん中には、自分の情報は知られたくない、そがんとは要らん世話とおっしゃる方もいると思います。その上で、この情報の使い道についてどう考えていらっしゃるか、伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。要支援者名簿は、福祉課が民生委員等を通じて作成をしております。これは避難行動要支援者名簿のことで、災害が発生したときに、自ら避難することが困難な方などの情報を本人の希望に基づき名簿を登録し、民生委員などと日頃から共有することで、見守りなどを通し、災害時などの避難支援等につなげることを目的とする名簿のことです。

総務課防災係では、災害が発生した際等に福祉課が管理する最新の要支援者に関する情報を把握し、人命に関わる案件については自衛隊、警察、消防、消防団と情報共有を行い、避難者の救助、行方不明者捜索等に活用していくこととしております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 課長、ちょっと確認させてください。今、避難時の要支援者名簿、これは本人の希望で作成されていくものだというふうにおっしゃいましたが、これを日頃から情報共有しながらというふうに今おっしゃったんですが、私が知る限り、いざ災害が起きたときに共有するものだというふうに伺っているんですが、今、課長がおっしゃった日頃からの共有という部分はどのようなふうになっているのか、ちょっと伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。日頃から関しましては、福祉課のほうで民生委員の方と通じながら、その要支援者名簿の方に対する状況を共有するというような活動がされているというものでございます。消防とか自衛隊とかは、災害が発生したときというものでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 了解しました。少し安心をしたところですが、せっかくの名簿を有効に活用できてないというのはおかしなことだなというふうに思いましたし、例えばシニアクラブの皆さんが、シルバーヘルパーという活動を友愛活動の中で展開していらっしゃる。この間、シニアクラブのほうにもちょっとお伺いをして、現状をお伺いしたところなんですけど、シルバーヘルパーに登録していらっしゃる皆さんは、およそこの地で育ったり、結婚してこの地で長く暮らしている方が多くていらっしゃるの、お互いを知る上で、いわゆるそういった公的な情報というのはあまり必要とされていないかもしれませんが、昨年度の訪問活動の実績は2,000件を超えた。これは矢部地区です。矢部地区のお話を聞いたところですが、2,000件を超えるものがありました。

そして、そのヘルパー部会の方々は月例会を開いて、情報のアップデートをされているというふうにも聞きました。これ大変やっぱり大事なことで。一番小さな単位のところでは、いわゆる個人情報、個人情報と言いますけれども、何か誰々さんところの何とかちゃんがみたいなことが大いに語られていっているのではないかなというふうに思うし、そういう小さなつながりを大切に防災・減災に努めていっていただきたいというふうに思っているところです。

さて、6月5日に開催された町の防災会議では、町長はじめ、各課長、消防署、警察署、消防団、建設業、商工会などなどの町の主要な関係機関の方々が一堂に会する大きな会議でした。それはそれで大変重要なことなんですけど、確かな減災・防災というのは、先ほど申し上げますように、小さな集団の中での訓練の積み上げでしかないと思っています。

防災係では、町の自主防災組織はほとんど結成されましたし、次の目標は地域防災計画の作成だというふうにおっしゃってました。計画をつくるだけが終点ではないことはお分かりのことだと思いますが、計画が実行に移るためのよいアイデア、今からの方向性をお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神の下、地域住民が自主的に防災活動を行う組織のことで。28自治振興区の全てにおいて、自主防災組織が組織されております。現在、町においては、広域な自治振興区に対して、集落などの行政区ごとの設立を推進しております。これまで、自治振興区28組織と行政区10組織の38組織で設立されております。

防災訓練の実施状況につきましては、令和4年度、1回以上行った組織が32組織と84%あり、町民の防災に対する意識の高さがうかがえます。

しかし、訓練を実施した組織において、8組織は安否確認、情報伝達訓練のみの組織もあり、今後の訓練充実が期待されます。また、未実施の6組織においては、新型コロナウイルス感染症

の影響もあったかとは思いますが、過去数年、訓練が行われてない状況であります。

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したこともあり、積極的に防災訓練の実施、参加を一層呼びかけていきたいと思っております。

今後も熱心に活動されている組織の訓練状況を広報やまことに掲載し、広く紹介して、活動の啓発を行っていきたくと考えております。

町では、防災係に危機管理監を配置し、各組織からの要請により防災講話や防災説明会など啓発活動を行っており、組織の充実化に取り組んでおります。そのほか、年に2回、自主防災組織の防災訓練の強化月間も設定して訓練を呼びかけており、今後、訓練等の活動がされていない組織に対して、重点的に啓発活動を進め、災害発生時の対応に備えていきたいと考えております。

あわせて、防災訓練実施時に防災係の職員の派遣を行い、現状の把握や訓練内容の改善、指導を行うとともに、今年度発足した山都防災士会の協力をいただき、防災士の地域での活躍にも期待しております。

重ねてになりますが、令和5年度におきましては、防災訓練未実施の活動促進を重視し、防災説明会や防災講話を重点的に行っていきたくと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。本当に実行力のある、今、本当に課長がおっしゃったように、訓練とは名ばかりのところが実際あります。やりましたという丸印は出ていくんですが、内容を聞いてみれば、そういったことです。

これは本当に先ほど申し上げましたように、これはできないことじゃないと思っていて、方法と……、ある程度お任せ、強化月間です、よろしくお願ひしますというだけではなく、本当に実行力のあるものにしていくためのアイデアをいろいろ……。今本当に、私ちょっと質問の中に防災士会に対する期待はなんていうことを申し上げましたが、今、既に課長のほうから言っただきました。本当、12名でしたかね、発足しましたが、やっぱりお互いアイデアとかやりたいこととか、やっぱりなったからにはとか、防災士会が立ち上がったからには、今までは身分を保障するものがなかったので、いろんな地域に出張っていくということが難しかったんですが、これからはちゃんとジャケットを来てお手伝いをしていくということが出来ますので、ぜひ連携を深めながら防災士会も活用していただきたいというふうに思っています。

また、これもちょっとよその町の例ですけれども、合志市の永江団地に知り合いがいて、ああいうふうに人口の大きい出入りの激しいところでさえも、地域の区長や班長さんが細かい防災の仕組みをつくり、いざというときに誰が誰をケアするのかというのを決めてある。日頃から決めてある。そして、まめに防災訓練をやっているということも聞いておりますので、できないことはないだろうというふうに思っておりますので、知恵を出し合いながら、より安全な、よりみんなが安心できる防災計画を立てていただきたいというふうに思っています。

それでは、この最後のこのマイタイムラインのところなんですが、この作成をやっぱり急ぐべきだというふうに思っています。その啓発についてやっぱり進めていただきたいんですが、そもそも家にあるハザードマップ、あれ2019年のデータでして、まだ避難所の更新さえもされていな

い。変更があっているところがあるんですが、そういったものも更新されていないんですが、情報は紙のものですから、どうしても古くなるんですが、今は皆さんがスマートフォンとかも持ってらして、気象庁のサイトからキキクルとか、NHKの防災アプリとか、非常に有効に使えるものがありますので、無料で。そういったところの使用方法なども同時に啓発していったらどうかというふうに思っています。

マイタイムラインというのは、皆さんも言葉が大分出てきていますので御存じかと思うんですが、自分がいつどうやってどこに避難するかという、家族との連絡をどうするかという、自分で心構えをつくるものなんです。

これについては県も非常に推進をしまして、熊本県のバージョンをこの間ちょっと試してみたんですけども、パソコンがなくても、スマートフォンで簡単に入っていきますし、画面にはくまモンが楽しげに出てきますので、子どもさんなんかと一緒に、家族でみんなで作ってみてはどうかかなというふうに思うんですけども、家族で共有する情報の量は多ければ多いほどいいんじゃないかなというふうに思っています。この点の啓発についてどのようにお考えか、お伺いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。本町においてのマイタイムラインの普及につきましては、防災説明会、防災講話等で担当職員が行っておりますが、完全普及には至っておりません。

しかし、町内の一部、自主防災組織では、タイムラインを活用した訓練を行っている組織もあります。マイタイムラインの考え方及び作成要領など、住民の皆様への周知につきましては、これまでも広報やホームページ、防災説明会、または防災講話などを通じて行っておりますが、今後も引き続き、自治振興区や自主防災組織など、住民の皆様がお集まりになられる機会を利用いたしまして、より一層、マイタイムラインの啓発活動を行っていただければと考えております。

あわせて、先ほど議員からもありましたが、本年度中に新防災マップにつきましても作成を進めているところでございますが、これにも、このマイタイムラインのことについて掲載をしていきたいというふうに思っております。また、必要に応じまして県の専門官派遣要請も行いながら、普及啓発を行っていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ぜひ進めなくてははいけませんね。今、マイタイムラインというふうなことを申し上げましたが、私が防災士になったときには、パーソナルカードというのを進めてもらっちゃいました。それは、今皆さんが名札につけているようなサイズに折り畳んで、いわゆる私がこうなったら、ここに連絡してくださいねとか、私の血液型は何型ですとか、既往症はこんなのがありますとかいうメモを避難グッズの中に差し込んでおくんですね。あるいは、ヘルプカードとかというふうなこともありまして、これは例えば認知症の方、例えばそういう高齢者で少しお困りの方とかが、日頃、例えばみかちゃんと呼ばれているとか、何とかちゃんと呼ばれているとかね。私は何とかと呼ばれていますとか、私の好きなことは何かですとか、私はこういう

ことならできますとか、何かそういったことを載せていく、いわゆるパーソナルカードみたいのもあって、そういったのを住民皆さんが身につけていかれるようなことも進められたらどうかなというふうに思っています。

また、防災士会でもそういったことに取り組んでいきたいかなと私のほうでは思っております。提案をしていきたいというふうに思っております。

では、ちょっと後半押してきましたけれども、役場の人事配置、先ほどちょっと人が不足しているんじゃないかと。総合的には、今、課長がおっしゃったような人数は分かります。分かりますが、このバランスですね。先ほどおっしゃったような福祉課においては女性職員が大変多く、建設や農業という現場には男性の割合が多いような気がしています。女性職員がいなくて気になっているのは防災係です。災害の現場にも女性の視点や働きが必要なことは、防災会議でも認識をされています。私も防災係に女性職員をと長年提案をしてきたんですが、相変わらず達成はできていません。

また、商工観光課には女性職員が一人というのも解せないんですね。しかも、その職員は正職員ではなく、契約職員です。正職員でないけれども、よく働いていただいているところです。

この防災も観光も女性の視点が入らなければならない部署ですが、すいません、答弁を副町長にお願いしたいんですけども、副町長は長くこの山都町の役場で商工観光関係の仕事をしてこられました。商工観光課の仕事において、女性職員がいないデメリットはよく御存じのことだと思います。外出してお金を使うのは女性ですし、旅行先を決めるのも断然女性が多いのではないかというふうに思っています。この点の見解をお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、楢林力也君。

**○副町長（楢林力也君）** 私も現職のときに、いろんな課に回りました。必要なところに必要な人員を配置していくというのは、非常に難しい面があります。御指摘の商工観光課にもやはり日頃、お買物するときは、やはり女性の方が財布を持って、男子は後ろから、手を後ろに回してのぞいているというようなことが多いです。ですから、そういう女性の視点でいろんな観光の施策をしたりとか、非常に大事なことです。

それから、観光に限らず、福祉課は福祉課の、防災は防災の視点で、女性の視点が必要なことはいっぱいあります。防災なんかで言いますと、対策もそうですけれども、実際に災害が起きたときに、その避難所でどうするかというようなときに女性の視点で、前回の熊本地震のときも保健師の皆さんに本当に頑張ってくださいました。そういうところの適正な配置は非常に大事だと思っております。

町長のほうからも、人事異動は4月1日にやったけども、いろいろ悪いところは切れ間なくすぐにもやってもいいというふうな指示を受けております。私もできるだけ各課のいろんな状況を見たいということで、できるだけ各課に足を運んで見ているところでもありますけれども、まだまだそこが十分に把握できていません。また、職員の中には、やはり適正な人員配置に対する不満も多くあります。

ですから、そういうところをいろいろ聞き取りしながら、人事評価もありますので、そういつ

た各課長にはそこらあたりの職員との対応をしっかり向き合っ、相談していただき、それを人事に反映していただくようお願いしております。それを人事課のほうで判断して、最終的には町長が判断するということですね。足りない分にはやはり手だてをしないと、町民の皆さんに迷惑がかかりますので、そこだけはやっぱり避けたいと思っております。

4月、5月の窓口を見てみますと、非常に住民の皆さんを待たせたりしております。非常に心苦しいところはありますけども、できる限り支所との連携をしたりとかでやっておりますけれども、まだまだ住民の皆さんからは不満があると思いますので、そこらあたりは適宜、朝令暮改ではありませんけども、随時対応していくように、やっていきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。また、副町長には、現場を今見て回っているというふうなことでしたが、本当に職員と密接な関係を築いていただき、悩みを聞いたり、元気の出る職場づくりというものにも本当に力を出していただきたいというふうにお願ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、次に、伝統芸能の伝承について伺いたいと思ひます。前回の議会だよりの表紙に、男成神社で久々に行われました少女神楽大祭の奉納を見させていただき、写真を撮らせていただき、表紙に使わせていただきたいんですが、本当にすばらしい舞を見せていただいたところです。

この神楽の再興については、山都ラボの取組をされた町内の女性の方が尽力されたということもお伺ひしているんですが、あのとき踊った子どもたち7名のうち5名がもう中学生となりました。2名は6年生でとどまっておりますが、来春は中学生となります。

従来、地元の御岳小学校の女子生徒たちが舞っていたというふうなのですが、地元子どもが残らなくなっていますね。御岳小学校は今、矢部小学校のほうに子どもさんは行っていらっしゃるわけなんですけれども、私が知る限りでは、東竹原の高畑神社で奉納される田植踊り、これも地元子どもたちが踊っていて、蘇陽小学校の方々が伝承していらっしゃると思うんですが、この数年間はコロナもあって奉納がされておられませんので、現在どうなっているのかなというふうにお願ひしているところです。

それから、目丸の伝承されている棒踊り、こちらのほうも地元には子どもさんがおられませんので、今、大人の方々が継承をされてはいるところですが、やはり高齢化の波があり、厳しくなっているんじゃないかなというふうにお願ひいたします。

地域伝承文化の継承というものは、清和地区で長年行っている清和文楽の継承の方法が最も理想的なような気もするんですが、学校の先生方の負担を考えると、町の生涯学習的な取り組み方が求められるのではないかなというふうにお願ひいたします。

山都町にはほかにも蘇陽地区の神楽もあり、生涯学習の楽しみ、大人の生きがいつくりとしての山都町伝統文化継承クラブというような趣味のクラブを立ち上げることはいかがかなあというふうな……。担い手不足と、こういうクラブの立ち上げということについて、担当課のほうから答弁をお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。近年、少子高齢化に伴う地域の過疎化により、伝統芸能における高齢者不足の課題は、県内のみならず全国的な傾向にあります。

本町では、清和文楽におきまして後継者育成の取組を行っておりますが、清和文楽の里協会と共同で、週1回、令和元年度より小中学生向けと成人向けの教室を開催しております。

このほか、町内で活動している伝統芸能団体は、今年4年ぶりに復活しました男成神社の少女神楽や目丸の棒踊り、蘇陽地区の神楽や団七踊りなど、9団体がございます。

教育委員会としましては、少額ながら各団体への助成金の交付、道具修理などの補助を行っておりますが、保存会を取り巻く環境は厳しく、地域の過疎化が大きく横たわり、人材不足が活動継続に影響を与えておるところでございます。

コロナ禍が明け、今後は本格的に活動が再開されると思われませんが、保存、継承に向けた工夫としましては、伝承活動を紹介する広報活動や地区の活動にとどまることなく、団体に負担のかからない程度で披露の場を用意するなど、町としてどのような取組が可能か模索しながら、伝統文化の継承につながるよう、支援に努めたいと思います。

また、議員御提案ありました、伝承文化継承クラブのようなクラブ活動は、今後の伝統文化の継承という点で有効な手段の一つであると考えております。文化活動の一環として、実現できれば素晴らしいものだと思っております。

今後、学校におきましては、部活動が社会体育に移行してまいりますが、文化芸術活動におきましても同様であり、その際、受皿となる伝統芸能保存会とも連携できれば、より継承につながるものと思われまふ。もちろん、大人の方も興味をいただいた方がおられれば、なおのこと相乗効果が期待できると考えております。

このようなシステム構築に向けて、関係団体とも意見を交わしながら、前に進めることができるよう努めてまいりたいと存じます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** いろんな御提案ありがとうございます。今、課長がおっしゃった発表の場を作る、創設する、これは非常に大事なことだというふうに思っています。やっぱりコロナもありましたけれども、蘇陽地区で神楽祭りというふうなのが1月に行われていますが、やっぱり発表の場があるということは、やっぱり地域の頑張り度が違うというふうに思いますので、そこら辺はしっかりと、何とかフェスじゃないですけど、みんなが文化祭みたいに出てこられるような場所の創設も非常に大事なことかというふうに思ったところです。

それから、人手不足の件ですが、以前にも、もう何年も前ですが、地域おこし協力隊ですね。今、清和文楽に一人いらっしゃいますが、やっぱり好きな人はよそからも文楽やりませんか、神楽やりませんかというふうな募集の仕方もありじゃないかなというふうに思っていて、その子、その人たちが担い手として地域に残っていただければ、それはまた、それで素晴らしいことじゃないかというふうに思っていますので、そういった点も考慮いただければなというふうに思っています。

すいません、では、最後になります。昨年からの提案をずっとし続けておりました町内の小中学校の女子トイレへの生理用品の設置については、現在の進捗状況を担当の課長からお伺いしたい

と思いますが、併せて予算化のほうも進まれたでしょうかということをお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えいたします。まず、設置状況等なんですけれども、校舎や体育館のうち、各学校で必要と判断された女子トイレにそれぞれ設置されておられます。

また、周知関係なんですけれども、学校では、教員において設置に係る共通理解を図っておられます。また、子どもに対しては養護教諭や学級担任等を通じて、また、保護者に対しては多くの学校が保健だより等を通じて、それぞれ周知されているところです。

予算の絡みなんですけれども、予算につきましては予算化して設置しております。今年度においては、学校において使用状況が異なることとなりますので、配当予算により措置できればということ想定しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 私の地元というか、私、清和に住んでおりますが、清和小学校の、この間、養護教諭の先生に伺ったところ、大変感心したのは、あそこはもう既に設置をされておりましたが、説明を1年生の子どもからしたっておっしゃったんですよ。1年生の子どもたちからちゃんと説明をし、そして、設置は3年生以上にさせてもらいましたということだったんですが、今の本当にそういったいわゆる性教育というんでしょうか。そういった体の仕組みのことをやっば早くから知るといふことに養護教諭の先生が取り組んでいらっしゃったということは、非常に大事なことだといふふうに思いました。

そして、聞いたところ、たくさん用品をいただきましたって、でも、実際に使っているのはそんなに多くないというふうなことです。多分、今、実質取られているというふうに思うんですが、予算もそんなとんでもない予算は多分要らないはずなんですよ、実績からすると。そして、やっばり自分の体、私なんかももう本当に何十年も付き合いしてきたわけなんですけれども、やっばり自分の体のことをやっば大事に考える。そして、相手の体のことを大事に考えるという点でも、この理解を進めていくというのは非常にいいことじゃないかなというふうに思っているところです。

3月から設置された期間と、それから、どのようにその実数把握をされているのかという実態も、もし今日、御返事いただければと思いますが。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えいたします。実際設置を始めたのは、年明けの1月から、それぞれ設置しております。一応毎月、養護の先生を通じて、実数がどれぐらい減っているかという数字は取っているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 大変ありがとうございました。このことが進み、本当にお互いの体のことをよく知る機会になったらいいかなというふうにも思っていますので、今後とも引き続きの

継続、よろしくお願いいたします。

以上で今日の質問は終わりますが、今後も住民の安心・安全な暮らしについて、共に考え続けていけたらなというふうに思っています。終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前11時06分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** おはようございます。8番、藤川です。心配されました梅雨時期の台風2号、3号も上陸もなく、被害もありませんでした。安心されたことと思います。

さて、75歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種の令和5年春開始接種の予約が始まり、接種も半ばを迎えました。私の家族の予約で5月末にしましたところ、一番近いところと思って、そよう病院を見ましたら、今年度は既に予約できる日がなくて、やむなくほかの医療機関に予約を入れたところです。

そして、6月に入りまして知人から予約の相談を受けましたので、そよう病院は埋まっていますよと、ほかの病院でないと受けられませんがという紹介をしながら、ウェブで見ましたところ、今度は埋まっていたはずのそよう病院がなぜか毎週金曜日、予約ができるようになっておりました。早速、そよう病院に予約を入れてあげたところなんですが、一体、予約ができなかった期間はなぜこうだったのか。私の家族のように申し込めなかった人もいたのではないかと心配をいたしております。

このことは通告をしておりますので、後ほど担当にお聞きしたいと思いますが、こういったトラブルがないようにお願いしたいものです。

それでは、一般質問を通告に従って、発言台より質問をいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** それでは、まず最初に、マイナンバーカード関連についてお伺いをいたします。

マイナンバーカードに絡むトラブルが続出をしております。マイナ保険証の他人情報のひもづけ、公金受取口座で別人口座の登録、コンビニで住民票を取ったら別人の証明書だった、マイナポイントを他人に付与していた、全く別人の医療情報が閲覧できる状態だったなど、マイナンバーカードをめぐるトラブルが次々と明らかになりました。

あきれるのは、カード普及を旗振りにしてきた政府の言い分として、健康保険組合のせい、システム会社のせい、委託業者のミスなど責任逃れの言葉です。ここに二、三日になって、やっと

政府が認め、謝罪をいたしました。

そんなトラブルが発生しているにもかかわらず、利用拡大策はどんどん進み、保険証廃止などを含むマイナンバー法改正案は6月2日、可決成立をいたしました。公金等の給付金事務の迅速化のため、行政機関が把握済みの住民の口座を公金受取口座として登録する制度が創設されるようですが、不同意の意思表示がなければ登録に同意したものとみなされます。

厚生労働省によりますと、医療保険を運営する健康保険組合などは、被保険者からマイナンバーが未提出の場合、住民基本台帳からマイナンバーを確認することがあり、その際、同姓同名や生年月日が同じ別人のマイナンバーを誤って入力し、保険証とひもづけていたとのこと。その際の誤入力、誤りの入力は、2021年10月から22年11月末までのほぼ1年間で約7,300件あったとのこと。

こうしたミスが原因で、医療機関でマイナ保険証を利用した際や専用サイト、マイナポータルへのアクセス時に、別人の医療情報を閲覧されたケースも5件報告されています。

そこで、山都町の現状をお伺いいたします。マイナポイント第2弾の事業やマイナ保険証による事実上のカード義務化で申請は急増し、国民の77%がマイナカードの申請をしているようですが、まず、現時点での山都町におけるマイナンバーカード取得者数とマイナポイント取得者数、併せまして、2番目に書いておりますカードの申請から交付まで、また、ポイント事業に絡むトラブル等の発生状況を併せてお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 税務住民課長、高橋尚孝君。

**○税務住民課長（高橋尚孝君）** お答えします。令和5年5月31日現在の山都町におけるマイナンバーカードの取得者数は1万304人で、取得率は73.8%です。マイナポイントの取得者数は、それぞれが様々な決済サービスに申込みをされており、また、国も公表していないため、役場での確認はできない状況です。

なお、町では、昨年12月から現在までマイナポイントの申込み支援事業を行っており、この事業で支援を受けられた方は、5月末までの累計で922人、ポイントの金額は1,275万5,000円分となっています。

マイナンバーカード関連で報道されている主なトラブルで、自治体の窓口で職員が手続の支援をしている中で、マイナンバーと公金受取口座のひもづけで、他人の口座を誤って登録したものが全国で748件あったと公表されています。山都町でこの事例はありません。

同じように、マイナポイントを別の人のキャッシュレス決済サービスにひもづけたものが全国で173件公表されていますが、山都町において、このような誤りは確認されていません。

また、役場での支援の有無にかかわらず、家族で口座のない子に親の口座をひもづけするなど、当人ではない家族名義の口座登録は全国でおよそ13万件と公表されています。これについては、山都町でも一定数ある可能性があります。その状況はこちらでは確認できません。これは、公金受取口座の情報はデジタル庁が管理しているためです。

なお、公金受取口座情報を役場が使用する場合は、必要な業務ごとにデジタル庁から口座情報を得るようになっています。

一方で、マイナンバーカードやマイナポイントについては、その説明に時間を要したり、誤解があるのも事実です。特にマイナポイントについては、公金受取口座を登録すれば、そこにポイント分のお金が入ると思われていた方がいるなど、ポイントやキャッシュレス決済サービス自体の理解が難しく、納得されるような説明ができないこともあります。

マイナポイントに係る決済サービスについては、町内や近隣で使えるものを幾つかお伝えするなどして、その支援を行っているところです。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今お聞きしますと、大きなトラブルはなかったというふうにお聞きしておりますが、中には把握できていない部分もあるということでございますので、小さなトラブルはあったのかというふうに感じております。

5月30日には全国知事会も、総務省とデジタル庁に安全で安定的な運用を求める緊急提言をされたところです。山都町本町においては、このマイナ関連に関しては、委託業者、まちづくりやべに委託をされておりますが、今月も事業の延長ということで、本当は5月で終わってございましたが、今月も役場本庁、清和、蘇陽支所で、この申請の支援が計画をされております。

国はミスを自治体が委託した業者の責任としておりますが、先ほど申しましたように、最近になって国の責任を認めておりましたが、町が交わしているまちづくりやべとの契約には責任の条項を織り込んであると思っておりますが、こういった契約になっておりますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 税務住民課長、高橋尚孝君。

**○税務住民課長（高橋尚孝君）** お答えします。役場の窓口などでの手続の支援において、町民の方自らが端末の操作をすることが難しい場合、本人の了解を得て、代わりに職員や委託事業者がその登録操作をすることは必要なことと認識しています。

しかし、この場合でも、その操作の誤りは役場にあると考えています。契約書上、具体的にこのような誤りがあった場合はどちらの責任というところまでは明記はされていませんが、委託事業というのは町の事業を事業者に委託するものですから、その管理監督も含めて役場にも責任があります。

また、個人情報の取扱い保護についての定めは別に特記事項で示して、しっかり取り扱うように求めています。

これまでもトラブルを受けて、国ではシステムの改修などの対応もされましたけれども、窓口での支援もより慎重に行っていきます。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 事業者においては、申請し終わった後にログアウトしなかったために次の人の口座とかが、他人の口座がそのまま登録をされたとか、二重登録されたというのがありますが、そもそも本人が操作をできないということで、事業者が代わってしまいました。ところが、その事業者が最終的にログアウトの操作をしなかったために、そういったトラブルが発生したということがありますが、そういったことの誤りがあったという相談等は事業者からはありませんでしたでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。誤りの操作の報告はあっておりません。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 町も休日返上で積極的に推進をしてみいました。トラブルの責任はあろうかと思います。

そこで、これからまだポイント事業も9月末まで延長になりましたので、今後のトラブルの再発防止策として、あってはならないことですので、気をつけている点等ございましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、高橋尚孝君。

○税務住民課長（高橋尚孝君） お答えします。自治体の窓口での支援のトラブルの主なものは、公金受取口座の登録やマイナポイントの申込みの手续に係る端末の操作の誤りが原因です。トラブルの防止策としては、改修されたシステムの使用の徹底や入力内容に誤りがないかの確認、そして、端末の操作を正確に行うこととなります。

なお、御自身の公金受取口座の登録やマイナポイントの申込み状況を確認されたいが、スマートフォンや対応したパソコンをお持ちでない方、その操作に慣れておられない方は、役場本庁や各支所の窓口にお尋ねいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） そうですね、役場本庁、清和支所、蘇陽支所に出向いていただくということで、まだ9月末まで延長されましたので、ぜひそのことは防災無線等で周知をいただきたいと思います。そして、トラブルの未然防止ということで、気をつけていただきたいと思います。

特典をちらつかせて、短期間で国民全体がカードを持たなければいけないという政策自体がトラブルの要因であります。本来、カードの取得や利用は任意であるという考えに立ち戻る必要があると思います。本来の国民の理解が得られる施策、そして、国民の安全を最優先に、慎重に運用を進めていただくことを望んで、この質問を終わります。

続いて、通潤山荘についてお尋ねをいたします。一般質問を通告しておりましたら、定例会、開会初日に行政報告をされましたので、それを確認しながら質問いたします。

4月28日に熊本地方裁判所に破産申立てをされ、5月15日に破産手続開始決定、5月24日に官報に掲載されたところです。

自己破産は、債権者にとっては本来受け取れるはずの利益を失うことにほかなりませんが、一体、債権者の数はどのくらいでしょうか。未払金の額からすると、相当数おられると思いますが、負債がどんどん膨らんでいく中で、ない袖は振れぬと分かっておられたのにもかかわらず営業を続けて、結果的に債権者への迷惑が少額で済まなくなったわけですが、債権者のことを思うなら、もっと早い段階で決断すべきだったと思います。

また、債権者集会等の日程等はまだ把握されていないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。今、御指摘ございましたとおり、

破産申立てについては、破産代理人弁護士のほうから4月28日に熊本地方裁判所へ、自己破産申立てが提出されたところです。それを受けて、5月15日には裁判所より破産手続開始決定がなされ、5月24日には官報に掲載をされております。

債権者の数ということでございますけれども、現在、破産管財人による確認がされております。まだ正確な数字は出ておりませんので、申し上げることはできませんけれども、相当、町内含め、町外の方の債権者がいらっしゃるということで、把握をしているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 数は把握されていないということですが、それでは、質問の通告しておりました破産申立て、破産手続開始決定から現状についてということで、今、述べました官報に掲載されたこと以外、これまでの今申しました以外に何かあっておりましたら、それを報告ください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 先ほど申し上げた報告以外にですけれども、特に大きな事柄はございませんけれども、5月15日以降、代理人弁護士から破産管財人へ債務の状況ですとか売掛金の状況、社員への未払賃金の状況等の引継ぎが行われていると思われまます。6月7日には破産管財人による現地調査が行われまして、看過できる備品等の調査、手続に必要な書類の確認等があったところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** もろもろ了解いたしました。自己破産の手続には裁判所への予納金が必要ですが、予納金額と支払い方法についてお尋ねをいたします。

さきの行政報告の中で、代理人弁護士からの回答に、破産管財人への引継ぎ予納金でさえ潤沢とは言えないとありました。自己破産の手続には裁判所への予納金が必要ですが、この金額と支払い方法についてお尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。有限会社虹の通潤館の代理人弁護士に確認しましたところ、一般的な事例として、熊本地方裁判所における予納金の基準額については、法人の場合50万円と規定されております。事案に応じて、増額、減額されるようでございます。

今回の案件は、裁判所への予納金として、官報公告費にかかる費用1万5,000円程度となっております。これとはまた別に代理人弁護士申立てとなりますので、代理人弁護士から破産管財人へ引継ぎ予納金として保管をされていた預金全額を破産管財人の口座に直接送金をされているということで、お伺いしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** その金額が一体幾らなのかは分かりませんが、引継ぎが行われ

たということで確認をいたしたところです。

では、債権者の保護についてお尋ねをいたします。お風呂のチケットも破産の話聞きつけ、払戻しを受けた人もおられたようですが、中には払戻しがあることすら知られない方もおられると聞きましたが、こういったチケットを持っておられる方も当然債権者に当たると思います。債権者の把握もままならないのではと思いますが、裁判所から債権者集会等の通知があらうかと思いますが、今後、その財産処分における配分はどのようなようになっていくのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。熊本地方裁判所における破産手続開始決定がなされまして、裁判所が選定した破産管財人による手続が現在進められております。有限会社虹の通潤館の財産処分についても破産管財人により進められますので、もうしばらく時間が必要になるかというふうに思います。

一般的な流れとしまして、破産財団をこれから形成をされた後、財団債権に弁済をして、次に破産債権に配当されます。財団債権とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権のことです。具体的に例を申し上げますと、破産管財人に対する報酬ですとか、破産債権者の共同の利益のために行われる裁判のための費用、そういったものが財団債権ということでございます。

次に、優先的破産債権というものに充当されていきます。これについては、租税、公課、従業員の人件費等が優先的破産債権ということで配分をされます。

最後に、一般破産債権ということで、金融機関からの借入れですとか、取引先の売掛金などについて配分が行われるという流れになると思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今後の財産処分の流れというのをお聞きいたしましたが、今お聞きしましたところ優先順位がございまして、末端のいわゆる業者の方、債権者にはほとんど配当はないと考えてよろしいでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。今、破産管財人によりまして、看過できるものについてはその手続をされておりますので、どこまで配分があるかというのは現時点ではお答えすることはできません。申し訳ございません。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 裁判の行方を見ないと分からないのは当然と思いますが、やはり破産をしたということは、もう財産がないということに等しいですので、恐らく業者さんたちに配当されるのは、ないに等しいんじゃないかなと個人的には思ったところです。

最後の通潤山荘の売却について、売却の方法等、作業の現状についてお伺いをいたします。さきの3月28日の全員協議会では、破産の経緯と今後の町としての方針を述べられました。そして、翌29日には、臨時議会で国民宿舎特別会計の令和5年度の予算審議を行い、可決をいたしました。

その日まで国民宿舎の関係条例の廃止の話は一つも出ていませんでしたし、国民宿舎会計を提案されたばかりなので、条例の廃止の話なんて誰も思いませんでした。今定例会の議会運営を諮る委員会で初めて、しかも3月31日付で、いわゆる令和4年度で条例を廃止した専決処分ができました。29日に臨時議会をしておきながら、では、その日に条例の廃止の議案提出があってもよかったのではないですか。一番重要な予算と条例の制定や廃止は、議会に付すべき議案でございます。

これまでも町長は議会での指摘で、何度も今後は議会と相談していくと陳謝をされてきましたが、ここに来てまた大事な案件を議会で審議することなく決定をされました。大切な住民の財産の処分については、住民を代表した議会で審議しなければならないところですが、住民の意思は反映されないままです。今でも住民の中には、通潤山荘は絶対売ってはならないという声を多く聞きます。

今後の方針として、売却して民営化をしたいという方針は町の方針であって、それを決めるのは議会です。議会の審議を経ずに、専決にされた理由からお聞きをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。山都町国民宿舎条例の廃止については、国民宿舎通潤山荘を公の施設である行政財産から普通財産へ位置づけるため、山都町国民宿舎条例と山都町国民宿舎基金条例を廃止する条例の制定について、専決処分を行ったものです。

公の施設は公共団体が当該公の施設の共用を廃止するという意思表示により消滅し、この意思表示は法的手続として、当該公の施設の設置管理について定めた条例を廃止することによって行われるものとされております。

設置管理に関する条例を廃止する条例により廃止された公の施設は、普通財産に位置づけられることになり、地方自治法第238条の5第1項の規定による私権の設定の対象として貸付け、交換、売払いや譲渡などが可能な財産となります。

3月定例会の全員協議会等々において、事業継続を前提として民間によるサービスを継続するため、その目的を達成することができる民間譲渡先に売却した上で管理運営をお願いするという考えについて御説明し、かかる方針について議会の皆様にも御理解をいただいたところでございます。

この方針の下、一刻も早く事業を再開することができるよう、まずは国民宿舎通潤山荘の施設について普通財産化を図るべく、山都町国民宿舎条例を令和5年3月31日をもって廃止するとともに、同施設に係る基金について定めた山都町国民宿舎基金条例についても、同日をもって併せて廃止することとし、地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例を廃止する条例を町の専決処分により制定し、交付したところです。

なお、現在一刻も早い事業再開に向け、不動産鑑定評価の手续や公募型プロポーザルによる募集に向けた準備を急いでいるところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 準備を急ぐためにしたということなのですが、普通財産にして、それから移行するということなのですが、ではなぜ令和5年4月1日以降に令和5年度の国民宿舎特別会計が残ったのでしょうか。3月31日で、この世の中には国民宿舎通潤山荘という名称はなくなりました。けれども、会計だけが生き残っていくというのはつじつまが合わないところです。この件について、町長より答弁をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 具体的なものについては、後でまた説明をいたします。先ほどありました部分につきましては、皆さん方にも民営化で立ち直った方がいいんじゃないかという思い、また、先般、そよ風パークのそういう部分等々も勘案しながら、課長が申しましたように、早い時期にするためにはという専決処分で行ったのも事実であります。

また、今、会計が残っておるといようなことでございますが、これについては、また詳細に調べて報告をいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 詳細を調べて報告されるということなのですが、詳細を調べるのが前提で、その後に執行するのが基本だと思います。公序良俗を基本とした執行をお願いしたいと思います。

この件については、後ほどまた議案が提出されますので、そこで議論を重ねてまいりたいと思います。

次に、超高齢化社会に向けての取組についてお伺いをいたします。熊本県警のゆっぴー安心メールの配信を毎日受けておりますが、昨日12日までのメールから、小国署管内でNTTファイナンスを語る男から支払いが滞っているため、法的な手段を取らせていただきますという電話がかかってきています。また、阿蘇署管内では、NTTを語る男から、インターネット利用料金9万9,600円が未納と言って電話でATMまで誘導し、お金をだまし取られる事案が発生しております。宇城署管内でも、ゲームの料金が滞っている。9万5,000円を払ってくださいという架空の料金が請求される事案。東警察署管内では、中国出入国管理局から、自動音声通話で金銭要求と思われる詐欺の電話がかかってきております。ほかにも鶴屋百貨店や全国銀行協会を語る人物から、キャッシュカードが不正に使われているなどの電話がかかり、実際、全国銀行協会をかたる男が家に来た事案も発生しております。大津警察署管内では、フィッシングサイトに口座番号、暗証番号などを入力したことで、お金を盗まれる被害が発生。人吉警察署管内の山江村にお住まいの60代男性は、非通知の携帯電話でサイト利用料金が未納ということで、コンビニで電子マネーカードの購入や現金を宅配便で送るよう複数回要求され、高額のお金をだまし取られる架空料金請求詐欺の被害が発生しております。

このように県内一円、毎日どなたかが被害に遭われております。山都町でも、スノーというアプリの利用料金29万円を支払ってくださいという非通知の架空料金請求や、役場職員をかたる還付金詐欺事件も発生しております。詐欺事件以外にも、県内では不審者情報や子どもや女性への付きまとい、高齢者等の行方不明の捜索はほぼ毎日どこかで発生をしております。

そこで、このような山都町における事件を未然に防ぐための防犯対策についてお尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。近年、全国的に架空請求詐欺や役場職員をかたる還付金詐欺等が発生、多発しております。本町におきましても、これまでに被害に関する相談など、事案が発生しております。

町におきましては、総務課防災係、山都警察署及び山都町防犯協会において、地区の老人会等の集まりがある際に、被害を未然に防止するため、実際起きた詐欺の手口などを紹介するなどの防犯講話等を実施しております。

また、福祉課におきましては、上益城5町連携で実施しております消費生活相談を役場本庁において、毎週金曜日に相談員の方に常駐していただき、実施しております。昨年度は、本庁関係で79件の相談があり、630万円を回収し、相談者へ返すことができしております。今後も継続して取り組み、5町で連携した被害対策を進めていきたいと考えております。

その他にも、山都警察署、山都町防犯協会と情報共有を行い、全庁事案の相談が寄せられた際は、その概略等を直ちに防災無線等で広報し、同様の事案を未然防止する対策を講じております。

また、山都警察署においては、山都町防犯協会や防犯ボランティア団体などの関係団体と連携し、年金が支給される偶数月の15日に合わせて、金融機関での被害防止キャンペーンとして呼びかけ活動やリーフレット配布等を実施されております。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** もろもろの取組の紹介をありがとうございました。

しかしながら、防災無線で流しても聞き逃したということもありますので、うるさいほど流したほうがいいのかと思います。未然に防ぐためにも。先ほど紹介いただきました相談事例が79件、そして、被害額630万円を回収したということは、本当に素晴らしい実績だと思いますが、これは氷山の一角であって、泣き寝入りしている町民も少なからず、まだいらっしゃると思いますので、引き続き、こちらのほうにも力を入れていただきたいと思います。

次に、認知症の有病率と認知症の予防と支援体制について、町の取組をお伺いいたします。認知症予防教室や毎月第3火曜日に認知症相談日が設けられておりますが、それらを含めて、そのほかの取組をお伺いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。認知症をお持ちの方、公にしている令和4年4月時点の数値になりますけれども、65歳以上の高齢者6,929人に対しまして886人、約65歳以上の8人に1人が認知症になられている状況になります。

認知症の主な症状ですけれども、要介護1以上の方、外出や買物が1人ではできない、薬やお金の管理が1人ではできないというような状況を認知症として位置づけております。

それから、認知症予防の体制ですけれども、認知症予防教室を昨年度から予算を拡充して開催いたしております。今年度は、稲生野公民館、馬見原公民館、清和保健センター、千寿苑の4か

所で、5月末から10月末にかけて開催いたします。1か所、12回のシリーズで、大体25名程度の方の参加を今募っております。体操や体力測定、パズル等、90分間行うんですけれども、参加者の方も非常に楽しんでおられる状況です。そのほかにも社協と共同で、通いの場や地域のサロンの支援も行っております。矢部高校と連携して取り組んでいる通潤パズルも非常に大好評で、介護施設やサロン等で、認知症予防のトレーニングとして活用いただいております。

シニアクラブの活動では、グラウンドゴルフ、手工芸、生きがいつくり、そしてエゴマ栽培や、庭先集荷の農作業で介護予防の取組にも意欲的に取り組んでおられ、その活動の支援を行っております。

福祉課、高齢者支援係での地域包括支援センターの支援体制としては、毎月の認知症相談、医療と連携した認知症初期集中支援チームの活動を行っており、家族の介護に対する悩みも受け付ける取組も進めております。

また、徘徊の恐れがある認知症をお持ちの方の対応ですけれども、対象者の情報を事前に警察や関係機関と情報共有する事前登録制度というものがございます。それから、SOSネットワークというのもございます。警察や県になります関係機関とのですね。それから、町の独自事業でありますQRコードの見守りシールを使ったおかえりサポート事業を活用しております。この事業は、まだ数件の取組ということなので、この事業に対しても広く周知をして、徘徊の恐れのある認知症の方の対策に充てていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 昨日、それこそ馬見原で認知症予防教室がありましたので、私も参加をいたしました。自分のことだけでなく地域のサロン活動等に広めていきたいということで参加をいたしておりますが、今お聞きをいたしますと、たくさんの事業が組まれておりますけれども、こういうのに参加する人というのは、何か決まった人なんですよね。興味のある人とか、ちょっと元気な人とか、どの場に行っても同じ顔ぶれを見るんですが、本当に来てほしい人が来てないというのも実情だと思いますが、そんな人を引き出すという手はないのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。議員がおっしゃいましたとおり、非常にこういう教室とかサロンとかに参加される方は、積極的にそういう地域活動もされておられたり、いろんな活動に参加される方が実際に多い状況です。

やはり本当にそういう活動に参加が必要な方というのは、地域の方とか、そういう参加をされる方の声かけが必要だと思っております。

先ほど、10番議員の一般質問でもお答えしましたとおり、地域の小さな気づき、それから声かけ、それがこういう取組につながっていくのかなと思っております。そういう意識づけのほうも、これから地域包括支援センター中心として取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 先ほどの紹介で、65歳以上で、いわゆる平均して8人に1人がそういう状態であるとお聞きしました。本当に山都町においては超高齢化社会でございます。どんどん

増える一方だと思えます。

どうして、この対策、防ぐかというのは、防ぐ人がいなくなると思うんですね。これに限らずなんです、山都町は本当に高齢化の町でございますので、もう間に合わないって言うてもいいんじゃないかと思えます。

申し上げていいかどうか分かりませんが、4月には町内において80代の方が行方不明になられ、発見が遅くなり、亡くられる事案が発生をいたしました。詐欺事件の防犯、不審者や認知症有病者の一日も早い捜索等に、町内の要所に防犯カメラを設置してはどうかと思えますが、この件については、既に住民の方からも要望があっていると思えますが、その要望に対しての対応、そして、私のこの要望に対しての答えをいただきたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。防犯カメラは設置してあることで、犯罪抑止や犯罪の早期解決、行方不明者捜索の手がかりとなるなど、様々なメリットが考えられます。

一方で、その設置につきましては、設置箇所の住民理解が必要不可欠となり、特にプライバシーへの配慮や目的外利用の防止、電気料、補償対応の負担などの課題もあります。

町では、平成29年11月に、山都町、山都警察署、一般社団法人全国安全環境ネットワーク協会で、見守りカメラ普及に関する連携協定を締結しております。同協会を通じて、飲料会社の協力もいただき、自動販売機を利用してカメラを稼働させるなどの方法で、現在、矢部小学校前、文化の森駐車場、清和体育館駐車場、蘇陽支所バス停及び馬見原駐在所横、公衆トイレの計5か所に見守りカメラを設置しております。このほかにも事業所や個人での設置もありますが、町内の防犯カメラの台数につきましては、全部の設置箇所を把握することができておりません。

このような中、本年度において、自治振興区から独自事業での防犯カメラ購入申請もあっております。

また、防犯カメラを普及させるためには、個人や事業所での購入に関する補助金の事例について、他自治体の導入事例も情報収集を行っているところでございます。

今後、町といたしましても、普及促進を進めるためには、まずは小学校や中学校などの学校施設や保育所などの福祉施設、道の駅などの観光施設等の公共施設への設置が効果的と考えておりますので、計画的な設置に向けて取り組んでいきたいと思えます。

あわせて、独自事業を活用していただき、通行量が多い道路沿いに面する公民館等への地域主要施設での設置を自治振興区等で検討いただければというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 馬見原の自治振興区も、先ほど紹介しました事例が馬見原自治振興区管内でございましたので、早速その独自事業、もしくは一般のほうの会計でこれを購入してはどうかという相談もあっております。

しかしながら、町からの補助というのがあるのかどうかということと、町が主体的に設置したいというのがあります。例えば今回の場合は、熊本県と宮崎県の境に防犯カメラがあったら、あそこを通られたなというのがわかりますので、そういった感じで、要所要所に何か所でもないん

ですね。要所要所に設置するという、町として設置するという案はいかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。議員が申されたとおり、事案も発生しております。山都警察署のほうでも、今後、防犯カメラの設置については積極的にしていきたいという思いがございまして、町と連携いたしまして、今後、設置箇所を増やしていきたいということで今進めております。

それも含めまして、現在のところ、防犯カメラの設置に対する助成等は町としては規定しておりませんので、先ほども申し上げましたとおり、他の自治体の事例等も含めまして、設置できるような体制を取っていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 各自治振興区でも独自事業等で取組をしたいというお話があつているようでございますので、ぜひとも少しでも補助ができるように、早く他事例を、他町村の事例を検討していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。副町長にお尋ねをいたします。今定例会の冒頭に御挨拶をいただいたところでございますが、改めて就任に当たっての抱負をお聞かせください。

平成8年には、阿蘇地域振興デザインセンターに出向され、公益事業の一つ、豊かな自然による世界ブランドの確立を目的に仕事をされてきました。阿蘇といったブランドを山都町で生かしていく工夫もしっかりやってほしいと思いますが、これまで役場職員として培われたノウハウや人脈、思い出話等も交えながら、今後、町長の補佐としての抱負を聞かせていただきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、楢林力也君。

**○副町長（楢林力也君）** 私の思いは、ただ1点。今、梅田町長が進めておられる様々なまちづくりを最大化していく、この1点であります。今、九州中央自動車道がいよいよ開通いたします。それに向けて様々な事業が行われておりますけれども、それも山都町だけのことでなく、やはり熊本県全体、国立公園の阿蘇、そういったものを視野に入れながら、大きな視野でやっていく。そのお手伝いをしっかりやっていくということで考えております。

そのためには、やはり職員一人一人が自分の役割をしっかり理解し、その仕事に真摯に向き合ってもらうことが必要であります。

私は町長といつも話す中で、町長はいつも住民の皆さんの側に立って、住民の皆さんに寄り添ってお話をされます。そのことを職員一人一人が理解して、それぞれの業務に当たってくれば、住民の皆さんの理解と信頼を得ることになると思います。そういったことに心配りをしていきたいと思っております。

私は、昭和52年に蘇陽町役場に入りました。産業開発課という課に配属になりましたけども、くしくもここにおられる4人の議員さん方が先輩でした。まだ皆さん20代でした。私は19歳で新米で、いつも失敗ばかりしておりましたけれども、そのときにいつも励ましてくれたのが4人の先輩でした。やはり、あのときの明るく楽しく、そしてやりがいのある職場、みんなで協力して

やっていく職場、そういうものをしっかりと関係をつくって、職員とともに一生懸命、住民の皆さんのために頑張っていきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** ありがとうございます。楽しくやりがいのある職場づくりと環境づくりということと、町長のまちづくりのお手伝いをしっかりやっていきたいという思いを聞かせていただきましたので、ぜひとも町長のサポートをしっかりとやっていただきたいと思います。

思い出していただきたいと思いますが、5年前、「山都町の魅力って？」という取材の中で、15人にインタビューされたことがございました。今後取り組みたいことのインタビューに、榎林副町長は人口減少を食い止めたいと答えておられました。そのためには、関係人口を増やすことと、山都町のファンを増やすことと答えておられましたが、改めて人口減少対策について、お考えがありましたらお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、榎林力也君。

**○副町長（榎林力也君）** 今改めて思い出しました。やはり人口減少を食い止めることが一番重要なことであります。そのためには、やはり交流人口を増やすことが一つの方法だと思っております。山都町のファンを増やしていく。住まなくても、山都町のことに思いをはせていただく、山都町のファンを増やしていく。あるいは、実際に移住していただく。これも大事でございます。私の集落は菅尾ですけれども、今40戸です。45年前、43戸でした。なぜ、今こういった形で減少せずに集落が成り立っているかということ、やはり移住者の皆さんが来ていただいて、今、集落の中で中心的に活躍していただいている、こういうことがあると思います。こういったことを、いい移住を町内全体に広めて、地域を活性化していくということが大事だなというふうに思っております。

そのためにこそ、いろんな山都の魅力を発信していく必要があると思っております。東京事務所についてはまだまだできておりませんので、この前、町長からもまた指示がありまして、実際に東京に行ってまいりました。そして、改めて仕切り直して、この山都町のためにファンを増やすような企業誘致であったり、そういったこともやっていこうということで協議をしてまいりました。身の丈に合ったIT企業、小規模の事業者、そういった小さくてもいいですから、若い世代の起業家たちが山都町に来て、仕事をする。そういった環境づくりをしていきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今、最後のほうにありました、身の丈に合ったというのが本当にその言葉が大切だと思います。何も背伸びしてはいいいことはありません。他事例のいいことがあるからとそれをそのままそっくりまねしても、山都町にふさわしくないこともございますので、今、言葉をお借りしますと、身の丈に合ったということに従順に、皆さんで背伸びをせずに、しっかりと取り組んでいってほしいと思います。ありがとうございます。

それでは最後に、町政について町長にお伺いをいたします。

町長2期目は、人と緑が育つ豊かなまちづくりを政策の柱として、公平公正な町政を行ってい

くことをお約束をされましたが、2期目スタート時からコロナが猛威を振るい、緊急事態宣言が発せられ、不要不急の外出や移動の自粛、学校では部活の全面禁止、授業はリモート対応、飲食店に対しては営業時間短縮など、コロナ対策に迫られました。3密を避けなければならなくなり、屋外でも密集密接には要注意、各種行事も中止が続き、町の情勢は一変してしまいました。やっと今年5月の連休明けから、これまでの2類相当から5類感染症に位置づけが変わりました。しかしながら、油断はできません。最近またマスクを外したせいか、インフルエンザが急増し、コロナも増えているとのこと。

こうした社会情勢が不安定の中で、まちづくりの政策も厳しいものがありますが、前半を終えての思いと、後半は山都通潤橋インターチェンジ開通、道の駅の開駅、体育館の開館とめじろ押しになってきますが、後半の思いも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 藤川議員からありました。もう全て藤川議員から言ってもらったなという思いでおりますが、そのとおりにかなという思いでおります。

しかしながら、高速道路の開通が大体、今年中にはできるんじゃないかなという感触の中で、今、事業を進めさせていただいておりますが、山都通潤橋インターチェンジの開通を見据えた、先ほどありますように、道の駅の事業、通潤橋周辺事業、そしてまた新しい体育館を中心とした運動公園等々の整備が今着々と進み、ここ2年間の間には終わるんじゃないかなという思いでおるところであります。

しかしながら、これを見据えたところのまちづくりには今からだという思いでおります。先般も浜町中心街の中で、最後の大造り物小屋の完成式がありました。八つができたわけですが、こういうのを十分活用しながら、また、町内からも提案がっております商店街活性化のまちづくり等々につきましても、早急に取組を進めながら、まちづくりに進めていきたいという思いでおります。

本当にここ私も6年間、高速道路、高速道路といった中でのまちづくりといたしますが、いろいろな関係省庁との対応はほとんど高速道路関係じゃなかったかなという思いであります。

今後につきましては、まだ矢部清和間、また、蘇陽五ヶ瀬間については今年度中に鉄入れ式をすると、先般、書類のほうが出来て、いつするかなという、今、準備を進めておるところでございますので、高速については、ほぼ順調に開通、また工事が進むんじゃないかなという思いでおりますが、また、それに向けた広い山都町の中での道路網の整備であったり、また、今、で浜町中央で進めておられます基盤整備等々、また、御岳地区でも始まる、また、清和地区でも始まるという話を聞いておりますし、計画をしておりますので、そういう部分の農業基盤の整備を進めながら、均衡ある山都町のまちづくりを進めてまいりたいという思いでおります。

先ほど、副町長のほうから関係人口とありましたが、先般来、御岳地区で福田病院、ユナイテッドトヨタ、それからホテル日航等々の田植等々が多くの関係者の方々の協力によりまして、長年続きます。この二つは、去年、おとしからでございますが、福田病院とはもう30年来の付き合いと、多くの方々の努力によって、関係人口の創出に頑張ってくださいという思い

しております。

こういう部分を進めながら、そしてまた、今、山都町に新しい人口が、若い人から高齢者の方まで来ていただいておりますので、この方々とのネットワークを大事にしながら、町の活性化に協力をしていただければなという思いでおるところであります。

そしてまた、高齢化が先ほど来、非常に進む中でありますが、元気な高齢者が多いというようなことをございます。シニアクラブの会員が4,300人おられたが、今3,500人ぐらいに減っているというようなことをございます。みんなシニアクラブに加入をしなくて、忙しい忙しいと農作業をするというような形の中で、農作業ばかりではありません。いろんな仕事があるけん、シニアクラブに入られんという、今うれしい話が減少の一因かなとお聞きをしておるところでありますので、そういう緑豊かな山都町で森林も大事にしながら、農地も大事にしながら、農業とまたここに住む多くの人たちが元気でいつまでも暮らせるまちづくりを、また詳細について皆さんと協議をしながらという思いしております。

しかしながら、残念なことは先ほど議員からもありましたように、通潤山荘の破産というような形の中で、早期の開通を目指して努力をしまいりますので、また、皆さん方の協力もお願いをして進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、8番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩します。

---

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** こんにちは。4番、西田由未子です。どうぞよろしくお願ひいたします。誰一人取り残さない持続可能なまちづくりというのはよく耳にする言葉ですが、それが実感できる、とりわけ弱い立場に置かれている方たちが実感できてこそその言葉だと思っています。

今回はそういう意味を込めて、町民の命と暮らしを守るという点から質問をいたします。質問項目が多うございますので、簡潔で分かりやすい御答弁をお願ひできればと思います。早速、質問台から質問いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** まず初めに、通潤山荘のその後についてお尋ねをします。通潤山荘の経営については、1年前の6月議会でも大変厳しい状況にある。累積赤字が7,600万に上っている。町、JA、商工会、ジャパックスという一般企業の出資による第三セクターであり、その経営健全化方針の見直しを早急に行い、具体的な取組をとお願ひをしまりました。

それにもかかわらず、税金を投入しながらも建て直しができずに自己破産、そして3月決算の

報告書類も提出できない状況にあるという報告を受けて、大変残念であり、本当に無念であります。

そよ風パーク、通潤山荘と第三セクターの運営の難しさを二度も経験したわけでありますから、今後の新しい町の施設の指定管理についても、十分な反省の上で行っていただきたいと思っております。

前回の全員協議会で御説明をいただいた中に、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供する施設という設置目的の達成が可能な管理運営先に、土地、建物の所有権を移転し、民営化する方針とありました。山都町国民宿舎条例第1条、先ほどの8番議員の質問では、これは専決で廃止されたということの報告を受けておりますけれども、その条例には、住民等に保養の場を与え、その福祉の向上と健康の増進を図るとともに、観光の振興に寄与するため、町に国民宿舎を設置するとありました。

私はこの設置目的を引き継いでもらえるところへの売却というのであれば、この国民宿舎条例はその根拠となる大事なものだと思っていますが、それを廃止された理由については、先ほど御説明がありました。公的施設から普通財産に位置づけないと売却や貸付け等ができないという御説明ではありましたけれども、民営の国民宿舎というのもあります。廃止ではなくて、民営におけるの条文改正をすれば、それでいいのではないかなという思いもありました。

ただ、それを廃止しないと売却できないというのであれば、方針が売却ですので、致し方ないのかなというふうには思います。ただ、その売却の仕方についても、最近も他の自治体で同じように公的施設の民間譲渡の記事がありましたけれども、そこは建物のみ売却で、土地は貸し付けるということでありました。売却の方針について、土地も建物も売却の方針なのかどうかという御説明と、設置目的をきちんと引き継いでもらうというのが一つありますので、条例廃止がされた以上は、ほかの何らかの法的根拠が必要ではないかなとも思います。

売却についての方針の詳しい御説明と、設置目的をきちんと引き継いでもらうための法的根拠はどうお考えかという2点をお尋ねをしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。現在、通潤山荘については、不動産鑑定ですとか測量等々を行っております。

お尋ねのありました土地、建物を含めて売却するのかということについても、現在内部で公募型プロポーザルの募集要項を策定をしております。その中で記載をしていくことになるわけですが、最終的な町の決定まで行っておりませんし、今後、選定委員会等にもお諮りをして意見を聞いた後に、最終的な方針を決めていきたいというふうに考えております。

それと、設置目的というところでございますけれども、これについても募集要項に記載をさせていただきたいというふうに考えております。

従前の事業を継続するという前提として売却を進めるということで方針をお答えしておりますので、その方針に沿う募集要項、それと、売却先が決定した場合には、その契約書の中で規定をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 土地、建物両方売却するのか、建物だけにするのかというのは、これからの最終的な判断を待つということで了解いたしました。私の個人的な思いとしては、建物だけを売却して土地は貸し出すなりということで、町有財産として土地は持っていたほうがいいのではないかなという思いであります。

そして、設置目的をきちんと引き継いでもらえるようにプロポーザルの募集要項にも記載するし、契約書でも契約を交わすということですのでけれども、やはり今まではちゃんと条例があって、その中で国民宿舎の設置目的に沿ってしてきたわけです。

先ほども言いましたように、その募集の中に民営国民宿舎というものもあるわけですから、国民宿舎としての位置づけをきちんとするためにも、やはり何らかの法的根拠、条例をつくれるのかどうかよくその辺は分かりませんが、きちんとしたものがないと不安だなという気持ちはございますので、本当に住民等の保養の場を与え、その福祉の向上と健康の増進を図ることがきちんと引き継いでもらえるように、手だてを尽くしていただきたいと思います。

次に行きます。通潤山荘のお風呂券についてですが、3月の初めに通潤山荘に休館の御案内という貼り紙があったことから、それからばたばたと全協での報告や論議があつてまいりまして、そしてまた、その後、温泉券の御購入金払戻しの案内という貼り紙があつて、それには払戻し開始が3月14日から25日までとあり、現在お持ちの温泉券はリニューアル後は利用できませんともありました。

しかし、先ほどの8番議員の質問にもございましたが、この情報は防災無線で流されるわけでもなく、口伝で知った方だけに払戻しがあつていまして、払戻しのときにも混乱があつたとも聞いております。知らなかった方から、今、一万円以上の券を持っているが、どうしたらいいんだろうという相談も受けております。このような方はまだいらっしゃると思うんですね。大体、そもそもきゅうきゅうにそのような払戻しとしてよかつたのかという疑問もありますし、今、手元に券を持っていたら、これがただの紙くずになってしまうたら経済的にも大変ですよ、一万円以上という。そういう方がおられることに対する対応について、町のお考えをお尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。お風呂券については、払戻しを受けられた方やそうでない方もいらっしゃることは承知をしているところです。払戻しを受けられなかった方については、大変気の毒だと思いますが、払戻しの判断ですとか手続については、有限会社虹の通潤館及び代理人弁護士により処理をされたもので、町の立場からお答えすることはありません。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** それでは、町長が代表取締役社長でいらっしゃいました。次の会社への引継ぎとして、払戻しは難しいかもしれませんが私も思います。でも、その温泉券が次の経営者に代わったときも使えるようにはしてもらえないのでしょうか。そういうことを要求してほ

しいと思うんです。不公平が生じていることについて、きちんと対応していただきたいので、町長、代表取締役社長だったということでお答えいただければと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** まだ譲渡先も決まっておりませんし、また、現実にどれだけの数の方が温泉券の未使用の分を持っておられるかも把握もしておりません。

そういう部分で、今後につきましては、譲渡していただく方と色々な協議ができるものであれば協議をしたいと思っておりますが、これにつきましては、前会社の負債でありますので、恐らくそのような形は非常に難しいんじゃないかなという思いでおります。

温泉券の払戻しにつきましても、大変な金額だったと聞いております。周知徹底の不十分さは私も聞いておりますし、本当に申し訳ないと。一般債権の方とも、また整合性も図らなくてはいけないなという思いでおりますので、非常に難しい部分もあるんじゃないかなと思っておりますが、今、西田議員の質問については十分考慮をしながら、今後進めていきたいという思いでおります。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** どれだけの方が今持っていらっしゃるかの把握はぜひしていただきたいと思っておりますし、温泉券が使えればいいと思うんです、最低。払戻しは難しいとしても、そういう交渉はぜひしていただきたいと重ねてお願いいたします。

それから、通潤山荘を閉館するに当たり、先ほども条例にもあると申し上げました。この温泉施設は、町民の健康増進のための施設と位置づけられているのですから、温泉だけでも開けられないかという意見が全員協議会の中でもたくさん出されまして、私も同意見でした。

それを受けて、町としては、温泉だけを開けるということはどうしてもできないからということで、清和の清楽苑への入浴支援を開始されました。

これまでの支援の状況と、今後、通潤山荘再開までのお風呂利用についての支援の見通しの説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。清楽苑の入浴施設開放は本年4月3日から行っており、6月3日までは月曜から土曜日まで開放しておりました。利用者の状況を把握し、6月5日の週から月曜日、水曜日、金曜日の週3回での開放としております。

なお、施設の開放に合わせて、バスセンターからの送迎タクシーを運行しております。清楽苑の風呂につきましては、3時から5時までの利用とし、4時までの入場をお願いしており、入浴料金は210円となっております。

送迎用のタクシーについては無料で、基本的にジャンボタクシーを利用することとしており、1回の往復で1万円の費用が必要となります。利用者の増減によって、タクシー会社さんが小型タクシーでの送迎を行った場合は7,000円の経費がかかり、利用者がいなかった場合の待機についても、ワンメーター分の料金が発生します。4月と5月でのタクシー利用料金は約39万円の費用が発生しております。利用者につきましては33名であり、延べ人数にしますと240人ほどの利

用がっております。

利用者の内訳として、矢部地区が24名、清和地区が7名、蘇陽地区が2名となっており、矢部地区からタクシーを利用された方は14名となっております。実質2か月間の50日の実施で利用された33名のうち、10回以上の利用がある方が8名であり、6名が矢部地区で、2名が清和地区の方です。

今後の経費につきましては、今回の一般会計補正予算に福祉課から計上しておりますとおり、週3回の入浴施設開放で、年度末までの予算として、タクシー借上料が128万円、清楽苑への施設に対する燃料費と水道料で72万1,000円、清楽苑は社協が運営されておりますので、社協に対する施設管理委託料として120万円、合計で320万円ほどの予算要求を行っております。

この事業につきましては、年度末までの予算は計上しているものの、経費に対する利用者の状況に応じて、随時、入浴施設開放の回数や送迎に関する部分について、内容の見直しが必要になると考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 詳しい御報告ありがとうございました。よく分かりました。いろいろな御事情があって、これまで通潤山荘の風呂に助けられてこられた方が、この支援を利用されているのだと思います。お一人でも困っている方がおられたら、手を差し伸べるということを具体化し、予算化されていることは大変大事なことですし、ありがたいことだと思います。このようなことが、最初に申しあげました誰一人取り残さないということの具現化だと思います。

これからの町政でも、このことを真ん中にして取り組んでいっていただきたいと思います。利用状況に応じて変えていくということですので、そのようにしていただきたいと思います。

次に行きます。大矢野原演習場における訓練等の実態についてお尋ねをします。先週から毎日、先ほどの防災無線でも流れましたが、演習場での訓練について御迷惑をかけますが、よろしくという放送が防災無線で流されています。今回の訓練は今日までということでした。蘇陽地区まで砲弾や着弾の音が鳴り響いたりすることも、今までもありました。

基本的に、自衛隊の訓練が一体1年間にどれだけなされているのか。年間の日数と内容についてお尋ねをします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。大矢野原演習場において行われている訓練内容といたしましては、射撃訓練、爆破訓練、通信訓練、操縦訓練、航空機離発着訓練、偵察訓練、築城訓練、レンジャー訓練等が行われているということでございます。

年間に行われております訓練の日数といたしましては、年間約320日余り、大矢野原練習場において訓練が行われているということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 1年間365日のうち320日という日数、それに内容としても、いろいろな実弾射撃訓練だったり爆破訓練等が繰り返されることに対して、周辺住民の方からの困り事や

思いを聞いておられると思いますが、どのように把握されていますか、御説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 周辺住民の方からの相談につきましては、町に直接電話の問合せがあり、必要に応じて管理事務所に伝えることもあります。ほとんどの場合は地元住民で組織されております大矢野原演習場周辺対策期成会を通じて町に報告があり、期成会と対応等について協議を行い、自衛隊にお伝えをしております。

また、長年の懸案事項等につきましては、要望事項等を取りまとめ、自衛隊に提出し、自衛隊主催で開催されております大矢野原演習場関係協議会において、自衛隊からの対応等についての説明を受けております。

期成会の総会におきましては、大矢野原演習場周辺地域の全世帯の住民に対しまして参加を呼びかけられておりますし、また、その際、第8師団司令部、北熊本業務隊管理科等の自衛隊、併せまして、町からも町長をはじめ関係課長が参加し、直接意見を聞く機会を設けているところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 具体的な困り事についてはおっしゃっていただけませんでした。把握されていることがあれば、またお知らせください。

私自身も騒音をどうにかしてほしいという相談を受けたことがあります。担当課にお尋ねしたときに、騒音測定器が何か所か周辺に置いてあるそうですけれども、いつも測っているわけではなく、測ったときでも、ぎりぎり基準値以下であると。そうすると、いろんな対策についてもなかなか難しいと。基準値を超えたら防音ガラス等の設置の要求はできるんですけど説明を受けたと記憶をしております。

このように本当にぎりぎり、年間365日中320日訓練があり、我慢を強いられた中での暮らしをしておられる。同じ山都町に住みながら、その思いにどれだけ私が想像力を働かせていただけるかなというのは本当に反省をするところでもあります。そのような中で、これ以上、日米合同軍事演習やオスプレイの訓練飛行、弾薬庫の誘致など、考えられないことだと私は思います。

弾薬庫は安全だという考えもあるようですが、このことについて町はどう思われますか。お考えをお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 弾薬庫の管理につきましては国が行っており、町として安全性について具体的に説明することはできませんが、国は弾薬庫を設置している立場として、弾薬庫のある地域住民の安心・安全を最大限確保する義務がありますので、厳重な管理と安全対策を講じ、安全性につきましては、最大限の注意と対策を行っているものと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 確かに、本当に安心・安全を確保しなければ設置はできない。そして、日常においては、弾薬庫の弾薬が暴発したとか、火災が起きたとか、そういうことはもちろんありませんね。聞いたことは私ありません。

暴発や火災がないようにするということは今もおっしゃったように、細心の注意と監視と、いろんなことがあって、しなければならない当然のことだと私も思います。

だから、日常的にそういう暴発とか火災が起きないようにするためにも、いろんな監視や人手が要ることになりますので、そういうものですね。あること自体で安全とは言えないと私は思っています。

それに加えて、今、石垣島や南西諸島に自衛隊のミサイル基地、弾薬庫等が配備されつつありますが、地元の方たちの大変な不安となっています。何か起きたときに一番に狙われるのが軍事施設、弾薬庫も例外ではありません。ロシアとウクライナの今の戦争状態を見てみたら、もう一目瞭然です。

私は、自衛隊の災害派遣の働きや海外での人道支援については、本当に大変感謝しておりますし、自衛隊員の方が戦闘によって命を奪われることがあってはならないとも思っております。

町としても、たとえ要望があったとしても、町民の命を守るということを大前提とし、事を進めることがないようにしていただきたいことを重ねてお願い申し上げます。よろしく願いいたします。それについてお答えはありますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。現時点としては、町には弾薬庫を設置するというお話はあっておりませんので、具体的な対策等については、特に町として考えは持っておりません。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ぜひ町民の命を守るということが一番を考えて、よろしく願いいたします。

次に、山都町の子育て支援について、特に保育についてお尋ねをします。公立保育園のあり方を検討する会が立ち上げられていますが、公立保育園が果たすべき役割について、町の基本的考え方の御説明をお願いします。よろしく願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。第2期山都町子ども・子育て支援事業計画の中で、山都町公立保育園の運営の在り方を定めております。

公立保育園については、保育の量と保育の質における調整機能を高めるとし、あらゆるニーズへの対応や町全体の保育水準を高める役割があると定めております。

近年、核家族化の増加や家庭や地域における関わりが希薄になる一方で、子育ての不安や生活困窮など、悩みを持つ保護者も増えております。そのような課題に、公立保育園は、行政機関としてのネットワークを生かした地域の子育て家庭のセーフティーネットとしての役割もあると考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ありがとうございます。あらゆるニーズへの対応、子育ての不安や生活困窮者への支援、ネットワークを最大限に生かしたセーフティーネットという言葉がありま

した。まさにそのとおりだと思います。

私なりにそれをもう少しかみ砕いて言わせていただくなら、どんな子どもたちも、障害があっても、どんな事情があっても、来ていいんだよ。そういう保育所。そして、安心して友達と一緒に過ごして、健全な発達を保障してくれるところ。また、保護者が安心して仕事に行ける。病後児保育や長時間保育もあるよ。それを今言った様々なことを同和保育所の実践が中心となって、町全体に広げてきたと私は認識しております。

私の子どもも長時間保育に支えられて、私も仕事が続けられましたし、でも、それは初めからではありませんでした。朝7時、仕事に出かけなければならない親さんがいらっしやって、パンを握り締めて保育士が来るのを待つ、開所するのを待つ。そういう子どもたちの実態から、同和保育所の実践が中心となって長時間保育も広がってきたというふうに、そのことがとても大事だと思っています。

その大事な役割を十分果たすための正規職員が足りない状況にあると聞いております。正職員の保育士16名、会計年度の職員さん47名で、今言いました長時間保育や様々な支援が必要な子どもへの対応を大変頑張っておられる状況も見聞きしておりますが、やはりこの正規の職員の人数では難しい面も多々あると思います。

そのような状況でありながら、ここ数年、正職員の募集がないというのも、どうしてだろうと思っておりますので、その理由をお尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。町内の公立保育園は、山都みらい保育園、金内保育園、大川保育園、二瀬本保育園、馬見原保育園の5園あります。保育士の配置につきましては、山都みらい保育園が正規職員4名、任期付職員2名、派遣職員1名、会計年度職員13名の20名。金内保育園が正規職員2名、任期付職員1名、会計年度職員9名の12名。大川保育園が正規職員4名、任期付職員1名、会計年度職員12名の17名。二瀬本保育園が正規職員3名、会計年度職員7名の10名。馬見原保育園が正規職員3名、派遣職員1名、会計年度職員7名の11名。そのほか、子育て支援センターに正規職員1名で、全体といたしましては、正規職員17名、任期付職員4名、派遣職員2名、会計年度職員48名の71名となっております。

また、正規職員の年齢構成といたしましては、50代が4名、40代が5名、30代が8名で、20代はおりません。

このようなことから、将来の保育士の年齢構成を見据えて、これまでも正規職員の保育士募集を平成30年度、令和元年度、令和2年度にそれぞれ2名程度の募集を行い、試験を実施してまいりましたが、残念ながら合格に至っていない状況にあります。そのため、正規職員と同様の役割を果たせる職員として、任期付職員の募集を行い、現在4名の職員で対応しております。

任期付職員とは、本来、正規職員が行うべき職務において、一定期間に限り人員が不足する場合や業務量が増加する場合に、任期を定めて正規職員と同様の業務、身分、待遇において任用する職員のことです。任期付職員を任用することにより人員確保に努めております。

一方、本町において、出生数が平成18年度は98人あったものが、令和4年度は44人と少子化が

進み、深刻な状況であります。

本年度、公立保育園の再編について検討を行い、再編基本計画の策定を行うこととしております。これらの公立保育園の在り方につきましても、再編計画の動向を見据えながらとなりますが、任期付職員の任期期間を考慮して対応を行いながら、年齢構成も考慮いたした上で、本年度において保育士の募集を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 正規職員と同等の任期付職員を雇っているとおっしゃいますけれども、やはりこれから先を見据えたときにも、現段階で足りないという声を本当にお聞きするんですね。

だから、今年度もぜひ正規職員の募集がなかったら、働きかけもできないんですよ。もし、意欲のある方がいらっしゃっても。大学生は実習に来ますよね。その方にぜひ受けてねって言えないと。来てくださっている方が一番、誘いやすいんですよ。だから、実習の方に今度は採用があるからぜひ受けてねと言えるようなことに、ぜひ今年はしていただきたいと思います。重ねてお願いします。お答えいただければありがたいです。

もう一つですけど、今言われたように1年間に生まれた子どもの数が50人を切っております。保育所の定員割れが続いている。財政的にもどうにかしなければという思いは分かりますけれども、山都町は広い町です。できるだけ保育所は点在していたほうがいいと思います。

今言われたように、山都町の保育所は公立が五つ、私立が五つ、全部で10園ありまして、いつでも入園可能、待機児童問題はありません。そして、公立、私立、それぞれのよさを持って保育されていて、保護者のニーズによって選べるという逆の利点があると思うんです。そこを大事にしてほしいと思います。

できるだけ閉園という形にならないために、私なりに調べてみました中に、今までもありましたけど、僻地保育所という形、それと、小規模保育所という形態があるというのが分かりました。この形についての御説明をお願いしたいと思います。すいません、今年は採用ありますかという点について、その1点だけでお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 先ほども申し上げましたように、本年度も募集をしたいというふうに思っておりますので、ぜひ多くの方に応募していただきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。僻地保育所ですけれども、児童福祉法に規定されている認可保育所、いわゆる今、山都町内にある10の保育所の体系になります。認可保育所を設置することが著しく難しいと認められる地域、僻地とか離島とかになります。設置される保育所で、設置主体は市町村長、定員は30名程度になります。受入れ対象は3歳児以上で、昼食はお弁当の持参になります。合併後は5園の僻地保育所がありましたが、園児数の減少により現在は全て閉園されております。

小規模保育所ですけれども、原則としてゼロ歳から2歳までの待機児童を対象とし、定員6名

から19名と、小規模で保育を行う事業になります。町が認可して設置します。

ただし、令和5年5月21日付のこども家庭庁からの通知で、市町村がニーズに応じて、3歳児以上の受入れも柔軟に判断できると拡充されております。本町では現在、小規模保育所はありません。

ただし、3歳児以降は子どもの人数の多い集団生活の中で育つことが発達段階として重要であると、厚生労働省の見解がございます。その見解もあることから、現在のところ僻地保育所、そして小規模保育所の設置は考えていません。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今言われたような小規模保育所とか僻地保育所をもう一度視野に入れた中で、公立保育所のあり方検討会というのは進めていただければありがたいかなと思います。

5月25日に第1回会議があったと聞いております。そして、そのスケジュールを見てみますと、10月には方向性の決定とあります。私は、これはあまりにも急ぎ過ぎではないでしょうかという思いでおります。会議には、保護者や関係保育園の関係者の代表の方が入っておられますが、会議での検討事項を持ち帰って、皆さんの意見を拾い上げながらまとめて、また、次の会議に臨まれるというそういう丁寧なことが必要だと思うんですが、この短い期間でそれができるんだろうかと。やっぱり時間が必要ではないかと思えます。

また、検討委員会が傍聴できるようにしていただいたり、資料や議事録をホームページに公開したり、町民座談会を開くなどして、できるだけオープンな形で進めていただきたいと思います。情報公開と町民の納得の上で進めていただきたいと思います。その考えについて、どうでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。少子化が加速的に進んでいる本町においては、今後予想される園児の減少を見据え、また、多様化する保育ニーズに対応できる環境を整えていく必要がございます。

また、限られた人材、財源の中で保育サービスを行うためにも、民間活力の導入も視野に入れた公立保育園の今後の姿を具体的に示すことが必要です。そういう目的で、公立保育園のあり方検討会を始めました。

町内には、現在、公立5、私立5の10園ございます。330名ほどの園児が在園いたしております。先ほど、総務課長の説明でも、平成18年で98人の出生が令和4年度で44人と、もう半減近くとなっております。

また、全国的に保育士不足と言われておりますが、本町においても同様で、保育士の確保が厳しい状況にあります。公立保育園では任期付を含めた正職員、先ほどの数字で21名になりますけれども、多くの会計年度職員や派遣職員で園を運営している状況でもございます。

そのような待ったなしの状況を踏まえて、あり方検討会を5月25日、第1回目の会議を行っております。そこで提示したスケジュールにつきましては、あくまでもスケジュールですので、そ

の検討委員会の中で議論をして定めていくことになるかと考えております。

検討委員には、学識経験者、町議会議員、教育委員、校長、会長、町PTA連合会の代表、民生委員、私立保育園代表、公立保育園代表、各公立保育園保護者の代表に委嘱しており、幅広く公正に意見を求めることとしており、検討会の公開は考えていません。

ただし、会議の進捗に関しては、ホームページ上に公開する予定で、必要であれば地域での意見交換会にも対応する予定です。

本町の子育て支援に係る大切なテーマでありますので、多方面からの御意見をいただき、議論を深めていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 公開は考えていないということでしたけれども、最後におっしゃった多方面からの意見を聴取したいということに逆行するのではないかと思います。義務教育学校の設置についても検討委員会が数回なされましたが、それも公開されています。

ぜひ、これは本当に大事な、どうやって人口減少を食い止めていくかという長年の課題とも相まって、とても大事なことだと思うんですね。民間活力の導入という言葉もありましたが、具体的にどういうことなのか、それもよく分からないのに早く早くというのは、私はやっぱりどうしても納得がいかない部分がありますので、情報公開として、ホームページ上には議事録とかも載せるということですね。それは本当に大事なことでやっていただきたいと思えますし、でも、それでも、その場において話を聞くというのが大事なことだと思うんです。

地域の方の座談会、地域の方の意見を聞くということはやりたいとおっしゃいましたので、ぜひそれは地域での座談会等をするということになるのでしょうか。やっていただきたいと思えますし、できるだけ多くの意見を聞いて、きちんと納得いく形での結論が出ますように重ねてお願いしたいと思えますが、もう一度お尋ねしますけれども、義務教育学校のときも公開していただきました。ぜひ公開、傍聴ができるようにお願いしたいんですが、再度お考えいただけますか。よろしくお願ひします。お答えいただけますか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。先ほどお答えしたように、あり方検討会には各方面から、それから、保育園、保護者代表者の方も参加いただいております。

また、この在り方についての調査も、保護者の皆さんの御協力を得ながらやっていきたいというふうに考えておりますので、先ほども申し上げましたとおり、今のところ公開の考えはありません。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** あと3回か4回、あり方検討会があるかと思えますけれども、それでしたら、その中に提案していただいて、公開して、皆さんと共に考えていきたいということをもし委員会の方がいいよということであれば、実現できますか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。あり方検討会の委員の方々をお願いしている

のは公立保育園の在り方の検討ですので、その公開の部分をお求めしているわけではございませんので、その議論はないかと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** いろんな物事を決めていくときに、たくさんの方の意見を聴取すると今も言われました。であるならば、意見を持つためには、その議論がどういうふうに行われているのかというのをやはり公開するというのは、原則ではないかと私は思います。ぜひ、もう一度御再考をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、子ども議会の要望である小中学校の通学路の防犯灯設置についてお尋ねをします。子ども議会において、この5年間で4回、街灯設置の要望が出されています。街灯設置要望の請願も趣旨採択されました。

街灯と防犯灯というのは、調べてみますと意味が若干違うようでして、今回からは夜間における町民の安全、町民の中にはもちろん子どもたちも入っていますので、その町民の安全、犯罪被害の未然の防止という意味合いでの防犯灯の設置をお願いしたいということにさせていただきます。

3月議会でも通学路に設置する防犯灯設置基準を設けている自治体があるとお伝えをし、資料も課長にお渡しをしております。そこでは、要望が上がっているところについて、まず一覧表を作り、教育委員会、建設課、地域のどこが主体となって取り組むかを総合的に判断しています。それを1年ごとに作成し、今年はこちら、今年はこちらというふうの一つずつでも積み重ねることがなされています。また、地域が設置する場合には、防犯灯整備事業として設置経費の補助をするということもあります。

子どもたちのみならず、地域の安全と犯罪被害の未然防止のための防犯灯設置が具体的にスピード感を持って進むよう、このような取組に学びながらやっていただきたいということを前回申し上げました。

通学路に設置する防犯灯設置の基準や、防犯灯整備事業を設けるということについてのお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。通学路に設置する防犯灯設置基準を設けることにつきましては、議員御指摘のとおり、他自治体において、通学路に設置する防犯灯の設置基準等に関する要綱や通学路に関する防犯灯設置基準などを設けていることは承知しております。本町の防犯灯など、街灯の設置につきましては、各集落や商店街におきまして設置をされ、維持管理されているところが大半を占めているところでございます。

街灯整備に対する対策といたしまして、山都町街灯要綱を制定しておりまして、山都町内の道路、または家屋密集地帯において、交通その他の保安の目的で設置する街灯に対しまして、一定の基準に基づき、電灯料を町において負担をしております。

ただし、街灯の設置費用及び維持管理費用につきましては、その地域の受益者負担としております。

設置経費の補助につきましては、これまでも各自治振興区において独自事業を活用され、設置いただいておりますので、今後も御活用いただきたいと思っております。

議員の御質問は、子ども議会での質問に対する通学路の防犯灯設置についてでございますけれども、町といたしましては、原則、自治振興区や商店街等の設置及び維持管理を支援していく方針でございますが、通学路に限らず、各集落や商店街において設置することができない箇所、設置する必要があると判断した箇所につきましては、先ほど申しあげましたように、他自治体の基準や現状を参考といたしまして、関係部署とも連携して一定の基準を設けることで対応していきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 設置する必要があると判断したときにと今言われましたが、設置が必要だと、ずっと要望はされてきているわけですね。

だから、その要望について、どういうふうに各関係部署で集まって、これを優先順位でここを先にしようとかいうのを取り組まれてきましたかということをお尋ねしてきているわけです。

子どもたちは子ども議会で提案をして、少なくとも5年間待っているわけですよ。そして、スクールバスから降りて帰宅する子どもたちや、自転車通学の子どもたちが夜間の不安をまた、今年10月頃から暗くなります。不安を抱えるのが、また繰り返しやってくるわけですね。なので、設置する必要があると判断をしてほしいんですね、要望が上がってきていると思うので。

前回、設置費用もお聞きしましたがけれども、NTTや九電の電柱に設置するのであれば、設置費用だけの何万円かで済むと言われたように、その後の電気代とか維持費をどうするかというのは課題ですと。

でも、言われたとおり、私は街灯要綱を一生懸命調べたんですけど、見当たりませんで、一定の基準があって、電気代補助とかもですね。集落とか商店街以外にも適用していくとおっしゃっていただきましたので、ありがたい、それをぜひやっていただきたいんですね。

だから、まず、ここからというのを聞きたいんです。それはいかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。確かに子ども議会で、これまで矢部中学校、蘇陽中学校からも設置についての要望ということで、中学生からも上がっております。

また、議員おっしゃったように、それ以外にもそういう必要な場所というものもあると思います。その辺を先ほど議員もおっしゃった、他自治体の基準等も参考にし、何らかのやっぱ判断基準というのは必要だというふうに考えておりますので、そこをしっかりとった上で、要望に対して全部つけられれば一番いいんですけども、やっぱり必要に応じて、どこからつけるかとかということはあるので、そういったところをしっかりと基準に基づいて設置を進めていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 分かりました。判断基準をまず明らかにするというのを早急にや

っていただきたいと思いますし、待っている子どもたちに一つでも二つでも、ああ、つけてもらったと、安心して学校に行けるというようにしていただきたいと思います。ありがとうございました。

最後に、給食費の助成についてお尋ねをします。3月議会においてお尋ねをしたとき、学校給食全体を考えた中で、無償化や助成を考えたいという町長の御答弁がありました。義務教育学校設置や、一つの学校に一つの給食室という自校方式の存続にも関わることになってくるかと思えますので、これについては慎重に進めていただきたいと思っています。

前回の質問の私の思いは、物価高騰の折、一時的な助成でも構わないから考えてほしいということでした。その後の進捗状況について、説明をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。教育体制の調整や資料の整理を踏まえ、9月頃に給食の体制に関する協議については開始できればと考えております。

なお、給食体制の協議に際しては、ある程度の方向性を示して臨むべきと考えているんですけれども、教育委員会においてこれまで話題として上がっているものの、現時点において方向性を示すまでには至っておりません。引き続き調整を図っております。

給食費との全般的な考えについても、それを踏まえた上での調整になるかと考えております。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 学校給食をどうしていくかということももちろん大事ですけど、今回私がお尋ねしているのは、一時的な給食費の助成でも構わないので、どうにかできませんかということなんですね。

給食の食材、または山都町産を使用した安心・安全な給食に対しての助成については、私も行く行くは無償化をずっと求めてきましたので、それを求め続けたいと思いますけれども、この物価高騰に対する子育て支援の一環としても考えていただきたいということなんです。

ふるさと応援基金からの補助はどうかともお願いしましたが、一時的なものは無理だというお答えもいただいておりましたが、今年度の配分を見てもみましましたときに、1億2,000万円ありますね、基金が。子ども健全育成に対し4,800万円、体育館の備品購入費に5,000万円充ててあります。小中学校の給食費を無償化するには年間7,000万円必要とも聞いておりますので、3学期のみ無償にするということであれば、2,000万円、ふるさと応援基金から捻出できないものだろうかとも考えました。1億2,000万円のうちの半分ちょっとを子どものために使ってもらえないだろうかというお尋ねが一つ。

それともう一つは、県から子ども・子育て施策に係る新規の助成があったかと思っています。その金額等の説明と、それを給食費の助成の財源としていくことはできないか。この2点、お考えをお尋ねします。時間がないので、簡潔にお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。今年度より、県から市町村への子ども医療助

成の対象年齢を拡充することにより、各市町村の子ども・子育て施策の拡充を促す取組がなされております。

具体的には、子ども医療の対象年齢を、県が助成金の年齢を引き上げるという事業になります。本町の子ども医療助成は、県内でもいち早く、高校3年生まで助成を行っております。令和4年度では約3,000万円の助成を行っており、財源の内訳は県補助127万円、ふるさと納税の寄附金を1,000万円充てております。一般財源が1,873万円になります。

この令和4年度の決算ベースで、今年度からの県の補助金を試算しますと187万円となり、県補助の増額分が60万円となります。

本町では、子どもの医療をはじめとした出産祝い金、予防接種への助成という子育て施策を単独でやっておりますので、この県の増額分を現在取り組んでいる子育て支援策に充当したいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 県からの資料なりを見てみますと、子ども・子育て施策は、もちろん医療費の助成もありますけれども、給食費の助成にも充てていいよというふうになっているんですね。今まで2.8億円だったのが10.3億円になるというふうに聞いておりましたので、どれだけの助成があるかなと期待しておりましたが、187万円なんですね。先行してやってきたからですね。先行してやってきたから、それだけ減らされるって何という……。もう、すいません、何ということでしょうかと思います。これは国や県に言わなければいけないことですので、先行してやってきたからこそ頑張ったねということで、ほかの自治体と同じように、ちゃんと支援したっていいじゃないですかというふうに今聞いて思いました。

精いっぱい、町としては子育て支援に頑張っているということですので、じゃあ、それが駄目なら、さっき言いましたふるさと寄附金からもう一度お考え直しはできないでしょうか。あと1分しかないので、簡潔にお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。ふるさと寄附金に関することについては、検討をしております。無償化の検討は今のところやっております。

今般、物価高騰に係る国の補助メニューができて、一般会計の補正予算で10%程度の補助の助成をするということで予算化しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** いや、もうぜひ検討してください。1億2,000万円のうちの半分を子どもに使ってください。これはまだ検討の余地はあると思いますので、ぜひよろしく申し上げます。3学期だけでも無償を考えていただきますようお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 3番議員、眞原誠です。本日最後の質問者となります。よろしくお願いいたします。さきの定例会からこの定例会まで3か月間、新年度に入りまして、いろいろな面で世の中が大きく変わりつつあるように感じています。

その中の一つとしまして、新型コロナウイルス感染症が5類感染症になったということがあるかなと思います。経済活動ですとか、地域の社会活動が元どおりになっていくことは、これは非常に喜ばしいことだと思いますが、反面、混乱もあるようです。感染症拡大防止のために変えざるを得なかった生活様式、これも3年間という長い間で、それが当たり前のこととして人々にしみついている感がありますが、ここに来て感染防止対策は御自身の判断でということになっていまして、困惑している人たちも多いようです。

また、一部の産業においては規模を縮小せざるを得ない、あるいは、需要が増えて増大するというふうには、その構造自体も変わってきていますけれども、人々の活動がコロナ前に急激に戻るということに対しまして、サービスの提供が追いついていない状況も見受けられます。

そうした状況もありまして、本日は大きく3項目に分けて質問をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、これより質問台に移ります。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** では、早速1番目の質問です。先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症が5類の位置づけとなりました。これまでの状況と何がどう変わったことによって、この扱いが5類相当になったのか。一度説明をお伺いできればと思います。

また、簡単に調べましたら、5類というのは季節性インフルエンザと同じというふうに言われていますけれども、そもそも5類感染症というのはどういう扱いなのか。この辺りも御説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。先ほど議員おっしゃいましたように、コロナ前までは5類とか2類相当という言葉を目にするのはまずなかったんですけども、新型コロナウイルスの感染症が拡大されることに伴いまして、特に本年になりまして5類移行という言葉を目にするように、私たちもなっまってまいりました。

こちらのほうでも少し確認してみますと、感染症法上の分類では1類から4類までと、あと指定感染症、また、新型インフルエンザ等感染症に大きく分けられております。

その中でも今回の新型コロナウイルスに関しましては、新型インフルエンザ等感染症に位置づけられておまして、この位置づけとしては、1類から3類よりはちょっと強い措置行動を取れるように、2類よりも幅広い措置が可能な感染症の位置づけがなされております。

先ほど申されました5類と申しますのは、季節性インフルエンザですとか、麻しん、百日咳等で、指定感染症と言われるものがほとんどなんですけれども、それに関しましては国民や医療機関への情報提供が必要であるということで、発生動向調査というのは行われておまして、今もちょっと新聞報道になりますけれども、県では毎週、県の感染状況というのを出されておまして、木曜日に出されたのを熊日になりますけれども、翌金曜日には感染状況の一覧表がありまして、2類相当のときはリスクレベルと申して別にコロナの情報はあったんですけれども、5類になりましたからは、先ほどのインフルエンザと同じ枠内で感染状況を伝えられております。直近で言いますと、先週、6月9日の熊日に6月8日付の県の感染情報が発表されておまして、それにちょっと見出しも大きく、コロナは3週連続増でインフルエンザも最多水準となっております。そのほかにも、ヘルパンギーナが増えていますとかいう情報が流されておりますので、それによって、今こういうのがやっているなということを医療機関はもとより、私たちにも分かりやすい形で示していただいているのが5類での取扱いになっております。

戻りまして、5類に位置づけになったことについてですけれども、先ほど申しましたように、これまでは2類相当でありまして、法律に基づき行政が様々な要請や関与をしていく仕組みの中で、発生動向、リスクレベルとか医療体制、感染者の対応ですとか感染対策、また、ワクチンとか後遺症対策までに及んで、国で基本的な対処方針というのをつくられて、それに基づいて国から県、県を通じて、行政のほうで同じような形で取組を行ってまいりました。

そのほかにも業種別のガイドラインというのを作られまして、様々な飲食店ですとか、いろんな形でちょっと強い措置もあったと思いますけれども、感染症対策に向けた取組を国を挙げて行ってきたのが5月7日までのやり方であったと思っております。

それで、その後ずっと、これまで動向を踏まえまして、ずっと昨年あたりからは専門家のほうでは、会議はずっと執り行われてたと確認しております。それで、正式には令和5年1月に、岸田首相が今春には5類に引き下げるということを表明されました。

その要因となりますのが大きくは2点ありまして、1点目は、国内で病原性が大きく異なる変異株の発症などが、科学的前提が変わるような特段の事情が今生じていないこと。また、2点目は、感染状況は4月当時ですけれども、足元では増加傾向となっておりますけれども、水準は昨年夏の感染拡大前を下回る状況が継続しておまして、病床使用率や重症病床使用率は全国的にも低い水準にあることが挙げられております。

そのほかにも専門家の記述によりますと、ワクチンの接種がある程度行き渡ったこと、また、感染して免疫を獲得した人が増えたということも影響が大きいとされております。

また、移行時期についても述べさせていただきますと、引下げに当たっては、医療機関ですとか学校など、様々な対応の準備期間が必要となりますので、そこを3学期末でもありますし、年度末も見越して、大型連休が終わる人の往来の落ち着く5月8日を一つの区切りとして5類移行

へと見直されたところですよ。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 詳しく御答弁いただきまして、よく分かりました。5類に落ちた、5類に移行したということは、二つですか、大きく御説明いただきましたが、新たな変異株が出ていないことということと、それから増加水準が足元では低い水準で収まっているということ、あとは重症度が低下したということもあったかなと思います。

そこで、山都町、この町におけます重症になられた方の推移といますか、数のですね。人数の推移が分かっていたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。当初からですけれども、町のほうでは陽性となられた方の氏名はもとより、病床者数や推移については何ら情報は得ておりません。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 町のほうでは情報はつかんでいらっしゃらないということで、それはそれでよいかと思います。

なぜこの質問をしたかといいますと、やはり気になりますよね。全国的にというか、政府の判断としては重症度が低下したとか、増加の水準が下がったと言いつつ、実際じゃあ、我が町でどうなっているのかというのは知りたいなと思ったところです。

それでは、次の質問に移ります。次がコロナ禍におきまして、医療関係者の方々というのがもう本当に大変な御苦勞を2類相当で推移しているときはあったかなと思います。町民の健康をしっかり守っていただいていることには心から感謝したいところですが、そこで確認なのですけども、今回この5類感染症になったということで、医療機関の対応、これはどうなっているのでしょうか。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。まず、対応について先に述べますと、5月以降につきましても、医療機関におきましての発熱症状の方への対応は変わっておりません。と申しますのも、昨年夏の第7波と呼ばれる流行期に、町内においてもかなりの数の方が感染されているという状況で、一部では一つの医療機関に集中するなど逼迫している状況ですとか、住民の方々がなかなか思うように受けられないという御意見等もたくさん賜っておりました。

それを受けたのと同時に、昨年9月26日以降で、各市町村ごとの数も見直されまして、全く状態が9月以降は分からなくなってくるということもありまして、当時、年末年始がまたインフルエンザとの同時流行も予想されておりましたので、それより前にはぜひ何とかしなければ、また大変なことになるのではないかというのが予想されておまして、昨年11月18日に町内の医療機関の方々との会議を開催いたしました。

その中で、発熱症状がある場合の受診方法ですとか、住民に混乱が生じないように統一した見解で対応していただくためのパンフレットを作成しまして、それを基に御説明し、共通理解を得まして、12月の広報やまとに、ちょっと別枠で折り込みで各世帯に配布させていただきました。

とともに防災無線でもそのことを周知いたしました。

内容としましては、ちょっとかいつまんで申しますと、受診希望をされる場合で、発熱などの症状がある場合でかかりつけ医がいる場合といない場合、できるだけかかりつけ医にかかりましょうというのが、国、県を通して、基本的に周知をお願いされているところでしたので、同じように行っておりましたが、中にはやはりどうしてもかかりつけも持たないという方もいらっしゃいますので、そのときは専門のダイヤルにはなりますけれども、やはり、できればいらっしゃる地域の医療機関に受診してくださいということもその中で書いております。

受診を希望されない軽症の方に対しても、検査キットを購入されて、自己検査にはなりますけれども、陽性となった場合には登録してくださいというのと、検査キットに販売先の薬局を載せておまして、そちらで購入されてくださいというのと、自宅療養期間を周知して、また、それとともに、ワクチン接種の勧奨とともに、解熱鎮痛剤の常備ですとか、生活必需品を備蓄して、なるべく自宅での療養が可能な方は、可能な限り自宅で療養してくださいということをお願いしたところです。

それで、医療機関でもそのような形での対応を進められておりますので、まずは、特に発熱症状があらわれる方は電話していただいて、病院からの指示に従って受診していただくための対応を求めておまして、それは今も変わっておりません。

先ほど来も述べられましたように、やっぱりインフルエンザとかコロナの感染者の方も、だんだんちょっと多くなってきているというのも耳にしておりますので、やはりコロナがなくなったわけではございませんので、引き続きそこはちょっと……。もしも発熱でその症状があらわれる方は少しやっぱり用心していただいて、かかっていたくように医療機関のほうも進められていきますので、それに従って、住民の皆様もそういうふうに医院にかかっていたきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 医療機関の対応は従来どおりということですね。それで、そういうことにのっとって、我々側も仮に発熱があれば以前のような対応といたしますか、病院のかかり方をすればよいということを伺ったと思います。

続きましてですが、以前、私の質問の中で、健康2次被害について質問をしたかと思えます。当時の課長からの御答弁では、健康診断の結果に、実はコロナ禍にかかってすぐ、その直後の健康診断で結果に変化が出ていたと。悪い影響がないとは言えないという御答弁だったかと思えます。

そういうことで、健康2次被害の防止に向けた啓発などを行っていただきました。気になっていすのは、その後の状況なんですよ。どんな状況に現在なっているのかなということですよ。

それと、もう1点ですが、子どもに接する際の大人のマスク着用、これについても少し気になっていまして、気になる記事などを読んでいまして、私のほうも。特に、乳幼児期の脳と心の発達に何らかの影響を与える可能性は否定できないというふうにも言われています。

どういうことかといいますと、脳が大きく発達していく乳幼児期なんですけど、大人が話しかけ

たときに、生後6か月ぐらいからは相手の目よりも口元を中心にしているということが、アイトラッキングという装置などを使って分かっているそうなんですよね。そうすると、口元はマスクで覆われているわけですから、口元の状態が分からないということになろうかと。

気になるのは保育園なんですけれども、長い時間、小さい乳幼児さんを預けているわけですが、保育園になりますと、感染症の蔓延を防ぐために一生懸命御努力なさっていたと思うんです。そのための行動様式、例えばマスクを着用するですとか。しかしながら、そういうことが子どもの発達を促すことにも相反することにもなるというような記事でしたので、非常に現状、そして、これからどうなるか、気になる場所なんですよね。

その辺りも、福祉課のほうでも何かを把握なさっていただければ教えていただきたいなと思います。健康2次被害のその後の状況と保育園の対応が今後どうなるのか。そこを教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。前回御質問いただいたのが、先ほど議員がおっしゃいましたように、令和3年9月の定例会で、その当時もやはり自粛生活が継続されている中で、かなり免疫低下ですとか、生活習慣病のリスクが高くなるということが懸念されているということで発言されておりました。

その後の結果でも、実際に特定健診や後期高齢者健診結果から分かりますことは、糖尿病の原因となる血圧、また、ヘモグロビンA1cの値が令和3年度から4年度にかけては高くなっております。

また、町では小学校5年生6年生を対象としました小児生活習慣病の健診も実施しておりますが、そちらの結果でも肥満や血圧、ヘモグロビンA1cの値が令和3年度よりも令和4年度はかなり高くなっております。

また、山都町の国保の医療費におきましても、昨年、補正予算も上程いたしました。令和3年度から令和4年度にかけては、医療費が約1億3,000万円ほど増加しております。これは全部がコロナ禍による影響とは言えませんが、生活習慣に関わる疾病であります高血圧症、糖尿病、脂質異常症、脳卒中、また、心臓病や慢性腎臓病の割合は、全てにおいてコロナ禍前よりも高くなっております。やはりこの3年間のコロナ禍での生活が少なからず影響していると考えられると思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。乳幼児に関しましては、マスク着用の弊害というのが心配されておりました。マスク着用による弊害、例えば頭痛とか皮膚炎、コミュニケーション阻害については、厚生労働省からマスク着用の指針が出ておりましたので、それに基づき対応いたしておりました。園児は、集団になるときはマスクを着用し、外で遊ぶときは外す。食事はパーティションで仕切ると臨機応変に、公立、私立、両方対応していただいております。

保育士のほうにヒアリングした部分では、常時マスクを着用し、感染対応して、なるべく園児と触れ合うようにはしていたということです。顔の表情や食事にかむことの表現については、かなり苦労されているというふうに向っております。その影響については、判断するのはちょっと

今の段階で難しいということです。

また、皮膚炎についても、かなり気をつけられたということを聞いております。今からの季節多くなるヘルパンギーナの感染症の増加、そして季節外れのインフルエンザの感染もあり、やはりマスクをすることによる免疫力の低下を懸念する声も聞こえております。

5類に下がりましたので、そのマスク着用につきましては、各園で対応していただくようにしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今お伺いしました結果には少し私も驚きましたといえますか、健診の数値が下がるどころか、やはり上がっていったということが少し驚きました。5類に下がりましたので、これから皆さん免疫力を上げて、健康状態をよくしていければいいなと思うところ です。

保育園に関しても同じですね。臨機応変に対応なさっているということは非常に安心していますし、大変な御苦労だったなと思いつつ、これから少しでも、そうしたことよりも子どもたちに触れ合ったり、子どもたちのことを考える。そちらのほうに時間や労力が割かれればいいんだらうなというふうに思います。

それで、このコロナが5類になったということで、何がどう変わるのか、私のほうも質問の項目をまとめていく際に厚労省や県のホームページを見ていたんですけども、5類になったから何がどうなるのかという一覧表がありまして、その中では、ほとんどの項目が感染症対策については自主的にという記載だったんですね。

しかしながら、私も含めまして、個人的に、自主的にと言われましても、例えばマスクを着用すべきなのか、必要ではないのか。大勢の集まりをする場合、そういった集まりをするのがどうなのかですとか、例えばマスク着用も医療機関ではどうなのかとか。判断が非常に難しいといえますか、その基準がなかなか見えづらいなと思っています。

都会では、電車の中でマスクの着用でトラブルがあっているというニュースも見かけましたし、今、非常に皆さん移行期ということもあるのかと思いますけれども、混乱しているのかなと思います。

そういう状況に関しまして、何か我々町民に向けて判断に当たってはというアドバイスなどがあれば、いただけたらなと思うんですが、いかがでしょうか。何かそういったものは、役場のほうで持っていらっしゃいますか。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。5類に移行後は、先ほど議員おっしゃいましたように、感染症対策はこれまでの法に基づく、行政が要請や関与する仕組みから個人で自主的に取り組むように大きく変わりました。その中で、行動制限ですとか自粛要請も特になくなりましたので、本当に判断が難しくなっていることは私もそう感じております。

ですが、インフルエンザも一緒ですけども、コロナウイルスもなくなったわけではございま

せんし、現在は少し増えているという情報も得ております。

それで、自主的な行動の中には、周りの方を感染から守るという思いやりも大切ですよということで、県のほうからも示されている表がございます。その中で、主に代表的なものがありますけれども、まず、マスク着用についてですけれども、先ほどおっしゃいましたように、やはり医療機関受診や高齢者施設等への訪問、そして、混雑した電車やバスに乗られるときは推奨しますということで、決して強制ではないんですけれども、お互いにリスクは避けたほうがいいということと、医療機関では、多分、今も着用をお願いされているかと思います。特に高齢者施設もですね。やはりどうしても、中で蔓延してしまうと大変なことになりますので、場面場面で指示されているところでは、そこに従っていただきたいということです。

明日から矢部地区のほうの住民健診が始まりますけれども、その場所でも一応マスクの着用はお願いしておりますし、今後、避難所開設になりましたときも、避難所での対応は引き続き変わらないというところで、マスク着用ですとか、距離を取って避難してくださいというところでの対応は進めてまいりますので、場面によつての指示がある場合はそれに従っていただきたいなというところをお願いしたいところです。

また、手洗いや手指の衛生、換気につきましてですけれども、基本的には引き続き有効とされておりまして、今でも皆さん、店舗とかに入られるときに入り口に置いてあると思います。それぞれここにもありますけれども、される方、されない方、自由なんですけれども、自分の身を守るというところで、していったほうが有効ですよということでは書かれております。絶対にしなくてはならないという強制力はございませんけれども、引き続き有効というところです。

また、三つの密の回避と、人と人との距離の確保というところでは、特に高齢者等でリスクの高い方はやっぱり換気の悪い場所ですとか、混雑した場所、また、近い距離での会話はやっぱり、少し長い時間とかではなくて、避けるほうが感染防止対策になるということで、お示しをされております。

また、先ほど言いましたように、感染症情報も毎週載せられておりますので、目にされることもあるかと思っておりますので、その情報も得られながら、今ちょっとこういうのが感染しているんだなど、例えば御船管内がどうなのかという数値が上がっておりますので、やはりそこでちょっと用心しなくてはならないというところで、自分もいろんなところで情報をキャッチしながら、感染対策は引き続き、できる範囲になりますけれども、行っていただきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 感染症の指定の5類になったからといって、機械的に一気に物が変わるのではなく段階的に移行していくということで、警戒は怠るなというお話ですよ。大変参考になりました。

では続きまして、次の項目に移ってまいりたいと思います。地域公共交通計画についてです。先ほどから他の議員の方からの質問にも上がっていたかと思いますが、先日、山都町地域公共交通計画策定支援の業務委託ですか、これの公募というのがなされていまして、先週が締切りだったかと思っておりますけれども、そもそもこの策定の支援業務委託ですが、どのような業務委託になる

のか。

それと、あと応募の状況はどのようなものだったか、お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。山都町地域公共交通計画策定支援業務については、コミュニティバスや民間路線バス、タクシーなど、様々な公共交通機関があり、いずれも通学や通院、買物など、住民の日常生活における貴重な移動手段であります。これを全体的に町として計画を立てていくものです。

平成31年3月に策定しました現在の計画は今年度末までのものとなっておりますので、来年度からの計画策定について、現在準備を進めております。5月1日から受託候補者の公募を行い、6月2日までを期限としておりました。複数の事業者から質問がありましたが、6月2日までに応募があった事業者は1社でありました。

受託候補者の選定に当たっては、公募型プロポーザルにて決定しますが、実施要領にて応募が1社であっても、プロポーザルによるプレゼンを行うということとしており、6月23日に行う予定としております。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今年度で31年度に立てた計画が終わるということで、新しくつくられると。そのときに計画を立てる際の支援をしていただくということですよ。1社の応募があって、今後、そのプロポーザルの提案といえますか、そういうのが行われると理解しました。

では、次なんですけれども、Ma a Sという言葉聞き慣れない方もたくさんいらっしゃると思いますが、アルファベットでM、a、a、SでMa a Sという言葉が数年前から出ています。英語でモビリティ・アズ・ア・サービスらしいんですが、これは人の移動について、移動目的、移動するための目的まで、移動サービスの提案の要素に入れようという考え方やサービスなんだろうというふうに理解しています。非常に分かりにくい概念だなと思ったんですけれども、よろしければ、この辺りを少し説明していただければなと思います。

それと、あと、ここから発展して、地方型Ma a Sという言葉も最近目にするようになってきます。公共交通計画を考えるに当たりまして、この地方型Ma a Sというのは重要なのかなと思うのですが、山都町はこの地方型Ma a Sに関してどのように考えて取り組んでいらっしゃるのか、お聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。地方型Ma a Sは議員が先ほどおっしゃいましたとおり、ちょっと分かりにくいかなという気はします。

地方において、交通手段を総合的に提供するサービス、自動車や公共交通機関等の個別の交通手段ではなく、利用者にとって最適な移動手段を列車やバス、レンタカーなど、複数の交通手段を統合し、ストレスフリーで提供することを目的とするものです。

例えて言うなら、ここから熊本城に行きたいとなった場合、バスで行って、市電で行って、タクシーで行くというのを、例えば、携帯電話でワンクリックで全部の予約ができるのかというよう

な仕組みになるものと思われます。

しかしながら、本町のような中山間地においては複数の選択肢を選ぶことができませんので、交通事業者や地域住民の協力、さらにはA Iなどを利用したデジタル技術を活用することも重要な課題になると思っております。

また、持続可能な移動手段も重要であり、電気自動車などの低炭素な交通手段の推進も併せて行うことも視野に入れなくてはいけないことだと思っております。

来年度からの山都町地域公共交通計画に地域型M a a Sを大きく取り込むというのはちょっと難しいとは思いますが、そのような考え方も取り入れながら、将来を見据えた計画が策定できればと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 具体例も出まして、分かりやすかったかと思います。確かに、今、課長おっしゃったように、山都町の場合は選択する公共交通手段というのが多岐にわたっているわけではありませんので、特にそのドア・ツー・ドア、例えば家から目的地までのドア・ツー・ドアになりますと、組み合わせても、例えばその路線バスとタクシーですとか、コミュニティバスとタクシーとか、そういうことになろうかと。

あるいは、もうそこまで組み合わせるぐらいだったら、もうタクシーだけでいいじゃないか。そういう話になるのかなとは思いますが、公共交通計画を立てられるに当たって、移動目的までしっかりと考慮に入れられて、在り方というのをこれから検討なさっていくと思うので、考え方としては参考になるのかなと思ひ、質問させていただきました。

じゃあ、続いてなんですけど、地域公共交通計画において、そのスクールバスの方向性についてもちょっとお伺いしたいなと思っております。

毎年冬になりますと、路面凍結や積雪によってコミュニティバスが運休になりますよね。年に何度か出るかと思いますが、これでバスが運休することによって、学校が休校になるという事例がよくあります。このことで、実はそういうことが起こりますと、私も年代が近いということもありまして、保護者の方々から様々に意見が上がってくるのですが、コミュニティバスの運休と学校の運営、休校、これが、そうやって半ば自動的に連動しているようなことに関して、弊害とかそういったものはないのかなと思ったりもします。P T Aとかから何か上がってきたりとかしてないのかなと。

もし仮にそれで影響があるというふうに御判断なさっている場合は、改善に向けて、何か取組とか検討とかあるのかなと。そういうのがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** まず、私のほうから公共交通計画におけるスクールバスの方向性というところでお答えしたいと思います。

具体的には、これから協議をして決定していくものなんですけども、来年度からの地域公共交通計画では、利用者が減少するコミュニティバスを廃止する方向も見据えながら、高齢者等にも

利用しやすいドア・ツー・ドアによるデマンドタクシーに移行していく方向性を模索しておりますので、近い将来、スクールバスについては、スクール専用での利用を考えているところです。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。バスの運休に伴う休校の弊害ということで、まず、議員もおっしゃったとおり、まず保護者へ負担を強いること。あと、授業時数ですね。子どもたちが受ける授業時間の数が少なくなるということ、大きくこの二つが挙げられるかなと思っております。

ただ、まず前段としまして、公共交通の運行において最優先される事項は、運行時の安全確保かと思えます。最悪の事態を想定して、空振り前提の対応となるのはやむを得ないと考えております。中山間地、また広大な面積を有する本町においては、平たん部や都市部と異なり、路線の安全点検に相当の人員、時間を要します。一般混乗、かつ定時定路線である本町のコミュニティバスでは、コミュニティ便の時間を大きくずらすことはできませんので、運休判断はやむを得ないものかと思慮するところです。

一方、保護者の都合に応じて自主登校という対応もあろうかと思うんですけども、学校運営におきまして、給食や下校の心配が大きく、学校現場での対応は困難かと思われるところです。

先ほど二つ言いました弊害に対する改善に向けた取組、対応とはちょっと言い難いんですけども、一つ目の保護者に負担を強いる点につきましては、運休に伴う休校時に負担を強いる点は非常に否めないところであるんですけども、台風や降雪、凍結が予想される場合は、あらかじめ休校を想定された対応されるよう保護者へ周知されておきまして、困難な面もあろうかと思うんですけども、各家庭においても御協力いただければと思っております。

二つ目の授業時数が少なくなることにつきましては、各学校における教育課程の編成において、文部科学省が示す標準時数、言い換えますと年間で必要とされる標準的な授業時間を言うんですけども、この標準時数を上回るように編成されますので、授業時間は確保されますので、極端に休校が多くならない限りは問題が生じることはないようです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 突然休校になれば、ほとんどの児童生徒たちは喜ぶかなと思います。ただ、保護者の皆さんは大変です。安全の確保というのが大事だというのは非常によく分かります。

しかし、登校できるのにと、やっぱり何というんでしょう、御自身の周り、周辺を見たときに、今回は登校できるじゃないかというような思いというのは、保護者の皆様にも湧いてくるんだなど。毎年のように、それは感じるころなんです。

先ほど、企画政策課長のほうからの御答弁にもありましたが、例えばスクールバス専用になれば、こうした事態が解消できるのかなという期待もありますので、公共交通計画をこれから進めていかれるに当たりましては、その辺りも検討の中に入れてもらえればと思います。よろしくお願いいたします。

次ですが、コロナ禍が先ほども何度かやり取りしましたように、5類に移行したことによりまして、飲食店などにお客様が戻ってきているというのは私自身も実感しています。全国を見渡しますと、今までの自粛生活の反動からか、コロナ以前よりも増えたところもあるというふうにも聞いています。

これは、経済活動としてはとても喜ばしいと思うのですが、反面、タクシー業や運転代行業の方々にとっては、急激に戻った需要への対応でとても御苦労なさっているということのようです。それまで、コロナ禍によるその事業の減少や、あとここ最近の燃料の高騰で、事業の存続そのものが危ぶまれている状況もあるかと聞いています。

国交省では、燃料価格激変緩和対策事業が展開されていて、先週だったかと思うんですが、第7期の受け付けが終了していたようですけれども、しかしながら、これが経営の手助けにどれだけの効果があるのかというのは、燃料高騰の対策だけですので、よく分からないところなんです。運転士さんたちも、そういうコロナ禍で需要が激減していましたので、違う職種に移ることを余儀なくされているとも聞いています。

コロナ禍が明けた昨今、深刻な運転士不足になっているということで、たしか何かのニュースだったと思いますが、都市部の運転代行業においては、1日に100件以上も予約を断らねばならない。そういう事態になっていることがニュースになっていました。

こういった状況というのは、タクシーや運転代行業の方々の御苦労のみならず、せっかく客足が戻りつつあるという飲食業にもブレーキがかかると思いますか、影響が出ているんじゃないかなと思うのです。

ここ山都町でも同じような状況を確認できるわけですが、町としてその経済対策的に、こういった状況に対して何か対応の検討とかなさっていますでしょうか。あれば教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** 私のほうからは、現在までの取組について御説明します。交通事業者における事業継続応援給付金としては、国からもコロナによる影響、さらに原油高騰による支援のお願いの文書が出されており、本町におきましても令和3年度と令和4年度において、交通事業者事業継続応援給付金給付事業を行っております。

対象は、貸切りバス事業者2社、17台、タクシー事業者5社、21台、運転代行業者6社、6台であり、令和3年度は一律で1台につき5万円、令和4年度は原油高騰の影響を鑑み、1台当たり10万円の給付を行いました。実績の総額としては、3年度が185万円、4年度が350万円となっております。

今後は、新型コロナウイルスが5類に移行したことに伴い、外出の機会が増えて、移動需要についても回復していくものと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。御指摘がございましたとおり、タクシー業と運転代行業については、運行車両の減少により飲食業に与える影響が大変大きいと考

えております。特に運転代行業については、運行している台数の減少により代行業者の確保ができず、飲酒を控える方が多いというふうになっております。

新型コロナも落ち着いてきており、町内で飲食される方も多くなっております。以前のような複数の代行事業者の営業に戻ることを望んでおります。各事業者へ働きかけを行いながら、もう少し様子を見た上で、対策を検討したいというふうを考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** せっかく戻りつつあるお客様が、何と云うんでしょう、そこにブレーキがかからないように、ぜひ全体で取り組んでいけたらいいなというふうに思います。そこについては、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、続きまして、空き家対策と住宅政策の質問に移っていきたいと思います。

まず、さきの定例会での一般質問でも住宅政策については質問させていただきましたが、今回ちょっと空き家対策に重点を置くのですが、その前にまず、短期滞在施設について質問したいと思います。

山都町に短期滞在施設が幾つかございますが、まず短期滞在施設というのの設置目的をもう一度確認させていただきたいと思います。

それから、現在の利用状況はどのような形になっていますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。短期滞在施設の目的としましては、実際に山都町へ滞在することで、町の気候や風土、環境を体感しながら、住民、地域との交流や体験を通じて町のことを知っていただいたり、移住のための住宅探しや空き家の修繕、改修を行っていただく移住の足がかりとして滞在する施設です。

現在の利用状況ですが、矢部地区8棟、清和地区2棟、蘇陽地区4棟、合計14棟の短期滞在施設があります。現在、2棟が空室となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 短期滞在施設の設置の目的、分かりました。

それで、そうした移住の足がかりとしての施設なんですけれども、利用に期限が設けられていますよね。その期限内に山都町への移住を決定されて、住居を探して、移転そのものをしなければいけないわけなんです、その住居の取得につきまして、どうなんでしょうか。これまで何か問題とかは出ていませんか。具体的には、移住していきたくんだけど住居が見つからないとか、そういった問題はないんでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。短期滞在施設の利用期間はまず1年間ですが、次の住まい探しに時間がかかった場合や改修、修繕に時間を要する場合には、最大3年間までの期間を延長しております。

町では、空き家バンク制度を実施しており、入居者の皆様への利用登録をお願いしております。すぐに住める空き家の登録が少ない現状ではありますが、最大100万円の補助を行う改修補助金にて、水回りや床などを自由にリフォームをいただき、入居までのフォローを行っております。

次の住居の取得については、現在、問題はございません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** この施設の利用者の方の次の住居の取得で問題が出てないということのを伺いまして、安心しました。

それでは、山都町空家等対策計画が進んでいると思えますけれども、進捗状況のほうを伺いたいと思います。

未使用の空き家を有効的に活用していただいて、住宅供給という側面で一役を担ってもらうことですか、あとは管理不全の空き家をなくして地域の安全性の確保、それから美観の向上を図る。こういったことが目的になっているのかなと思っておりますが、特に管理不全の空き家、これに対する対処というのは、周辺地域の安全面からも急務だなと思われるんですが、計画の進捗状況をどうか教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。令和5年3月に山都町の空家等対策協議会を開催し、山都町の空家等の対策計画を策定したところです。山の都創造課が窓口になり、各課で役割を分担しながら、空き家の対策を取り組んでまいっております。

現在、住民からの相談、要望が4件ありまして、特定空家等に対する措置の流れに沿って、所有者の調査等の対応を行っているところです。

協議会は今年度3回程度開催する予定で、今後、住民向けの周知活動も併せて実施していく予定です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 背景から察するに、やはり急務かなと思いますので、引き続き精力的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、公有財産の有効活用にもちょっと目を向けていきたいのですが、例えばその活用していない町有地の宅地分譲ですか、あるいは使われていない教職員住宅の利用などのことなんですけれども、見晴山の教職員住宅を短期滞在、施設化を以前しました。そこももう今、埋まりつつあるということで、それは一つの好例なのかなと思います、今何か検討を進めていることがあれば教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。公有財産の有効活用につきましての現状といたしましては、公共性、有効性が高い土地、建物につきましては、現在、自治振興区やNPO法人、社会福祉法人、株式会社等の各種活動を行われる施設や個人の利用などに貸し付けることと

し、様々な用途で活用いただいているところであります。現在の貸付け件数は、建物が23件、土地が71件を貸付けております。

また、今後の公有財産の有効活用の方針につきましては、利用度が高い公有財産におきましては、公用施設として有効的な利活用を進めるため、適宜、長寿命化改修等で施設の機能改善を図り、継続利用をすることとしております。必要性の低い施設につきましては、廃止等を含め、今後の在り方等の検討を行うこととしております。

未利用の公有財産につきましては、町の施策としての活用が見込まれるかをまず検証いたしまして、利活用が見込めないものなどにつきましては、民間からの利用等の要望等を聞き、また、そういうこともないものについては、今後、積極的に売却を進めていくこととし、町のホームページ等を利活用して、物件情報の広報等を行い、未利用の公有財産の情報発信を行うなど、貸付けや売却を進め、維持管理コストの縮減、平準化を行っていくことといたしております。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ぜひ積極的に活用していただきたいなと思います。

それでは、最後の質問になるのですが、これは町長にお伺いしたいと思っているんですが、今、熊本県はTSMCの進出で、その周辺ではインフラ設備を中心に投資が急増してしまっていて、他の都道府県から見ると、熊本県全域が活性化しているという印象のようなのです。私の同級生などもそのように申してました。でも、実態は実はそういうことではないですよ。やはり周辺地域だけに限定された状況だというふうに感じています。

しかしながら、ここ山都町は、今TSMCが進出を計画しているエリアに対しては、渋滞がなければ1時間程度で行けますし、山都通潤橋インターチェンジが開通すれば、もっと短い時間になるかと思います。

そういうこともあり、ここ山都町でも関連した企業の誘致などに力を入れて、TSMCの進出から得られるよい影響を取り込んでいければなと思っていますところなのですが、企業誘致をするにしても、やはり重要になってくるのが誘致した企業の従業員の方々の住居。やっぱり人が住まない、企業を誘致しても、そこに従業員が来ないということになりますので、卵が先か鶏が先かの議論ではないんですけども、やはり住居に向けた政策というのは非常に重要なんだろうと思っていますんですが、ここに関しまして、町としてどのような方針を掲げていらっしゃるのか、ぜひ町長のほうからお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、眞原議員からありましたように、熊本県、もう異常なバブル状態かなと。よそからも、また我々県内の者としても、そのように思っておりますし、県も国も挙げて地域のインフラ整備に躍起になっておられるのも事実であります。

しかしながら、県内でも均衡ある発展と県知事がみんなに言われますが、その周辺地域、また、離れた地域の方々の我々首長としてはおかしな話なという思いで話をしているところでありますが、指をくわえておるわけにもいきませんので、やはり情報をいろいろ取りながら、やっていきたいなという思いであります。

私も2年ほど前から菊陽地区の不動産業者の方、いろんな、今まで企業誘致に携わった方の会社の社長といろいろコンタクトを取ってきたところでございますが、なかなか今言われるように、ここから1時間ばいた、50分ばいたといっても、なかなか菊陽から山都、矢部というと大変遠い感覚の中で、県の現地の方もでございますが、思われているのが事実であります。

近隣の菊陽であったり、益城であったり、いろんな首長さん方々は、県からの誘いで台湾に行ったり、いろんな企業とのセッティングがあるのも事実であります。そういう部分で、我々山都町でできる部分、今年度、山都通潤橋インターができますが、やっばこれを機に、これを売りにしながら、やっていきたいなという思いしております。どういう子会社なり、関連会社が来られるか、まだ定かではありませんが、やはり聞きますと、ほとんど近隣の工場に近いところの企業の立地がという話であります。

そういう意味では、やはり我々としましても、住宅地であったり、別荘地であったり、多くの非常にレベルの高い方々が外国から来られるというようなことでございますので、そういう方々の受皿ができるような取組を今していかななくてはいけないんじゃないかなという思いしております。

そのためには、山都テラスのときに分譲用地をしました。また、下市の住宅につきましても、新しい形の中で住宅建設をしました。こういうノウハウを生かしながら、早い時期に、今検討しておりますのは、住宅用地にもなる、工場用地にもなるような用地の選定をしながら、どのような形で開札をするか、今、検討を指示しておるところでございますので、そういう部分も含めながら、また、皆さんからのいろんな情報をいただきながら進めていきたいという思いしております。

しかしながら、工場誘致が全てではない部分もあります。しかしながら、人口減少がこれだけ進む中では、やはりしゃにむにせなん部分もあるんじゃないかなという思いしておりますので、皆さん方の情報の提供もいただきながら、我々も積極的に、県をはじめ国、そして、いろんな方々の情報の共有ができるような取組をしていきたいなという思いしております。

なかなか具体的に、今、一つは関連企業ではありませんが、工場進出の話はあっておりますが、関連企業との日誠の方々とも話しておりますが、なかなかあんまり関係がありませんというような話でございますので、山都町としての年の早い時期に、あのようなICTは来とったというようなことでありますので、そういう実績も踏まえながら今後進めていきたいという思いしております。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今、町長から前向きな御答弁をいただきました。やっぱり大きな達成目標を抱えた政策というのは、公と民間が力を合わせなければいけないと思います。情報を共有しながら、少ないチャンスにもがむしゃらに向かっていくという姿勢をまずは公が見せて、そこに民間の皆さんがついてくるという山都町になってほしいなと切に願うところです。

今日はいろいろと質問しましたが、丁寧な御答弁ありがとうございました。

本日の質問をこれで終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後 3 時20分

6 月 14 日（水曜日）

令和5年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年6月8日午前10時0分招集
2. 令和5年6月14日午前10時0分開議
3. 令和5年6月14日午後2時50分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
  - 日程第1 一般質問  
6番 矢仁田秀典議員
  - 日程第2 議案第33号 専決処分事項（令和4年度山都町一般会計補正予算第12号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第3 議案第34号 専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第2号）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第4 議案第35号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第5 議案第36号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第6 議案第37号 専決処分事項（山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第7 議案第38号 専決処分事項（山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第8 議案第39号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）について
  - 日程第9 議案第40号 令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第10 議案第41号 令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第11 議案第42号 令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について
  - 日程第12 同意第6号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第13 同意第7号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第14 同意第8号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第15 同意第9号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第16 同意第10号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第17 同意第11号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第18 同意第12号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第19 同意第13号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第20 同意第14号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
  - 日程第21 同意第15号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

- 日程第22 同意第16号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第23 同意第17号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第24 同意第18号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第25 同意第19号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第26 同意第20号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第27 同意第21号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第28 同意第22号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第29 同意第23号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第30 同意第24号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件  
日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	檜 林 力 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	坂 本 靖 也
清 和 支 所 長	長 崎 早 智	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	飯 星 和 浩	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	木 野 千 春	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 嶋 田 浩 幸 外 2 名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） おはようございます。6番議員の矢仁田秀典でございます。本日もたくさんの方に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

今年の田植は、台風の影響もありまして、適当な雨が降り、順調に進んだのではないかと喜んでおるところでございます。

私とはいいまして、一部の考えの多様性を認めない人たちのグループの広報紙に、私が、弾薬庫誘致はチャンスではないかとの意見が、信じられない発言をする、と載せてあります。誰だって弾薬庫が欲しいわけではありません。ましてや戦争を望んではおりません。私だって、学校給食は無償化し、米も野菜も肉だって無農薬、無化学肥料の有機の食材にしたい、高齢者が安心して病院や買物に行けるように交通問題を解決したい、町道を改良、補修して安全な道路にしたい、自分の町のごみは自分の町で処理したい、全ての町民が不安や不満のない山都町にしたい、職員のみみんなもそう思っているはずですが、しかし、そのためにはお金が要る。残念ながら、この町には自由になるお金が少ない。

私は、この6年間、いろんな提案をしてきました。今議会の一般質問は、新たな提案と今までの提案の検証をしたいと思っております。今回、五つの項目を挙げております。

1、町民の皆さんが聞きたがっている山荘問題について。2、自主財源について。3、弾薬庫の誘致について。4、ふるさと納税について。5、TSMCを含む台湾企業について、質問いたしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） まず、通告文に従いまして、通潤山荘問題についてお聞きいたします。閉館の経緯について、今後の見通しについてと通告文を出しておりますけれども、これにつきましては、昨日の一般質問で2名の議員の方が質問されております。

私が思いますに、この閉館の一番の原因は、コロナによる来客の減少、それと熊本地震であったと思っております。しかし、かねがね町民の皆さん方からは、通潤山荘はサービスが悪い、料理がおいしくない、そういう話があっておりました。この辺につきましては経営責任があると思っております。

今後の見通しでございますが、昨日、町長から、今後はこういうふうにやりたい、早くオープンしたい、そういう話がありました。

町民の皆さんから、こういう話をよく聞きます。うわさだろうと思っておりますが、通潤山荘は、どっかの病院が買うように決まった。あるいは、どっか大手の製薬会社が買うというふうには、そう

いううわさが飛び交っておりますけども、本当でございましょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** おはようございます。それでは、お答えします。現在、通潤山荘については、公売に向けた公募型プロポーザル募集要項の最終的な詰めを行っている状況です。まだ公募も行っていない状況ですので、既に売却先が決まったという話はございません。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 安心しました。私は経済建設常任委員長として、もし、私の知らないところで、そういうことがあつとるということであれば、ここでしっかり討論する必要がありましたけども、そういうことはない、そういう事実はないということでございますので、安心いたしました。

ただ、昨日も4番議員からありましたように、私も危惧するところです。これを売ってしまう、買う相手は誰か分からんわけ、どういう人かというのは分からないわけです。もしも、あそこの利用が今と違う形態になったら、泊まることができないとか、法事に宴会場を使うことができないとか、お風呂が使えないとか、そういうふうになってしまつては、町民の負託に応えるというふうにはならない。そういったところで、私はストップをかける必要があるんじゃないかという部分では4番議員と同じ気持ちですけども、土地と建物を別々にして、土地は町が所有しとけば、もしものときにはストップがかけられる、そういうことを委員会では提案してまいりました。

しかし、その後いろいろ調べますと、経営者側としては、建物はあんまり魅力はないと……、魅力はないというか、資産としての価値が薄い。土地がついてないと、経営をしていくときには担保になるものがないというところで経営が非常に難しい、そういうところを調べた結果、そういう話になりました。

では、どうするかというところで、もし売却をするにしても、今、公募を考えていらっしゃるんですけども、公募をするにしても条件をつける必要がある。今と同じような状況で使つただくという条件をつける必要がある。また、もし公売で、最初入札で取られたところが何年かして破産とかした場合、また町が同じ条件で買い戻すことができるような、そういう条件をつけていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。現在、募集要項については策定中でございますけれども、土地、建物を一体的に売却するという方向もございまして、土地だけ町の名義にしておくということも考えられると思います。最終的な判断は、まだ終わってきておりませんが、民法上は買戻特約という法律がございまして、最長で10年間、町が条件を提示した内容に反するような活用をされたときには町が買い戻すという法律がございまして、そういったところを売却の際には提示をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 法律上の問題もあると思いますので、その辺はしっかり勉強して頑張っていたきたいと思います。

続きまして、2番目に自主財源について質問いたしますが、令和5年度、本町の当初予算は134億4,000万円です。補正を含めていきますと150億円ぐらいにはなるとは思います。自主財源は繰入れ、繰越しを入れても27億7,000万円ということで、20%ぐらいしかない。実際自由になるお金はといいますと、10%未満、1割にも満たない12億円ぐらいです。私は、この6年間、この自主財源を増やすためにいろんな提案をしてきましたが、今回、副町長になられました榎林副町長は、この自主財源を増やす案を何か持っていらっしゃるようでしたらお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、榎林力也君。

**○副町長（榎林力也君）** 自主財源を求めることの件は、やはり町が自由に使えるお金は必要ですので、これについては、私も就任当初から、町長のほうからも、ちょっと頑張ろうということで指示を受けております。

まず、長期的な戦略としては、やはり町民所得を上げるということが一番大事だと思っております。所得税の確定申告が終わりまして、町民所得の確定が出ました。それによりますと、令和4年の収入につきましては総額で375億円です。その主なものを見ますと、農林業が86億円ということで全体の23%、そして商工業、観光業が13%の49億9,000万円ということで、全体の36%を、この主幹産業で占めているわけですので、やはり、この産業についてしっかりと支援をしていく、現在、中核農家で頑張っている若者の農業後継者あるいは商工業の若手経営者、事業承継等を進めて、こちら辺をしっかりと町としても支援していくことが大事ではないかというふうに思っております。

それと、一つ特筆すべきことは、公的年金、高齢者の方々の年金ですけれども、それが全体で76億円です。全体の19%を占めております。この76億円については、やはり真水の数字ですので、これを町内でしっかり使っていただく、この施策が必要だというふうに思っております。これは、やはり当然、商店街、商工会も頑張っていたかなければなりませんけれども、商品券とかでも頑張っておりますけれども、そういった町内の循環を、消費する、この375億円を町外に漏出させないような工夫が必要ではないかというふうに思っております。よく、たばこは町内ということで、たばこ税が8,300万円ぐらいございますけれども、これについても、やはり町内で消費していただくことが大事ですので、こちら辺りをしっかりと町民の皆さんにも意識していただければというふうに思っております。

また、短期的なことではございますが、ふるさと納税がございまして、ふるさと納税は後ほど議員のほうから質問がありますので、私のほうからは企業版のふるさと納税のほうを少しお話しさせていただきます。企業版のふるさと納税が過去3年間で3,475万円です。ですから、まだまだ少ないと思っております。こちら辺りを、やはり企業はCSR、企業の社会貢献という形で各自自治体に貢献したいと思っておりますので、特に山都町はSDGsの未来都市に選定されておりますので、そこらあたりの事業項目にぜひ協力していただきたい。あるいは矢部高校応援のプロジェクトに企業の応援をいただきたいということで、こちらのほうから自らプレゼ

ンテーションして企業にアプローチすることが大事だと思っておりますので、当然トップセールスも必要ですし、東京事務所を持っておりますので、そこらあたりとしっかり協議していきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、町有財産の利活用については先般もございましたけど、特に町有林、分収林も含めて1,895ヘクタールございます。これを間伐……、伐期を迎えている大体25ヘクタールから30ヘクタールの町有林を間伐、伐採して、地元の森林組合と協議しながら、補助金もいただきながら現金化していくということで考えております。やはり、職員がそれぞれ自分の財布、家庭の財布というふうに思っていくことが大事だと思っております。稼げるものは稼ぐ、辛抱するものは辛抱するというような形で、しっかり、そこら辺りを職員一人一人が意識づけを行い、町民の皆様にはぜひ、この375億円を500億円を目指していただきたいと、そして、それを町内循環させて経済を回すというようなことで、町民挙げてそういった税収の確保を協力していただければというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** そうですね。この件につきましては、ほかの課長さんたちには通告しておりませんので質問はしませんが、今、副町長がおっしゃったように、東京事務所もありますので、企業版ふるさと納税あたりはしっかり取り組んでいただきたいし、町有林も実際そういう、おっしゃったとおりで、もう適期がいっぱい来ております。そういったところも利用しながら、少しでも自主財源が増えるように頑張りたいと思います。

続きまして、3番目に弾薬庫の誘致についてお聞きしたいと思えます。昨年の12月で、私は、この弾薬庫の誘致について国が進め、常駐する自衛隊員がいるということで税金も増える、また交付金も増えるから、この弾薬庫の誘致は今がチャンスではないかという話をしました。

しかし、私だって戦争がしたいわけではないんです。ただ、国が進めて、ここには自衛隊の演習場があるというところで、チャンスではないか。自主財源、税金を増やす、あるいは弾薬庫ができたということだけで、自衛隊の税金から交付金を合わせますと、何億、何十億というお金がこの町に下りてくる可能性があるというところで質問を申し上げたんでございますが、それにつきまして検討されたかどうか、お聞きいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。令和4年第4回定例会の一般質問におきまして、大矢野原演習場の弾薬庫の誘致をしてはどうかという御質問をいただきました。その際に、誘致活動を行うために、まず、地元の代表であります大矢野原演習場周辺対策期成会での協議と地元住民の皆様のご意思の確認が最優先されるべきであると考え、今後、国の動向に注視し、地元からの要望があり、かつ町としてメリットがあるようであれば、誘致活動を協議する必要があると思っておりますとの答弁をいたしております。

前回の一般質問後の経過といたしましては、大矢野原演習場周辺対策期成会の役員会の際、一般質問でありました弾薬庫誘致につきまして話題とはなったものの、実際には誘致活動をしてほしいとの要望などには至っておりません。

また、国の弾薬庫に関する照会等もあっておりませんので、このようなことから、町といたしましては特に検討は行っておりません。

今後も、引き続き国の動向及び地元からの要望等について注視することとし、必要に応じて適切に対応してまいりたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 昨年12月の返答はそのとおりでしたが、そのときに私は、地元で丁寧な説明をして進めてほしいという話をしております。議題に上がったという話がありましたけども、昨日の4番議員の答弁にもありましたように、安全性という問題が出てきます。私も、この弾薬庫の話は、自衛隊の幹部の方から聞いたんですけども、その話があったときには、そりゃいかんどって、弾薬庫はいかんどという話をしました。何でか。普通に考えたら弾薬庫というのは危ないもんじゃないかと思うわけです。ただ、それは素人の考えでありますよ、今の弾薬庫はこうこうこういう理由でそういうおそれはほとんどない、ですから国が進めているんですよという話がありました。そういったところを含めて、今回の答えは、総務課に防災関係、自衛隊関係の職員が配置された関係上、総務課が答えたんでしょうけども、私の質問は、去年12月には企画課でございました。企画課としては、その辺を検討したかどうかをお聞きいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。総務課長の答弁にありましたように、町が積極的に誘致を行ったということはありません。地元からの要望や国からの打診などがあれば、慎重に対応していくべきものと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 地元ちゅうのは、この山都町も地元なんですけども、周辺の人たちの気持ちというのが非常に大事です。そこの地元の人たちが、うちに弾薬庫ば造ってくれという話には多分ならないです。そのために丁寧な説明をして進める必要があるという話をしたんです。

ただ、分からんわけじゃないです。反対する人たちがいる以上、役場職員がこれを進めようという話にはなかなかならないでしょう。残念なことですね。ここに何十億というお金が来るかもしれんというのに、それを進めようとはしない。ちょっと悲しい部分がありますね。この中で、これはいい話だ、背に腹は代えられん、弾薬庫誘致に動こうというふうになったらうれしかったんですけども、反対がある限り、そういう簡単な話にはならないというところで非常に残念な思いで、この問題につきましては、また今後ありますので。ただ、今、国が急いどるわけです。何年も待ってから弾薬庫が欲しいなんて言ったときには、もうよそに取られてしまつとるということで、この町にはそういうこともないと思います。考えられるのであれば、早いうちに検討していただきたいと思います。

続きまして、ふるさと納税について質問いたします。私はかねがね、ふるさと納税の税額を増やすために、いろんな提案をいたしてきました。農産物関係、米とか、あるいはこの山都町産物のブランド化事業にも最初から携わってきましたが、そういう産物を育てて、ふるさと納税を増

やすべきではないかとか。それと、もう一つは、目に留まり気を引くようなポテンシャルの高いサイトに変える必要がありませんか、そういう話をしてきましたところ、私の提案を山の都創造課内で検討していただき、今回、プロポーザル、簡単に言いますと、計画、提案、選定ということをされまして、新しい一括代行業者になるわけですが、今のふるさと納税の納税額と今後期待する税額をお答えください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。令和4年度のふるさと納税は2億1,300万円でした。毎年伸び悩む中、7月1日から新しい一括代行業者の切替えに向け、事業者と商品の企画や画像加工、強みを生かすブランディングやカスタマーサポートの運営について協議をしてまいりました。ここで言います一括代行業者とは、ポータルサイトの管理、寄附管理のシステム、返礼品の開発、発送管理、寄附金受領証明書の発行を行う業者を言います。また、町内のふるさと納税者の事業者様にも、5月19日、6月6日に、町と一括代行業者による説明会を開催しました。皆さんの協力をいただきながら、令和5年度のふるさと納税は3億円を目指します。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ふるさと納税というのは、頑張った分だけ納税として返ってくるというところで、今、課長は3億とおっしゃいましたが、20億ぐらいを目指してほしいです、私はですね。じゃあ、そのためにはどうすればいいかという話になりますけども、新しい業者がしたからといって、簡単にそんな増えるはずはありません。ただ、課長がおっしゃったように、取組方次第、サイト次第では2億が3億になるでしょう。ただ、20億にするためには、もっと取組が必要です。ですから、そこで提案ですけども、私を含めみんなで納税者を増やすという働きかけが必要だと思うんですけども、どう考えていらっしゃるでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。ふるさと納税を行う人を増やす働きかけの取組としましては、ふるさと納税の寄附を受け付けるポータルサイトのトップページで、町の強みであるSDGs未来都市、有機農業を核とした持続可能な町を前面に出し、山都町の豊かな自然や歴史、食をしっかりとブランディングして広く発信していきます。

新しい取組として、キャンプ場や野菜の収穫体験、野菜や肉の定期便などを、年間を通して山都町の地場の食材をお届けできる返礼品の開拓を行っていきます。また、町内外のイベントにも参加し、ふるさと納税の返礼品を対面で販売し、実際に見ていただき、物のよさを伝えていきたいと思っております。

町内の取組としましては、毎年8月は、ふるさとを想い、ふるさとを応援する国民月間、11月は、ふるさと納税利用促進月間と定めてあります。広報やまことに掲載し、町外の御親戚や御友人などに呼びかけをお願いしていきます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ありがとうございます。私は一般質問で、ありがとうございますは言わんつもりでいつもおるんですけども、今回ばかりは、ありがとうございます。私が思ったとおりのことを答えていただきました。みんなで増やす必要があるんです。私たちの知人、友人、よそに行っている子どもたち、そういう人たちに、同じ税金を払うのであれば山都町にふるさと納税をしてくれ、山都町にはこういう品物があるんだよというのを、口コミでも広げていく、そういう取組が必要だと思っておりましたので、課長の答弁は非常にいい答弁でした。

ただ、もう一つ、返礼品の、この山都町を見ますと、私は、先ほど課長が言いました収穫体験は、私の農場を使ってほしいと思っているところでございますけれども、返礼品の事業者を増やす、それから返礼品の数です、品目。これを増やす必要がまずある。それを増やさんと、今ぐらゐの返礼品の事業者の数、品目の数では、なかなか、どんなすばらしい業者がするようになっても増えないと思いますので、その辺についてはどうでしょう。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。議員のおっしゃったとおり、返礼品を出していただく業者様につきましてはまだまだ足りない状況で、今後、状況を見ながら、農業者だったり、いろんな販売先あたりを私たちも一緒に回って、ふるさと納税事業者として出していけないかという働きかけをしていこうと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 実際は、私は農業者でございますけれども、農業しながら、ふるさと納税の注文が来たけんてするというのは、非常に面倒なことです。ただ、そこでちょっと、自分がもうちょっとここで頑張れば、協力すれば、ふるさと納税が増えるんだ、そう思えば、町の税金が増えるんだと、自分たちのためになるんだ、そういうふうに思えば、してくれる人が増えるんだらうと思います。そういう働きかけをしていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税の中にいろんな項目があるんですけども、納税者が選べる使い道というのがあります。その中に子育て支援関係の使い道があるんですけども、昨日も4番議員から話が出ていましたように、ふるさと納税で来た分をいろいろ使っているという返答がありました。

しかし、この町は同和教育を含め、郡内では子どもに使う教育予算というのはトップです。それにいっぱい使う予定の予算があるんです。それ以上の、学校給食関係に有機の食材を使うとなりますと回ってこない、そのお金はですね。子育て支援に、ふるさと納税で回ってきたお金は回ってこない。実際、有機食材を使ったらどうなるかという話ですけども、今現在、9校中の6校に有機の米を使っているという状況です。この差額、普通の米と有機の米の差額というのが、今年予算で193万円。これ、9校中の6校に193万円使うようになっております。この9校の給食食材を全部有機栽培の食材に変えたらと考えると、6,000万円かかる。ということは、6,000万円どっかからつくらんと、これはできないということです。

今、学校給食に有機を使うという全国組織ができておりますけれども、それに山都町も参画しようとするのですが、そういうことができないということで、そのお金はどっから持ってくるかってな

ると、私は前々から申しておりましたように、ふるさと納税の項目の中に、山都町の学校給食には有機の食材を使う、そういう項目をつくって運動すれば、そのお金は有機の食材に回せる、学校給食に回せると思うんですが、いかがでしょうか。検討されたかどうかですね。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。ふるさと納税を行う人が選べる使い道の中に、現在も、将来を担う子どもたちの健全育成に関する事業という項目を設けております。

大きな分類としては、こちらで受付を行い、事業の一つのメニューとして、学校給食に山都町産有機栽培食材を使用するなどの項目を設定することは可能です。具体的な使い道については、7月1日からのサイトリニューアルオープンのタイミングで、町のホームページ、寄附受付サイトの掲載を行う予定です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ということは、ふるさと納税の項目の中に、学校給食に有機食材を使うという項目は入れられないということですね。違う項目があるから、そっちから回しますという話になるのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** 大きな分類の項目が、先ほど言いました、将来を担う子どもたちの健全育成に関する事業という項目がサイトの中にあリまして、その下に使い道というような枠を設けておりますので、そこに学校給食だったり、ほかの項目を追加することは可能ですので、そこは納税を行う人が選んでいただくようなサイト運営に取り組んでまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** そういう項目があれば、そこに自分が……、思った人たちはしてくれんだろうと思います。それを期待したいと思います。

これは、もともと学校給食に有機食材を使いたいという若い人たちからの提案があったんですけども、私が当初からこれに関係しておりますけども、その提案がありまして、学校給食に有機食材を入れるためにはどうすればいいのか、あるいは試験場が、今有機農業協議会が借りてつくっておりますけども、そこでできた米を学校給食に使うというのはどうだろうかという話がありまして、進んでおるところです。これを進めるためには、学校給食の栄養教諭の先生方に納得してもらう必要がありました。それは差額があるからです。その辺で、学校給食の栄養教諭の方に研修に行っていただいて、それからぼちぼち進んで、もう何年ですかね、6年か7年かなるんですけども、そういうところで今進んでおります。

これは、一つには、この町の有機の生産者を育てるとというのが一つの目的。それと、もう一つはアピールですよ。全国にアピールしていくためには、この町は学校給食に有機の食材を使っていますと、そういうアピールがあるというのが必要です。有機農業日本一の町でうたってきましたけど、もう完全に抜かれてしまっています。これが事実です。だけど、この町は認知度はあるん



ところで、非常に関心を持たれております。これは日本にあるということと、しかも距離的に近いというところで、熊本に熱い視線を送られております。

ただ、TSMC関係は、山都町にそれを誘致するというのは難しいかなと思いますが、TSMC関連の企業、あるいは台湾のほうにも日本の経団連みたいなやつがあつて、スリーエスと呼ばれるそうですが、いろんな企業がある。熱い視線を熊本に送られとる関係上、TSMCだけじゃなくて、ほかの企業を山都町に誘致するとか、あるいは資材置場でもいいんじゃないかと思うんですよ。そういうTSMC関連の企業の資材置場、何かといいますと、ここには小学校の空き地あたりが……、中学校、小学校の学校跡の空き地あるいは体育館あたりがありますので、そういったところも利用して台湾企業の誘致が考えられると思いますけども、それを考えているか、また取り組んでいるかどうかをお聞きいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。TSMCの第2工場も、現在建設の工場周辺に検討していると表明されております。半導体の期待はますます大きく膨らんでいる中、現在の町のTSMC関連の企業の誘致については具体的な計画はございませんが、今考えられることとして、日本を含む世界各国が2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを表明しております。そこで、町の強みである環境に優しい有機農業をメインとしたSDGs未来都市の取組を、TSMCやその関連企業とのつながりを持っていただき、本町のことを認識、理解してもらうことが必要だと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 山の都創造課からの返答でございますけど、私は企画課かなと思っただけなんです。この企業誘致ができれば、先ほど自主財源関係をいきますと非常にためになるし、企業誘致をすれば都市間の交流というのもできてくるし、当然、TSMC関係ばかりで1,500の方が来られるということでございますので、その家族まで含めますと1万人ぐらいの方が来られる。そういった人たちとの交流ができれば、また、企業誘致は当然していただきたいところでございますけども、企業誘致だけでなく都市交流あたりもしていただくと、山都町にメリットが物すごく増えてくるんじゃないかと思いますが、その辺含めまして、企業誘致については企画課が何か考えとることがあれば答えていただきたいし、ないようでありましたら、また山の都が都市交流について答えられるかと思いますが、よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** 企画政策課から、都市交流についてお答えします。現状としまして、本町が台湾の都市と都市交流に向けて動いているものはありません。県に確認しましたところ、直近で菊陽町、南阿蘇村、益城町が都市交流締結に向けて準備をされているようです。

具体的には、町にゆかりのある人物などがあり自然と交流が始まるケースと、台湾側の大使館的な機関を通じて日本の団体と類似する団体をマッチングさせるケースがあるようです。TSMC関連について再び台湾との交流が深くなることが考えられる熊本県において、都市交流を推進

しようとする団体が増加するのではと考えております。

本町が都市交流を考えるのであれば、経済的なつながりや文化的、人的交流の推進により、観光振興や地域活性化にもなり、山都町の国際化や持続可能な発展を推進するための重要な柱組みになるものと考えられます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 台湾にも造り物文化があるそうです。これは私の一般質問の通告文を見て先輩議員が教えてくれたんですが、台湾にも八朔祭と同じような造り物文化があるということでございますので、そういうところを利用して交流が生まれる可能性があるんじゃないかと思いますが、それは御存じでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** カンボジアにあるのは聞いていましたが、台湾は聞いておりません。すいません。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 私も教えてもらうまで、そういえばそういうのがありましたね、ぐらひの話で知りませんでした。ですから、そういうこともあるというところで、都市交流は進められるんじゃないか。都市交流が進めば、当然、この町に来る人が増えるということで、T S M C関係に来ていらっしゃる方も、例えば、その地区からT S M Cに勤めとる人がいたりするんですよ。その人がこの町に来れば、その人の家族だったり友人だったり、そういう人たちが来るということで、都市交流がますます、人的交流ができていく、そういったところでも考えて都市交流を、あるいは姉妹都市提携あたりを結んでいただけるようにしていただきたいと思います。

また、その次の質問になりますが、山都町の農産物含め山都町の産物の販売戦略、これもT S M C関連、あるいは台湾企業、台湾との都市交流、そういったところを考えていきますときに、非常にためになるんじゃないかと思いますので、その辺は何か考えられているでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。現在のところ具体的な計画はございません。今、考えられることとしては、台湾の販売戦略もありますが、身近なところで、T S M Cの社員食堂に山都町の有機農産物等のP Rを積極的に行い、山都町の魅力的な食材を食堂で提供されるランチに取り入れていただけるような働きかけをすることと考えております。これを行うことで、山都町の魅力的な食材を実感いただき、ほかとの差別化も図ることができ、食を通じてまちの魅力アップにつながればと思っております。このようなP R活動を行いながら、庁内の相談窓口の整備、熊本県と相談しながら販路拡大の取組を進めてまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 食堂はいいと思います。私が、もしT S M C関係の人と知り合いであつたら、あん中に山都町コーナーかなんか建物でんつくって産物を販売とかもしていきたいと

ころですけれども、そういうコネはありませんので、考えられるだけいろいろ考えて、みんなでこの販売戦略あたりも考えていただければと思っていますところでございます。

大体、以上のことで、今回の一般質問は通告した分は終わりますが、この町の状況というのは、先ほど自主財源のときに説明しましたように、今でも自由になるお金が少なく、住民サービスに支障を来す、そういう状態です。道は片っぽがくえとって危ない、それでも町道を直す余裕がないとかそういう話をよく聞きます。建設課に行きますと、各区長さんたちからの要望書というのが物すごい数がたまったりします。そういったのをする余裕のあるお金というのがない状態ということで、これは今後ますます悪くなるおそれがある。座して死を待つより、立ち上がって戦いましょう。

私は、ある課長さんにこういう話をしました。役場に入る新人さんたちは、入るときは、山都町のため、山都町の人のために頑張ろうと入ってくる。その若い人たちに、何かあったら私が責任を取る、何かあったら相談しなさいというくらいの環境があれば、もっとこの町がよくなるアイデア、もっと自主財源の増えるアイデアが出てくると思います。皆さんがそういう気持ちで若手を育てて、この町をよくしていきましょう。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、6番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。  
ここで15分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、6番議員の一般質問の発言の中で、不穏当な発言だと直ちに判断することができないため、後刻、調査の上、措置することといたします。

---

## **日程第2 議案第33号 専決処分事項（令和4年度山都町一般会計補正予算第12号）の報告並びにその承認を求めることについて**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第2、議案第33号「専決処分事項（令和4年度山都町一般会計補正予算第12号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは説明いたします。

議案第33号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

専決第1号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第12号）について。

令和5年6月8日提出、山都町長。

提案理由です。令和4年度山都町一般会計補正予算（第12号）について、年度内に定める必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分を行ったものです。これが議案を提出する理由です。

それでは、予算書で説明を行いたいと思いますので、20ページの歳出から説明をいたします。

まず、全体といたしまして、事業費の確定に伴う補助金の変更や財源組替の調整を行っております。

2款1項総務管理費です。

11目企画費は、県補助の確定により財源組替を行っております。

14目情報費は、マイナポイント申込支援業務委託延長に伴い増額するものです。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費は、事業費の確定に伴い、事業費の調整を行ったものです。

22ページをお願いします。

27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付事業費は、実績に伴い返還金が生じたものです。

2款3項1目戸籍住民登録費は、権限移譲分の県委託金の追加交付に伴う財源調整です。

23ページをお願いいたします。

2款4項8目県議会議員選挙費は、県議選執行経費委託金の上限があるため、事務費の不足する分を一般財源で財源調整するものです。

3款2項1目児童福祉総務費は、コロナ交付金の事業費確定に伴う財源調整です。

4款1項保健衛生費です。

4目予防費は、実績に伴い返還金が生じたものです。

6目環境衛生費は、権限移譲分の県委託金の追加交付に伴う財源調整です。

24ページをお願いいたします。

5款2項林業費です。

2目林業振興費は、事業費の確定に伴い、財源として森林環境整備基金繰入金の調整を行ったものです。

14目地方創生道整備推進交付金事業費は、補助金の確定により財源組替を行うものです。

6款1項商工費です。

5目山の都づくり事業費は、事業費の確定に伴い、財源組替を行うものです。

7目ふるさと寄附金事業費は、寄附金額で返礼品等の諸経費の精算を行うものです。

26ページをお願いいたします。

7款2項道路橋梁費では、それぞれの事業において、事業費の確定により、起債と一般財源の財源組替を行ったものです。

27ページをお願いします。

7款8項1目河川管理費は、事業費の減額に伴い、起債の減額を行ったものです。

9款1項3目教育振興費は、コロナ交付金の事業費確定に伴い、財源組替を行うものです。

9款5項5目中央グラウンド周辺整備事業費は、事業間で調整を行うものです。

28ページをお願いします。

10款災害復旧費におきましては、現年度林業施設及び公共土木施設災害では激甚指定に伴う補助のかさ上げ、過年度公共土木施設災害では事業費確定に伴い、財源組替を行うものです。

12款2項基金費です。

11目ふるさと応援基金費は、2,500万円を積み立てるものです。

19目町道維持管理基金費は、基金利子確定に伴うものです。

次に歳入を説明いたしますので、11ページをお願いします。

2款地方譲与税から15ページの13款交通安全対策特別交付金につきましては、補正第11号の後に確定しました金額に合わせて今回補正を行ったものです。その中で、14ページの12款地方交付税につきましては、説明をいたします。

今回、交付税額が確定しましたので、普通地方交付税6,369万6,000円、特別地方交付税2億3,476万1,000円増額補正し、総額で60億5,388万9,000円となるものです。令和3年度と比較いたしますと、約1億9,000万円の減となるものでございます。

15ページの16款国庫支出金から18ページの18款財産収入などの特定財源につきましては、歳出予算のところで確認いただいておりますので省略いたします。

18ページをお願いいたします。

19款寄附金について説明いたします。一般寄附金の1,500万円は、株式会社ランバーやまと様より寄附があったものです。ふるさと寄附金につきましては、寄附金額の増額に伴うものです。

20款2項基金繰入金です。それぞれの事業費の確定によりまして、財源調整を行い、各基金に繰り戻すことといたしました。補正額に三角の印、いわゆる減額補正ということで示しております。

19ページ、23款町債につきましては、事業実績に基づきまして財源調整を行うものです。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正でございます。補正（第11号）の後に追加した3事業4,246万円と、事業費を変更した13事業14億6,388万3,000円となります。そのうち主なものといたしましては、道の駅整備事業費1億1,823万、道路、河川及び住宅関係の事業費2億2,422万5,000円、災害復旧事業費10億7,044万円です。今回の事業の追加及び事業費の変更により、繰越明許費は28事業総額21億3,586万円となります。

8ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正です。事業費の確定により、それぞれ起債限度額を調整したものです。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。

令和4年度山都町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,190万9,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億490万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の歳入の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年3月31日専決、山都町長です。

よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 25ページのふるさと寄附金のところなんですが、事業者の変更を一社にして変更したということで、これはライフビジョンかなんかでもちょっと見ておりましたが、この停止期間の間がどのくらいだったのかと、新たにこの事業費、委託料と550万円ともう一つ、その前にシステム利用料が700万円ですかね、上がっておりますが、新たな、いわゆる委託業者に変えたことによる事業費は総体幾らで契約されたのかというのをお尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。議員御質問の、ふるさと寄附金事業費の内容につきましては、後ほど詳細を御説明させていただきたいと思っております。すいません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 明細については後ほどということですが、では事業者だけの、名称だけでも教えていただきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。株式会社スチームシップさんになります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ちょっとお伺いします。この補正12号、専決なされた理由を先ほど御説明いただきました。議会招集する期間がなかったということだったんですが、もうちょっと詳しく御説明いただきたいんですけど、どうして招集する時間がない状況だったのかまで教えていただけたらと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。令和4年度の、今回、補正予算で上げました分につきましては、年度末までの確定した数字を基に最終的に変更を行ったものということでございますので、年度末までの確定した内容での補正を行い、3月31日付となったことで議会のほうの招集は行わなかったというものでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） その部分は理解するのですが、そうすると、これ、毎年こういうことが起きるということになるわけでしょうか。確定が、かなり遅くにならないとその費用の確定とかが見えてこないということで、補正予算が議会招集に間に合わないぐらいにしか組めないということになるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。できる限り議会を開いていただきながら行うところがございますけれども、例年、この年度末の部分につきましては専決処分をさせていただいているところがございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 21ページの住民税非課税世帯生活応援支援金で、マイナスの304万円の補正になっているということは、これはたしかプッシュ型だったと思うんですけど、この理由をお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。実績によって余剰分が出ましたので、その分の返還になります。プッシュ型になりますので、この予算についてはある程度不足しないように多めに予算を組みますので、実績に伴ってどうしてもやっぱりオーバー分が出ますので、その分に関しては返還という形で予算を組むことになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） プッシュ型だったので、申告じゃないので、全ての非課税世帯の方にはきちんと支給ができて、それでも余剰分が出たということになるということで理解していいですか。漏れた方はいらっしゃらないということですよ。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。この事業につきましては、税情報を基にして事業を実施しております。家計急変分、家計が急変して非課税になったという事業ではないので、全て税情報でプッシュ型で行っておりますので返還金が発生しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「専決処分事項（令和4年度山都町一般会計補正予算第12号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおりに可決されました。

---

**日程第3 議案第34号 専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第2号）の報告並びにその承認を求めることについて**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第34号「専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第2号）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第34号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第5号、令和5年度山都町一般会計補正予算（第2号）について。

令和5年6月8日提出、山都町長。

提案理由です。令和5年度山都町一般会計補正予算（第2号）については、物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯に対して、国の方針に沿って5月末までに給付金を給付する必要性がありましたが、議会を招集する時間的余裕がございましたので、専決処分を行ったものです。これが議案を提出する理由です。

それでは、予算書の説明を行いますので、8ページの歳出から説明をいたします。

2款1項30目低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費です。低所得者の子育て世帯は、食料等の物価高騰に直面し、家計が悪化している現状にあることから、国の物価・賃金・生活総合対策本部において、低所得者の子育て世帯に対して子育て世帯生活応援特別給付金給付事業を実施することが示され、5月末までに給付することとされたものでございます。

3節職員手当から11節役務費につきましては、事業実施に伴う費用を計上しております。

12節委託料は、給付事務に係るシステム改修委託料です。

18節負担金補助及び交付金は、子ども1人当たり5万円、200人を見込んでおり、1,000万円を計上しております。

13款予備費は調整です。

次に、歳入を説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

16款国庫支出金において、給付事業費全額を計上しております。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和5年度山都町一般会計補正予算。

令和5年度山都町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億4,900万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年4月26日専決、山都町長です。

よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 先ほどのと似たような質問ですけども、5月末までに給付ということとは、もうプッシュ型で、税情報によってもう済んでいるということだと思いますが、子どもの年齢は幾つまででしょうか。どのように済んでいるかということをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。年齢は児童扶養手当受給者の年齢が基準となっておりますので、18歳に達する日の、その年度まで、高校3年生までが対象になります。対象者は、児童扶養手当受給者と住民税非課税世帯の子育て世帯になります。児童扶養手当受給者の世帯については、県から直接、児童扶養手当に上乘せして支給されております。住民税非課税世帯の対象者は町からの支給で163名の対象になっております。5月25日に支払いを済ませております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第2号）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおりに可決されました。

---

#### 日程第4 議案第35号 専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

**○議長（藤澤和生君）** 日程第4、議案第35号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、高橋尚孝君。

**○税務住民課長（高橋尚孝君）** 議案第35号について御説明します。

議案第35号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号、山都町税条例の一部改正について。

令和5年6月8日提出、山都町長。

本案は、国の令和5年度地方税制の改正に伴い、地方税法等の一部を改正する法律、そのほか関係する政令及び省令が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日から施行されることに伴い、山都町税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきまして、説明資料により御説明をさせていただきます。資料は38ページ目から40ページ目、後ろから3枚となっております。

38ページ目をお願いします。

まず、軽自動車税の種別割に係る軽減措置について御説明します。種別割は、軽自動車等の保有に対して課されるもので、燃費性能等に優れたものについては、新車登録の翌年度に限り軽減がされています。この措置は、その取得期限が令和5年3月31日までの予定でしたが、改正により、この期限を3年間または2年間延長するものです。

具体的には、電気自動車などが税額をおおむね75%軽減、営業用乗用のガソリン車で2030年度の燃費基準を90%達成しているものは50%軽減、これらは令和8年3月31日までの延長となります。また、営業用乗用のガソリン車で燃費基準を70%達成しているものは25%軽減で、令和7年3月31日までの延長となります。下の表は軽減内容を税額で示したもので、例えば上から3行目、4輪乗用営業用の標準税額は6,900円ですが、新車登録の翌年度に限り、燃費性能に応じて1,800円から5,200円に軽減されます。

次に、燃費・排ガス不正行為に係る防止策の強化について御説明をします。

自動車メーカーの不正行為が原因で、軽自動車税の取得時に納付する環境性能割と、保有している者が納付する種別割の納税額に不足額が発生した場合、この分は、納税者ではなく当該自動車メーカーが負担する必要があります。この罰則としての加算額の割合が、これまで不足額の10%だったものを35%に引き上げるものです。これは、燃費性能が優れたものは環境性能割や種別割ともに軽減措置がありますが、その基になった燃費の値が自動車メーカーの不正によるものであれば、本来納付されるべき税額と差が生じてしまうため、このような規定が設けられています。

次に、特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設について御説明をします。

道路交通法の一部を改正する法律により、原動機付自転車から区分して、新たに一定の要件を満たす電動キックボード等に係る種別割の税額を2,000円とするものです。車両の形状は、資料の図のようなものです。一定の要件とは、外部電源により供給される電気を動力源とすることや

最高速度が時速20キロメートル以下であること、長さが1.9メートル以下であることなどとなっています。この電動キックボードの免許は不要ですが、16歳以上しか運転できません。また、通行するのは原則として車道です。

次に、固定資産税関係の改正について御説明をします。

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の軽減措置を創設します。これは、国内で老朽化したマンションが増えていることから、その修繕工事を促すために、要件を満たす大規模修繕工事を実施したものについて、その翌年度の固定資産税額を3分の1減額するものです。この減額の割合は、地方税法において、3分の1を参考に一定の範囲内で市町村の条例で定めることになっており、本町においては3分の1に定めております。

次に、災害に係る税制の特例の延長について御説明をします。

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和2年7月豪雨により滅失し、または損壊した居住用の家屋の敷地に供されていた宅地については、固定資産税の住宅用地特例、住宅が存在している場合と同じ軽減措置が令和4年度末までとなっていました。これを今回の改正により、令和6年度末まで2年間延長するものです。なお、住宅用地特例とは、住宅の用地は、税額の計算において課税標準額、税金を計算する基になる額が3分の1に軽減され、そのうち200平米までは6分の1に軽減されているものです。

次に、個人住民税関係について御説明をします。

令和6年度から国税である森林環境税が導入されることに伴い、その賦課、徴収については、町が町県民税の均等割と併せて行うことを定めています。森林環境税の税額は年額1,000円となります。

次に、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税所得割の免税措置の延長について御説明をします。

農業を営む個人が肉用牛を売却した場合、その1頭の価格が100万円未満で売却の頭数が1,500頭以内などの場合は、町民税の所得割が免除されます。この特例が、現在令和6年度までとなっているものを、改正により令和9年度まで3年間延長するものです。

次に、優良住宅用地の造成等のための土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る町民税の特例の延長について御説明をします。

これは、所有期間が5年を超える土地の譲渡が、建設戸数25戸以上の一団の住宅地となるなどの要件を満たす場合、この譲渡に係る所得割の税率が、通常の3%から2.4%に軽減されるものです。この特例が、現在令和5年度までとなっているものを、改正により令和8年度まで3年間延長するものです。

そのほかにつきましては、地方税法等の改正に伴う手続の変更と様式の新設に対応するもの及び引用している条文のずれに伴う整理によるものです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 森林環境税が今年から新たに出ましたが、もう二、三日前ですね、早速今年度の納税通知書が来ました。この森林環境税は、町民税の均等割額が課税された人に課税されるということですが、納税通知書の中に1,000円でしたかね、これが入った状態でもう通知が来ていると理解してよろしいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 税務住民課長、高橋尚孝君。

**○税務住民課長（高橋尚孝君）** お答えします。森林環境税は令和6年度からの課税となりますので、来年度の納税通知書から示されることとなります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおりに可決されました。

---

#### 日程第5 議案第36号 専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第36号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** それでは、議案第36号について御説明いたします。

議案第36号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第2号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

令和5年6月8日提出、山都町長。

次のページをお願いします。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和5年3月31日、山都町長。

次のページが改め文でございます。その次のページに新旧対照表を載せております。左側が現行、右側が改正後になります。下線を引いている箇所が、今回、改正に係るところでございます。あわせまして、字句のずれを整理しております。

最後のページを御覧ください。資料をつけておりますので、御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、原則として令和5年4月1日に施行されたことに伴い、山都町国民健康保険税条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。改正の趣旨としまして、令和5年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の限度額を引き上げ、高所得層の負担を上げることによって、中間所得層の負担軽減につなげるとともに、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準額も見直されまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険法施行令が一部改正されました。

具体的には、資料の赤の点線枠内に記載のとおり、左側がそれまでの限度額でございました。限度額が102万円となっておりましたところを、右側で104万円に引き上げられました。内容としましては、後期高齢者支援金等の課税額を20万円から22万円に引き上げられました。また、下段になりますが、緑の点線枠内に記載のとおり、軽減の判定所得が5割軽減の基準について、被保険者数に準ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準について、被保険者数に準ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げられました。

この改正により国民健康保険税の影響につきましては、様々な要因を含んでいるため、単純に前年と比較することができませんが、今現在、令和5年度の税が確定しまして、数値の比較とはなりますけれども、令和4年度から令和5年度について、所得については約5,700万円の減額に、また、調定におきましては約1,200万円の減額となっております。

それでは、3ページにお戻りください。

改め文です。

附則、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項、この条例による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第6 議案第37号 専決処分事項（山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて**

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第37号「専決処分事項（山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第37号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号、山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

令和5年6月8日提出、山都町長。

提案理由です。新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当につきまして、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、5類感染症に分類されたことになり、国に準じて特例運用を改正するため、山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

感染症等の防疫に当たる作業手当について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため、令和2年6月議会において、本条例を一部改正いたしました。令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において5類感染症に分類され、同日以降は季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりました。同法の施行に伴い、人事院において、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例について廃止するとともに、今後、同感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当することになった際に備えて、同様の手当の支給が可能となるよう、人事院規則の一部改正が行われましたので改正するものです。

最後のページ、4枚目は新旧対照表です。

附則第3項及び第4項において、新型コロナウイルス感染症を特定新型インフルエンザ等に改めるものです。

前のページ、3枚目にお戻りください。一部改正の条例文です。

附則を御覧ください。この条例は、令和5年5月8日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「専決処分事項（山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおりに可決されました。

---

### 日程第7 議案第38号 専決処分事項（山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第38号「専決処分事項（山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、議案第38号を御説明します。

議案第38号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第4号、山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止について。

令和5年6月8日提出、山都町長。

専決第4号、山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止については、国民宿舎通潤山荘を公の施設である行政財産から普通財産へ位置づけるため、山都町国民宿舎条例と山都町国民宿舎基金条例を廃止する条例の制定について、専決処分を行ったものです。

公の施設は、地方公共団体が当該公の施設の共用を廃止するという意思表示により消滅し、この意思表示は、法的手続として当該公の施設の設置管理について定めた条例を廃止することによって行うものとされています。設置管理に関する条例を廃止する条例により、廃止された公の施設は普通財産に位置づけられることになり、地方自治法第238条の5第1項の規定による私権の設定の対象として、貸付け、交換、売払いや譲渡などが可能な財産となります。

さて、公の施設国民宿舎通潤山荘の指定管理者の破産手続申立て決定を受け、町は当該指定管理の取消処分を行ったわけでありますが、その後の同施設の管理運営については、3月定例会の全員協議会等々において、同施設は町民の利用度、町民のニーズは高いものであるが、民間においても代替可能な施設であると判断し、事業継続を前提として民間によるサービスを継続するため、その目的を達成することができる民間譲渡先に売却した上で管理運営をお願いするという考えについて御説明し、係る方針について議会の皆様にも御理解をいただいたところです。この方

針の下、一刻も早く事業を再開することができるよう、まずは国民宿舎通潤山荘の施設について、普通財産化を図るべく、山都町国民宿舎条例を令和5年3月31日をもって廃止するとともに、同施設に係る基金について定めた現在の基金額は5万1,990円ですが、山都町国民宿舎基金条例についても、同日をもって併せて廃止することとし、地方自治法第179条第1項の規定により、山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例を廃止する条例を町の専決処分により制定し、交付したところです。なお、現在、一刻も早い事業再開に向け、不動産鑑定評価の手續や公募型プロポーザルによる募集に向けた準備を急いでいるところです。

最後になりましたが、専決第4号、山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止に係る専決処分について、御承認くださるようお願いいたします。

3ページを御覧ください。

山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例を廃止する条例をここに交付する。

令和5年3月31日、山都町長。

山都町条例第14号、山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例を廃止する条例。

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 山都町国民宿舎基金条例。

(2) 山都町国民宿舎条例。

附則、この条例は、令和5年3月31日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 先行処分事項というのがかなりあるんですけども、専決処分ですね。国民宿舎に関しては、3月28日に全員協議会があつて、29日に臨時議会があつていますよね。この条例を廃止した方がいいよと思われたのはいつなんですか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。3月28日に全員協議会を行つて、29日に臨時議会を行いまして、町の方針について御説明させていただいて、その後に、条例についても廃止をした方がいいと御了解いただいたので、そういう方向で協議を進めていたということです。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** それだったら、やっぱり議会に諮って、国民宿舎の、町の財産の条例ですので、先に決めて報告じゃなくてこの議会の中で議論すべきだと思うんですけども、いかがですか。時間はあるでしょう。臨時議会すぐ開けばいいじゃないですか。これに関してだけでもいいと思うんですよ。やっぱり町民の皆さんも、国民宿舎に対しては物すごく迷惑もされとるし、関心も持っておられる。どうなっとつとかと。町議会議員何人おつたつて、自己破産さする

なら何もならんじゃないかと言われてますよ。そういう中で、条例に関しても先に専決処分されたというのは非常に残念なんですけれども、副町長はなる前ですよ、3月31日。4月からなって、どう思われますか。答弁ください。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、楢林力也君。

**○副町長（楢林力也君）** 私が就任する前に、いろいろと全員協議会と、それから臨時議会等が開かれて、ということは承知しております。その間の議論について、私がここで答弁することは差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、いろんな事情を勘案しますと、町民の皆さんもできるだけ早く通潤山荘を再開してほしいと、その願いを議員の皆さん方も承知して、運営者たる虹の通潤館を破産するという御理解いただいて、じゃあ、仕切り直して、新しい通潤山荘の再開に向けてしていこうということで、町長もそこら辺りを判断して民間にということになったわけですので、そこら辺りは議会の皆さん方にも、その辺の理解はさせていただいておると思います。後の専決処分がどうこうということについてはまた議論の分かれるところで、それについては私が答弁するべきではないと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今、2番議員がおっしゃいましたが、これを専決処分にした理由は、理由に値しないと思います。議会の議決事件のうちに、例えば、予算、条例については、議会の本来的な権限である議決権の中で重要なものでございます。新しく議案をつくったり、廃止したりというのはごもっともなことでございます。一番、これは議会でしっかり審議しなければならない案件でございます。今回は、これを廃止するという議案ですので、しっかりこれは皆さんで議論を交わす必要があると思います。専決処分は、災害など緊急を要するとき、また、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合、住民サービスの停滞を防ぐためにする処分行為でございます。今回の提案はこの要件に値しなく、言わば専決権の濫用に当たるのではないかと危惧します。3月31日に専決処分をしてありますが、その前々日、29日には臨時議会が開かれています。これは国民宿舍特別会計の予算に関わるものでございましたので、ほかの案件でしたらこのことは出なかったかもしれませんが、このときこそ、今後この条例案を廃止する方向でもありますとか、一言でもあってあれば私たちもその心積もりはありましたが、まだまだ全員協議会でも議論は尽くされなかったです。しっかり議論は出ましたが、時間的余裕がなくてですね。しかも、それは3月定例会の途中でございました。住民の大切な財産をどうするかと、住民の負託を受けている私たち議員が住民を代表して議論を交わし、議決をしなければならないと思っております。

振り返ってみますと、通潤山荘を運営する虹の通潤館が自己破産を決定しておきながら、3月定例会中に、通潤山荘の玄関に、修繕してリニューアルをするための休館の貼り紙がなされました。御存じのとおり、虹の通潤館には町が公金を出資し、町長が取締役社長であります。町が関与していることから、貼り紙の内容に責任を持たなければなりません。自己破産を決めておきな

がら、住民にはうその貼り紙をし、議会議員にも内緒にしてくださいました。こうしたことを考えると、町は信用をなくしたわけですが、その信用をなくした町が、今回の国民宿舎の条例を町長の特権で廃止するという行為がとてもしじられません。信用を取り戻すためにも、やはりこれは真剣に議論しながら、みんなが納得の上決定していくべきだと思います。私たち議員の議決権を軽視どころか無視したことにほかなりません。なので、先ほど、時間の余裕がないと専決にした理由を課長が申されましたが、31日に決定されました。そして、先ほど2番議員の質問には、29日の臨時議会後にそういうふうに決めましたと、2日間でこういうことができるはずないんですよ。私が思うには、これは新年度になってどうするかって、じゃあ、年度で遡って3月31日できりよく廃止しましょうというふうにして、遡ってしたのではないかと思っても、これはそういうふうにも思われても仕方ないんじゃないかなと思います。2日間でそんな事務ができるはずがありません。

課長は今、29日の臨時議会があった後、そういうふうに決めましたとおっしゃいました。その、この条例を出すこの時系列に、そのことを御説明をいただきたいと思います。本来ならこれを急いで処分しなければならぬって、それはごもっともでございます。だけど、シミュレーションというのか、いつまでにこれをして、いつまでにプロポーザルのこういうことをしてという図示さえありません。それがあってしかりと思いますので、それを説明の上、ここの議案をもっと説明をしていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。29日の臨時議会以降に、私個人で決めるわけでもございませんし、町の方針として協議をしながら決定していったところです。県の市町村課のほうにも確認を取りながら、当然、協議をしていく時間というのは必要になってきましたので、その期間がどのくらいあったかというのは、ちょっと覚えておりませんが、4月の上旬あたりから協議をして方針を決めて、条例の廃止についての決定をしていったというところでございます。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今、課長は、4月にそういうふうに県に相談して、4月にそういうふうになりました。ところが、3月31日ですよ、町長がサインをされているのは。それはおかしくありませんか。4月に県に相談しましたって。でも、町長がサインしているのは3月31日なんですよ。相談した結果が遡ってなるということは、それはあり得ません。どうしても3月31日にしなければならなかった理由も、今述べられませんでした。3回しか私、質問ができません。課長、きちっと教えてください。おかしいでしょう。県には相談しましたよって、4月にいろいろ相談しました、相談の時間が長かったです。たった2日間しかないんですよ、29日に臨時議会して、31日にもう町長がサインしましたよ。今の理屈はおかしいでしょう。課長も御自分でそう思いますが。もう私、あと1回しかないんですから、きちっと説明をしてください。

そして、これはもう今から休憩に入りますが、昼休みですので。きちっとその図示ですね、図。

いつまでにこれをしてという、おおよそのあれがあるはずなんです。遡ってここでしなければ間に合いませんよでしょう、急を要するから。でも、それも何も示してないんですよ。そして認めろじゃあ、ちょっとあんまりじゃありませんか。

そして、もう一つ、基金条例も廃止をされました。一番先、課長が説明をされた中には、供用を廃止するからこの条例を廃止しますと。じゃあ、この4月1日からは、この世の中に国民宿舎通潤山荘という名称はないんです。だから、基金条例も廃止されたのは納得します。だけど、特別会計国民宿舎、特別会計が残っているのはおかしいです。これも3月31日で会計はなくして、令和5年度会計があってはおかしいんです。そして、先ほど課長は、これを廃止して普通財産に切り替えますと。普通財産の管理だから、例えば、これを先々観光用に使うのならば、商工観光のほうで旧国民宿舎管理費とか、あとは総務課の財産管理費の中で、一般会計で処理していけばいいと思います。だけど、名称がないのにもかかわらず、何でこの特別会計が残るのかという説明も一緒に求めます。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。先ほど、時系列に示してということでしたので、少し時間をいただいております。

それと、公の施設の条例を廃止をいたしましたけれども、4月以降は建物はそのまま残っているわけですので、建物の管理を当然していかないといけないということで、特別会計の予算についても3月29日に議決をいただいております。そういう意味で、特別会計のほうは設置をそのまま継続させていただいて、山都町特別会計条例については、そのまま生きておりますので、4月以降の管理費等々についての特別会計ということで計上させていただいたところでございます。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時12分

再開 午後1時30分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開く予定でしたが、午後2時まで休憩します。

---

休憩 午後1時30分

再開 午後2時00分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、改めまして時系列に経過を申し上げたいと思います。重複するところもあると思いますが、3月14日に全員協議会におきまして、通潤山荘の、虹

の通潤館の自己破産申立て及び休業について御報告を差し上げたところです。

それと、3月28日に、また全員協議会を開催していただきまして、今後の方針、民営化について方針を決定をさせていただいたところです。住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供する施設という設置目的の達成が可能な管理運営先に土地・建物の所有権を移転し、民営化する方針ということをお確認いただいたところです。

その後、3月29日に臨時議会を開催していただき、令和5年度の国民宿舎特別会計当初予算について可決をいただいたところです。

同じく3月31日に、公の施設の設置条例の廃止の専決処分を行ったところです。

その後、4月に入りまして、公の施設の設置条例を廃止したことに伴い、国民宿舎特別会計予算を執行したり補正することが可能かということをお熊本県の市町村課のほうに確認をしたところです。公の施設の設置条例と特別会計との関係において、設置条例を廃止したからといって執行できないという根拠はないという回答をいただきました。設置条例を廃止したとしても特別会計の執行は可能であるという見解でございました。

ということで、特別会計の当初予算を議決していただいておりますので、4月から売却に向けた手続を進めているというところでございます。

4月以降の県への確認については、専決のことを伺ったわけではございませんで、予算の取扱いについて確認をしたというところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 私は、先ほどと、その2回の質問の中で今後、この売却に向けてのスケジュールを示してください、図示してくださいと言いましたよ。これは何度も私が言ったから、今言われたことは分かっております。もう私これで終わりですから。さっき私が申したのは、なぜ急がなかった……、今、3月31日には廃止しないと売却に間に合わないとか、売却の準備に間に合わないということでしたけども、じゃあ、なぜここで、ここにしなくちゃいけなかったのか。今後、ずっとプロポーザルしてするまでの、決定してするという、そういう順番を示してくださいって言ったんですよ。最低ここで決めなきゃもう間に合いませんよと、例えば、秋の道の駅でもいいですよ、そこが開駅して、そのときにお客さんが来たときに泊まれるようにするためには、最低8月末とか9月末まではせんといかんから、それに合わせて、遡ってこの日はもう絶対これは閉じらないかんってなってここに決めましたとか、その説明をしてくださいって言ったんですよ。今の、この全協とか臨時は私も昨日の一般質問からずっと私も言ってきました。それを聞いているんじゃないで、なぜ、ここに急がなくてはならなかった、条例を廃止しなければならなかった、この3月31日にですよ、この6月の本会議で審議してもよかったわけですよ。それを言っているわけですよ。今からどんなふうな過程で、売却するまでのこのスケジュールを教えてくださいというのをずっと言ってきました。そのことをお示しくださいって言ってきました。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 大まかなスケジュールになりますけれども、現在、不動産鑑定を鑑定士のほうに委託しております。まだ最終的な結果は出ておりませんが、それと、公募型プロポーザルの募集要項、これの策定も進めております。不動産鑑定の鑑定額が出ましたら、募集要項に記載もする必要があるかと思いますが、公募を始めたいということで考えております。公募の期間については、よその事例も見ますと、1か月から40日ほどを期間を取っておりますので、その期間を取った後に、選定、プロポーザルですね。応募があった事業者からの提案を受けて、それを審査を行いまして、最終的に次の事業者、施設を売却する事業者の予定者を決定したいというふうに考えております。予定者が決定しました後に、議会のほうに財産処分の議案とともに、次の運営者についての報告をさせていただきたいというふうに考えております。

いつ頃までにというところが、なかなか分からないところがございますけれども、手続的には以上のような流れになるかというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 担当課長にちょっとお伺いしますけれども、この条例の廃止というのは重大なことですよね。この前あった事業停止後の有限会社虹の通潤館についてというふうな行政報告書がありますけれども、この中には載ってないんですよ。それはどう思いますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お尋ねの件は、行政報告で行った事業停止後の有限会社虹の通潤館についてということだと思いますが、これについては、通潤山荘を運営していた有限会社虹の通潤館に関する事業停止後の経過についてを報告させていただいたところで、通潤山荘については、また建物のことですので、それと、建物と運営していた会社のことについては別々に捉えているというところがございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ございませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 3月の28、29、全協や臨時議会の中で、なるべく早く、通潤山荘のことについては、次の売却先なり決めていってほしいということは、みんなの思いだったと思うんですね。だから、急いでされたんだろうと思いますが、でも、手順はちゃんと踏むべきだということを申し上げたいんですね。

それまでも何度も報告が遅れたりとか、これは議会軽視ではないですかということがありながらのこれですので、それこそもっと丁寧に御説明いただきたいし、この条例の廃止については、4月に臨時議会を招集していただいて、それできちんと説明してもらって、そこで可決というふうに、もうこれを廃止しないと売却ができないと昨日の御説明でもありましたし、それは分かりましたので、そういう手順をなぜ踏まれないで、性急にされたのかなというところなんですよ。

昨日の8番議員の一般質問の、特会の会計が残っている訳については、町長からは詳細を調べて報告しますという御答弁もいただいていますので、その詳細を調べたのが、先ほどの課長の、県に確認したら「いや、国民宿舎特会はあってもいいんですよ」「ああ、そうですか」では、法的根拠とかそういうものはないのかなとか、普通だったら一緒になくなるのかなと思うのが、私にはまだ「そうですか」では理解ができないところがありますので、そこもきちんとしていただきたいです。説明をお願いしたいと思いますし、もう何遍も質問されていますが、なぜこのように急がれたんですかと、臨時議会4月にしてもよかったんじゃないんですかと、あんまり何度も言いたくありませんけども、こういうことを繰り返されると、議会の議決権の軽視ではないですかって言わなければいけなくなると思いますので、そこをきちんと御説明いただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。4月に臨時会を開けなかったのかという御質問だと思いますけれども、この専決処分も含めてですけれども、今回、国民健康保険それから税条例等々の専決処分を行っております。法令によりまして、専決処分に関しては、次の議会において報告、承認を受ける必要があるという規定がございますので、物理上、そういった税条例等の取りまとめ期間とかが要する関係上、どうしてもちょっと4月には臨時会を開くことができないということで、結局、定例会に合わせて開いたということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 手続上はそれでもいいかと思えますけど、通潤山荘の今後については、それこそ納得と了解とを得ながら、急がなくてはならないけれども、順序立ててしていくことが大事だと思うんですね。なので、私が申し上げたのは、このことだけでもいいから、条例廃止案についての、そのことだけでも臨時議会の招集ができなかったのかなと、丁寧にしていただきたいという要望ですが、それについてはいかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。臨時会の開催につきましては、こちらもできる限り早く開ける形で判断はしてきたものではありますけれども、先ほど申し上げました、専決処分の内容についての全てを取りまとめる時間等がありますので、開くことは事実上ちょっと無理です。今回の国民宿舎の件につきましても、できる限り早くそういう説明を……、議会にかけの必要はありますけれども、町といたしましては、その時点での判断といたしまして、3月31日で廃止をするという専決処分を、後の手続を早めるために判断をして、今回、報告、承認を出しているところでございます。ですので、その前に、4月以降、開く機会としては非常に厳しかったなというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 私もこれで最後になりますので、私の言い方がまずかったんですかね。私のお尋ねは、専決にしないで臨時議会を開くことはできなかったんですかというのを聞き

たかったんですよね。だから、そんな、29日に臨時の特会のことがあって、31日にしゃんむりせんと次に行かなかったのでしょうか。4月に入ってもいろいろ論議をしながらのことなので、そういう専決は本当にやむを得ない災害時とか時間がないというときの、もうやむにやまれない特別なやり方ですよね。だから、それにしなくてもよかったんじゃないですかという……、だから、どうしてそれを専決にせずに、臨時議会を開いて、ちゃんと議案として出していただいて、このような論議をするということが、なぜできなかったのかということをお尋ねしているんです。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。失礼しました、ちょっと私のほうが勘違いがございました。この件に関して、専決ではなくて議案としてすべきではなかったかということですけれども、先ほど商工観光課長が申し上げましたとおり、売却を進める上では、町といたしましては、まず3月31日には廃止をするということで判断をしたというものでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数。

したがって、議案第38号「専決処分事項（山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。

議事日程の都合により、日程の順序を変更し、日程第12、同意6号から日程31、諮問第1号までを先に審議したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第12、同意第6号から日程第31、諮問第1号までを先に審議することに決定しました。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後2時17分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

- 日程第12 同意第6号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第13 同意第7号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第14 同意第8号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第15 同意第9号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第16 同意第10号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第17 同意第11号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第18 同意第12号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第19 同意第13号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第20 同意第14号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第21 同意第15号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第22 同意第16号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第23 同意第17号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第24 同意第18号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第25 同意第19号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第26 同意第20号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第27 同意第21号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第28 同意第22号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第29 同意第23号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第30 同意第24号 山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件

○議長（藤澤和生君） 日程第12、同意第6号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」から日程第30、同意第24号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」までは、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第6号から第24号までの山都町農業委員の任命について同意を求める件は、令和5年7月19日をもって任期満了となる農業委員定数19名の任命について同意を求めるものです。

同意第6号、山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件。

次の者を山都町農業委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和5年6月8日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、山都町御所3103番地4。木村幸則。生年月日、昭和37年11月26日。認定農業者として長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的な立場にあられます。

以下、農業委員会の任命するためには、農業委員会に関する法律第8条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが、同意を提出する理由です。

以下、第24号まで、提案理由については同文ですので省略し、住所、氏名、生年月日と当人の経歴等を説明いたします。

同意第7号、山都町城原203番地。西田毅。昭和26年2月4日。長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場におられます。

同意第8号、山都町畑410番地。山下照。昭和32年1月20日生まれ。認定農業者として、長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場におられます。

同意第9号、山都町川口802番地。芹口昭浩。昭和35年7月24日生まれ。長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的な立場にあられます。

同意第10号、山都町米迫595番地。興梶辰也。昭和35年7月31日生まれ。長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第11号、山都町芦屋田205番地。西山常雄。昭和24年3月16日生まれ。長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第12号、山都町鎌野302番地。飯星房雄。昭和26年2月18日生まれ。農業委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

同意第13号、山都町柏408番地。小崎芳雄。昭和34年7月17日生まれ。認定農業者として長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第14号、山都町米生176番地2。門岡和美。昭和26年9月10日生まれ。農業委員を3期9年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されています。

同意第15号、山都町玉目673番地。玉目秀二。昭和33年12月8日生まれ。長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第16号、山都町菅1791番地。松川陽一。昭和46年7月3日生まれ。認定農業者として、長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第17号、山都町金内1938番地。下山久義。昭和42年7月6日生まれ。認定農業者として、長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第18号、山都町下名連石1494番地。山本勝洋。昭和38年6月6日生まれ。農業委員を2期6年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されています。

同意第19号、山都町長崎161番地11。菊池吉之。昭和34年5月5日生まれ。長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第20号、山都町北中島1844番地8。高森正。昭和35年1月31日生まれ。農業委員を1期3年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されています。

同意第21号、山都町荒谷124番地。下田孝文。昭和36年8月13日生まれ。認定農業者として、長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第22号、山都町川野363番地。本田恵藏。昭和20年9月19日生まれ。長年にわたり農業に従事され、地域のリーダー的立場にあられます。

同意第23号、山都町浜町292番地。後藤康喜。昭和20年6月3日生まれ。農業委員を2期6年務めておられます。

農業委員会には、法律の定めるところにより、中立委員の任命が必須要件となっており、農業従事者以外の方として任命したいと思います。

同意第24号、山都町高辻319番地1。佐藤幸代。昭和22年5月2日生まれ。農業委員を3期9年務め、認定農業者として地域の農業振興に尽力されております。

以上、農業委員19名の任命について同意を求めます。なお、全員が自治振興区または区長会、個人の推薦による届けとなっております。

よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 同意第6号から第24号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから日程第12、同意第6号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第6号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

これから日程第13、同意第7号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第7号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

これから日程第14、同意第8号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第8号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意する

ことに決定しました。

これから日程第15、同意第9号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第9号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

これから日程第16、同意第10号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第10号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

これから日程第17、同意第11号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第11号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第18、同意第12号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第12号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第19、同意第13号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第13号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第20、同意第14号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第14号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第21、同意第15号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第15号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第22、同意第16号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第16号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第23、同意第17号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第17号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第24、同意第18号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第18号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第25、同意第19号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 賛成多数です。

したがって、同意第19号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

日程第26、同意第20号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第20号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第27、同意第21号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第21号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第28、同意第22号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第22号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

日程第29、同意第23号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** 起立多数です。

したがって、同意第23号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意する

ことに決定しました。

日程第30、同意第24号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」を採決します。  
この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、同意第24号「山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件」は同意することに決定しました。

---

### 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第31、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 諮問第1号を説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年6月8日提出、山都町長。

意見を求める者。

住所、山都町緑川1952番地。

氏名、奈須豊子。

生年月日、昭和37年6月25日。

提案理由。人権擁護委員の1名が、令和5年9月30日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。これが、この諮問を行う理由です。

奈須さんは山都町緑川在住で、平成28年12月1日から、民生委員として3期目を歴任されています。さらに、地域住民の信頼も厚く、人権擁護についての理解もあり、人権擁護委員としてふさわしい方であるため、ここに法務大臣への推薦をたく、意見を求めるものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いします。

○議長（藤澤和生君） 諮問第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

お諮りします。

本日の会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。

議事日程の都合により、6月15日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

もう一度言います。議事の……。

（自席より発言する者あり）

お諮りします。

議事日程の都合により、6月15日は休会とと思いますが、御異議ありませんか。

（自席より発言する者あり）

（「すみません、日にちを間違っておりました」と呼ぶ者あり）

議事の日程の都合というのを申しておりますので、これに同意してお願いしたいと思います。

休会したいと思います。異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） したがって、6月15日は休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

---

延会 午後2時50分

6 月 16 日（金曜日）

令和5年6月第2回山都町議会定例会会議録

1. 令和5年6月8日午前10時0分招集
2. 令和5年6月16日午前10時0分開議
3. 令和5年6月16日午後2時23分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第4号）
  - 日程第1 議案第39号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）について
  - 日程第2 議案第40号 令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第3 議案第41号 令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第4 議案第42号 令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について
  - 日程第5 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	檜 林 力 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	坂 本 靖 也
清 和 支 所 長	長 崎 早 智	蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治
会 計 管 理 者	飯 星 和 浩	企 画 政 策 課 長	北 貴 友
税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝	健 康 ほ け ん 課 長	木 實 春 美
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	有 働 頼 貴
農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝	建 設 課 長	西 賢
山 の 都 創 造 課 長	木 野 千 春	商 工 観 光 課 長	藤 原 章 吉
学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	枝 尾 博 文	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会議務局長 嶋田浩幸 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案第39号 令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）について**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第39号「令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、議案第39号、令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、15ページをお願いいたします。

今回は、人件費につきまして、当初予算編成後の人事異動及び会計年度任用職員の報酬等改定に伴う補正を行っておりますが、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、異動後の調整ですので省略いたします。

2款1項総務管理費です。17ページをお願いいたします。

11目企画費です。7節報償費で25万2,000円及び18ページの8節旅費9万8,000円は、旧国民宿舎譲渡先候補者選定に係る委員会謝金及び費用弁償7名分です。

21目地方創生総合戦略費220万円は、本年3月にリニューアルオープンしました阿蘇くまもと空港の出発ロビーに新たに設けられましたプロモーション展示区画において、利用者に対して本町のPRを行うため、観光パンフ等の展示を行うものです。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費です。内訳といたしましては、3節職員手当等から12節及び19ページの18節物価高騰重点支援補助金は、住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円を給付するもので、総額9,474万2,000円を計上しております。同じく18節負担金補助及び交付金のうち、物価高騰対応生活者支援補助金は、LPガス使用世帯への支援といたしまして、県LPガス協会に、対象となる町内4,542世帯分の世帯補助相当分と事務費相当分を協会に対して補助し、協会を通じて対象世帯へ補償を行うというものでございます。学校給食負担軽減補助金は、物価高騰による小中学校給食負担軽減補助として400万4,000円を計上しております。

26目SDGs推進事業費は、コンポスの普及啓発を図るための経費を計上しております。

27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業費では、22節で償還金利子及び割引料において、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び令和4年度価格高騰緊急支援給付金の事業実績精算により返還が生じるものでございます。

28目山の都づくりの事業費では、20ページの18節負担金補助及び交付金において、移住者に対する住宅取得補助として、当初予算で見込んでおりましたより要望増が見込まれますので、山都町定住支援住環境整備事業補助金800万円を計上するものです。

次のページをお願いいたします。

2款3項戸籍住民登録費です。

1目戸籍住民登録費のうち、22ページの12節委託料では、マイナポイント申込支援窓口業務委託料として、申込期限延長に伴う支援に係る事務費等費用、マイナンバーカード推進事業としての出張申請サポート業務の費用242万5,000円、窓口職員の増員に伴い戸籍システム端末に不足が生じたため、機器を補填する際の戸籍システム端末セットアップ委託料99万円を計上しております。また、住基ネットメンテナンス対応業務委託料、住基ネットシステムCS端末機器保守委託料及び13節使用料及び賃借料は、マイナンバー申請時に使用する専用端末の保守及びリース料でございます。

24ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費です。

次のページの5目老人福祉費では、通潤山荘営業停止に伴う入浴支援を行うため、清楽苑までの送迎車両借上料を計上しております。

6目老人福祉施設費の10節需用費では、通潤山荘営業停止に伴う入浴施設利用に係る追加運営により増加した燃料及び水道料の費用を計上しております。

次のページをお願いいたします。12節委託料では、清楽苑浴場一般開放に係る社協への業務委託料を計上しております。

3款2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費のうち、27ページの18節負担金補助及び交付金において、子ども食堂運営に係る支援として30万円を計上しております。財源は全て国費です。また、私立保育所への光熱水費等の上昇分支援として35万円を計上しております。財源は全て県費でございます。22節償還金利子及び割引料において、令和4年度子ども・子育て支援交付金において、実績により国費の返還を行うものです。

30ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費のうち、次のページの4目予防費では、1節報酬から12節委託料まで、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費において、当初予算において集団接種1回分を見込んでおりましたが、国の方針において個別接種へ変更となることから、2,239万1,000円を計上しております。

33ページをお願いいたします。

5款1項農業費のうち、35ページの3目農政費では、12節委託料で老朽化した備品の撤去委託料26万3,000円。18節負担金補助及び交付金では、学校給食の有機化を全国で実現していくための協議会設立に伴う全国オーガニック給食協議会負担金2万円。イチゴ公設栽培改修補助として、農林振興事業補助金750万円。国県補助事業で、新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金112

万5,000円と新規就農者育成総合対策経営発展支援事業補助金375万円を、新規就農者の運営支援と機械、施設導入補助としてそれぞれ行うものです。

13目中山間地域総合整備事業費は、御岳地区事業採択に向けて、御岳地区の地域農業の概要整理、経営状況等の把握等の取りまとめに係る、御岳地区中山間地域農地集積促進事業計画書作成業務委託料299万2,000円を計上するものです。

36ページをお願いいたします。

5款2項林業費のうち、37ページの2目林業振興費では、18節負担金補助及び交付金において、下山地区椎茸生産組合機器導入に伴い、特用林産物施設化推進事業費補助金118万3,000円を計上しております。財源は、購入費用の3割が県補助と、1割が町の補助となっております。

3目林業土木管理費では、12節委託料において、5年に1回実施が義務づけられております林道矢部水越線ほか4路線の橋梁、トンネル点検診断を行う山都町管理林道長寿命化点検診断業務委託料1,201万円を計上しております。財源は、2分の1の600万円が国庫補助となります。

14目地方創生道整備推進交付金事業は、県補助の上乗せ分を組み替えるものです。

6款1項商工費です。38ページをお願いいたします。

4目観光施設費では、清和文楽邑において、施設の老朽化に伴う非常用防火設備改修、清和文楽館においてはボイラーほかの更新を行う必要がありますので、14節工事請負費において2,683万7,000円を計上しております。27節繰出金は、国民宿舎通潤山荘の民営化に向けて不動産登記手数料や測量設計委託料などに充当すべく、令和5年度国民宿舎特別会計に対しまして、繰出金として826万7,000円を計上しております。国民宿舎通潤山荘の民営化に向けては、さきの3月29日開会の第3回臨時会におきまして、その関連予算について議決をいただいたところですが、このたび不足が生じたので、今回改めて計上するため、その財源として繰り出すものでございます。

8目観光施設整備事業費では、道の駅整備事業に伴う町道矢部インター線道路新設工事を、当初予算では土木費で予算計上していたものを商工費へ組替えし、路線追加による工事費と合わせて4,600万円を計上しております。

39ページをお願いいたします。

7款2項道路橋梁費です。

2目道路維持費のうち、次のページの11節役務費、12節委託料及び16節公有財産購入費において、高速道路工事車両通行に伴う仮設拡充箇所を町道として整備するため、用地購入、測量設計及び所有権移転登記を行う費用を計上しております。

41ページをお願いいたします。

7目社会資本整備総合交付金事業費では、先ほど商工費において説明いたしました町道矢部インター線、道路新設工事分を組み替えるため、町道改良工事3,500万円を減額するものです。また、山都中島東インターチェンジ整備工事において、国費内定に伴う事業費の増による増額分195万6,000円を計上しております。

42ページをお願いいたします。

8款1項消防費のうち、次のページの3目消防施設費において、旧中島西部小のプールを解体し、耐震性貯水槽並びに避難所兼用の駐車場を整備するもので、14節工事請負費に緊急避難所等整備工事費1,800万3,000円を計上しております。財源は、令和2年度に増設しました山都町まちづくり基盤整備基金から繰り入れるものです。

4目災害対策費においては、ハザードマップ作成事業に対する国庫補助2分の1の200万円の決定に伴い、財源を組み替えるものでございます。

43ページをお願いいたします。

9款1項教育総務費のうち、次のページの3目教育振興費では、12節委託料において義務教育学校建設に係る測量並びに地質調査を行うため、測量等調査委託料537万9,000円。給食施設等に関する調査を行うため、給食施設等調査委託料359万4,000円。次のページの13節使用料及び賃借料において、義務教育学校先進事例視察のためのバス借上げ料9万9,000円、16節公有財産購入費において、義務教育学校建設に係る用地購入411万8,000円を計上するものです。

47ページをお願いいたします。

9款3項中学校費です。

1目学校管理費では、町道浜町下名連石線周辺の防犯灯が、九州中央自動車道山都通潤橋インターチェンジ開通工事の際に支障となり、撤去されたものを復旧するため、14節工事請負費において139万7,000円を計上しております。

49ページをお願いいたします。

9款5項保健体育費です。

5目中央グラウンド周辺整備事業費において、町道千滝長野線改良に伴う電柱移転に係る補償費を500万円計上するものです。

13款予備費は調整です。

50ページ以降は給与費明細です。後ほど御覧いただきたいと思えます。

続きまして、歳入につきまして説明しますので11ページをお願いいたします。

16款国庫支出金から17款県支出金につきましては、歳出予算の財源として確認いただいておりますので省略いたします。

13ページをお願いいたします。

20款の繰入金につきまして、財政調整基金からの繰入金として、1,497万5,000円を減額計上しているものです。

次のページをお願いいたします。

23款の町債は、事業費の確定や財源組替で調整を行ったものです。

戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の追加です。第3次山都町総合計画策定支援業務委託の、令和5年度から令和6年度までの業務委託料。

7ページは、山都町運動公園指定管理料の、令和6年度から令和8年度までの指定管理料です。

8ページです。第3表、地方債の補正です。今回、変更したものです。

続きまして、予算書表紙の次のページをお願いいたします。

令和5年度山都町一般会計補正予算。

令和5年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億3,500万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年6月8日提出、山都町長です。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第39号の説明が終わりました。

本案に対しては、工藤文範君ほか一人から、お手元に配られました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** それでは、議員さんの前で予算の説明をするのは20年ぶりでございますので、大変緊張しておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

修正動議の提案の理由について、御説明を申し上げます。

国民宿舎虹の通潤館については、令和5年3月31日付で国民宿舎条例及び基金条例が既に廃止されています。さらには、経営破綻して現在稼働していません。従業員も全て解雇され、誰もいない状態にあり、既に死に体の状態にあります。こうしたところに、町からの繰出金826万7,000円を拠出することは、予算執行において違和感を感じると同時に町民の不信感を招くこととなります。既に普通財産となっているため、町の一般会計で管理することが望まれ、財産管理費で処理することが妥当であると思ひます。透明性のある予算執行に努めるべきと考え、一般会計補正予算（第3号）に対する修正を行うものです。

それでは、修正内容について、誰にでも分かりやすく御説明をいたします。

令和5年6月16日、山都町議会議長、藤澤和生様。

発議者、山都町議會議員工藤文範、同じく藤川多美。

議案第39号、令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の第2項の規定により、別紙の案を添えて提出いたします。

次の1ページを御覧ください。

議案第39号、令和5年度一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

議案第39号、令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）を次のように修正する。

第1表、歳入歳出予算補正の歳出の一部を、次のように改める。

総務費でございますけれども、総務費の中に、財産管理費に826万7,000円を補正いたしており

ます。そして6款商工費、その中の商工費について、既に特会に出される予定であった826万7,000円を減額をいたしております。これについては、町の普通財産として対応するための組替えです。

それでは、内容について説明をいたしますので、5ページを御覧いただきたいと思います。

5ページに、商工費として町から観光施設費の繰出金として計上がしてあります国民宿舎特別会計繰出金、この826万円を減額してゼロといたします。

次に3ページ、財産管理費です。

11節役務費、これに49万6,000円、委託料に777万1,000円、それから次の4ページに警備委託料の112万5,000円、このことにつきましては、特会で支出をする予定の金額です。それを、そのまま財産管理費として計上いたしました。

それから、2ページにつきましては、令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）の修正に係る説明資料でございますけれども、これにつきましては総務費それから商工費の総額の修正でございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** これから質疑を行います。

質疑は、執行部が提案した原案と修正案に分けて行います。なお、質疑の回数は原案と修正案、それぞれについて1人3回までとします。

まず、執行部提案の原案に対する質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ちょっと執行部のほうにお尋ねしますけれども、まず、国民宿舎に出した800万、当初出した金額ですね。これの3月31日廃止があつて、29日臨時会議、28日全員協議会があつたわけですね。その中で今後の山荘の方針等について打合せがあつて、それで民間に売却する方向性で決まったわけです。それで、当然普通財産になるわけですね、そうなってくれば普通財産になって管理するわけですので、これ、私は執行部の案、どのような意図で出されたのか、これが品物があるわけですので、当然初めは、それどうしてかなというふうに、特別会計出すのがおかしいんじゃないかなという判断をしました。しかし、考えてみれば山荘はあるわけです。管理もしていかなきゃいけないわけです。ですから、そこら辺の使い方については、よほど担当課長も勉強されたことだろうと思うし、議会に出すということは、それなりのノウハウがなければ出さないと私は思ったわけです。どっちとも言っていることは分かります。しかしながら執行部のそこまで来た経緯ですね。どのような形でそうしたのか、どういう意図がそこにあるのか、今後どのように管理していきたいのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、お答えしたいと思います。議員のほうからも経過のほうで言われましたけれども、3月28日に全員協議会を開催していただきまして、そのときに通潤山荘の運営の方針について御了解いただいたところです。事業継続を前提として民営化をする。で、民間に売却した上で管理運営をお願いするという考え方について、御説明をさせていた

いただきました。それについては、もう御了解いただいたものというふうを考えております。翌日の3月29日に通潤山荘の管理運営の経費、それと売却に向けた経費等の予算を計上させていただいたところですが、これについても議決をいただいております。

ということで、3月31日に公の施設の設置条例の廃止の専決の処分をさせていただいたところですが、専決の処分に当たって、特別会計を活用するというので、県の市町村課にも確認と協議をさせていただきました。公の施設の設置条例と特別会計との関係において、設置条例を廃止したからといって執行できないという根拠はないという回答でございました。今回、町の場合、施設の管理が行政財産から普通財産に変わりますけれども、施設の管理が必要になりますので、町としては特別会計をそのまま活用させていただいて、管理と売却に向けた手続を進めるということで、方針をそこで決定をさせていただいたところですが、

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

13番、藤原秀幸君。

**○13番（藤原秀幸君）** ただいまの説明で大體分かったわけですが、条例を廃止したから、特別会計は廃止してもそのまま残していいと県のほうに問い合わせた。これは町村課のほうでもその見解をいただいて、法的にもそれでいいということで理解してよろしいでしょうか。

それと、今ちょっと課長のほうが申されましたけれども、特別会計で通潤山荘を管理していきたいという、その決断に至った経緯といますか、その狙いといますかね、普通財産よりも特別会計でしたいということに対して説明をいただけたらというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。ただいま藤原課長のほうから経緯等につきまして述べたとおりでございますが、国民宿舎特別会計につきましては、今後、国民宿舎の民営化を進めるため、一般会計と分けて管理すべきと判断し、今回、国民宿舎に関する予算につきましては特別会計をそのまま活用することとしております。先ほど課長のほうからも申し上げましたが、3月29日に開会されました臨時会におきましても、先ほど補正予算説明で説明しましたとおり、特別会計での予算を議決をいただいております。

国民宿舎設置条例につきましては、先に議決をいただいておりますとおり、専決処分において承認をいただいておりますが、このことは国民宿舎を行政財産から普通財産としたもので、普通財産であっても条例に基づく特別会計で管理することができるというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 大體、方向的には分かりました。この前の話の中で、県に聞いたというような話がありましたが、県に聞いたのじゃなくて、自ら判断して、こういうことはやっぱりやっていくべきだろうと思いますし、私はここで、特別会計で管理したほうがいいのか一般会計のほうで管理したらいいのか、どちらがどうか私は分かりません。しかしながら執行部として、そのような判断をされたのであれば、今後、その判断がどのように、いいと判断されたのか、そ

れについて、あんまり変わりはせんかなと思いますけれども、会計的には特別会計のほうに持っていても、普通会計に持っていても、修正案に持っていても、どこもそうは変わらんかなと思いますし、当初のまま、そのままやっていいのかというふうに判断しますが、その見解について総務課長、何かありましたらお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。11番議員が申されたとおり、確かにこのことにつきましては県のほうにも確認いたしましたが、最終的には町として判断をしたものでございます。

その内容といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、特別会計で別に、民営化までの予算につきましては、分けることによって明確になると。一般会計に入れた場合、ほかの予算と一緒になるということで逆に分かりづらくなると思いますので、明確にこれを進めるためには特別会計を活用すべきであるというふうに判断しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** よく分かりました。説明する段階で、そのようなことをはっきり言って説明してもらわんと分からんじゃないですか。だけん、今のを明確に言っても、予算のときは、そぎゃん質問もできんわけですので、ぜひ執行部の案としても、そのように分かりやすく説明していただきたいと今後も思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 3月31日で公の施設を廃止するという専決処分をされましたけれども、その後、もうないものに対して特別会計が残るとというのが今言われましたけど、県に聞かれて、そういうふうに執行できない、根拠がないからと言われましたが、いろんなことは法的根拠でもって進めていかないといけないと思うんですね。だから、こういう形が取れるということが、どこに書いてあるのか説明してもらっていいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、国民宿舎設置条例につきましては専決処分において承認いただいて廃止しておりますが、建物自体は残っております。これは行政財産から普通財産に移行したということで、物の維持管理というものは残っておりますので、これは設置条例等に関わらず管理はしていくということで、そのことが特別会計で管理するかどうかというものは、また別になるというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今までの流れの話題とはちょっと違うんですけども、質問いたします。

まず38ページの商工費の中で、観光施設改修工事というところで、清和文楽邑のボイラーのお

話が出てきたんですけれども、ちょっと清和文楽邑のボイラーというのが、具体的にどこのどういうことなのかなというふうに単純に疑問に思ったので、ちょっと教えていただければと思います。

それと、もう一つは44ページなんですけど、ここの教育振興費の中の12節で給食施設等調査委託料というのがあるんですけども、これ、給食施設の調査委託というのがちょっと具体的に分からないので、どういうことを委託なさるのかなということで教えてください。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

（自席より発言する者あり）

**○議長（藤澤和生君）** いや、私は分けたようにさっき申し上げましたけども。

（自席より発言する者あり）

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 発言させていただきます。議長が分けられたということであれば、今の質問は取り消します。

**○4番（西田由未子君）** 進め方のお尋ねをさせていただいていいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** これ、数えられるんですか。

**○議長（藤澤和生君）** それはもうちょっと、いい……。

**○4番（西田由未子君）** いいですか。ありがとうございます。

分けて考えるとおっしゃって、それぞれに3回ずつと言われましたよね。で、一般会計の中で、今、眞原議員が言われたような、ほかのこともあるわけですよ。だから、それも合わせて3回ということになると、非常に質問しにくいんですよ。今は集中的に修正動議のことについて出ていましたけど、それが3回、その他も3回というわけじゃないんでしょう。それが3回、修正動議に関わる質問以外にも3回としていただけるとありがたいんですけど。そうじゃないということであれば、非常に質問の機会が限られます。いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 執行部の提案、原案についての質疑ですので、その辺を含めた質疑とさせていただきたいと思います。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** すいません、議長、そしたら先ほどの私の質問はそのまま有効ということよろしいでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 有効です。

**○3番（眞原 誠君）** じゃあ、よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。清和文楽館の文楽館、劇場と事務所を含めたところのボイラーということでございます。あわせて、熱交換器というもの、寒波の影響だったということですが、それも取り替える必要があって、ちょっと金額的には高額な金額になりますが、そういう取替えの工事を行うということです。

もう1件は、消火栓が敷地内にございますけれども、それを動かすポンプも、老朽化と寒波によってポンプが故障したということで、その取替えを行うものです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** 給食施設等調査委託料に関するお尋ねに対してお答えします。この委託料につきましては、学校給食体制の検討に際しまして、学校給食衛生基準を満たした形での自校方式の維持あるいは給食センター方式等の導入に係る基礎資料として、現状を踏まえた上で費用の概算を把握する必要があることから、現状の施設調査及び改修費用並びに給食センター設置等に係る経費等を資料として出していただくものになります。

自校方式に関しましては、潤徳小を除いた全8校分の施設。改修につきましては、今、補助対象がドライシステムというのが必須になっておりますので、ドライシステムを採用した場合の改修。あと給食センター方式に関しましては、既存給食室の改修が可能であればその改修、あるいは給食センターの新設であれば新設と、各校の受入れ設備改修等もございますので、その辺りの費用を算出するための委託料になります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番です。41ページの社会資本整備総合交付金事業のところ、山都中島東インターの整備工事が出ておりますけれども、この内容について御説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。中島東インターチェンジにつきましては、位置的には稲生野甲佐線、島木と北中島のちょうど境界ぐらいのところなんですけれども、そこから山都通潤橋、浜町方面に向かってのインと浜町方面から稲生野甲佐線に向けてのオフ、このインターチェンジを行う工事の舗装工事になります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ページ44、45ページの義務教育学校についてでございますけれども、これはもう場所の選定もなされておるようでございますけれどもですね、この発端ってなりますと、矢部、清和、蘇陽に義務教育学校を一つずつ造るという構想が基にあって進んでいるようございまして、私が考えますには、清和は確かに校舎も、清和中学校、小学校、校舎も古くて建て直さなんでしょうけれども、そこを建て直して義務教育学校をつくって、その後矢部で義務教育学校を造って、その後蘇陽で義務教育学校を造るってなったときに、10年ぐらい先の話ですけども、蘇陽の子どもたちの状況とかそういうことを考えたら、私は決めるほうではなかったんで全然分からんとですけども、清和、蘇陽、二つで一つという考え方がなかったのかというのが一つです。

それと、場所的には、菅原の跡というのが一番有力という話らしいですけども、これ、今のジビエ工房が町道よりも一段下がる、菅原というところはもう一段下がっている状況なんですね。となると、これ当然埋立てをすべきでしようと考えてんですけど、そうなったときの埋立ては、どうやってやっていくんだらうとか、それと敷地面積がどうなのかとか、そういったところをいろいろ考えますと、それともう一つ、政策審議会のとき言いましたが、ジビエ工房があそこにありますけども、これは補助金もらっている関係で、ジビエ工房をどこかに移すというのは、なかなか難しいことになりやせんかと思えます。そういったところ。

それから、ジビエ工房はジビエ工房だけじゃなくて、この後のジビエの廃棄関係とか堆肥化するとか、そういったことも考えますと、すぐそばにないと困るという状態でもあります。そういったことをいろいろ勘案して、あの場所というのが果たして一番いいものなのかと、その辺はしっかり考えられた結果かもしれませんが、私が思うには、蘇陽の、特に東竹原とか来られる人たちのことを考えたら、もうちょっと向こう側にあった方がいいんじゃないかとか、そういうこと考えるんですが、いかがでしょう。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。まず一つ目は、清和、蘇陽を一つとして考えるべきじゃないかというお尋ねだと思いますけれども、令和3年度に策定されました方針に基づいて、令和4年度において清和地区に義務教育学校をつくるための基本構想、基本計画を立てたという経緯がございます。それで、今、現状は、その計画に基づいて事務を進めているという状況です。実際、教育委員会の中でも将来蘇陽地区はという話も出ているんですけども、具体的に蘇陽を含めたところで、清和、今の義務教育学校を考えるべきじゃないかという結論までには、まだ至ってない状況です。

それと埋立ての件につきましては、これは施設の状況も今、併せて説明いたします。お手元にデータ飛んだと思います。航空写真です。今、清和地区の状況を表したものです。右上から清和小、清和グラウンド、清和中、この菅原跡地という形になります。これを踏まえまして、一応検討の中では、準備委員会でも比較資料を出しまして、それぞれの長一短の部分を検討したところで、今の菅原跡地が第一候補で、一番最適じゃないかという話になったところであります。

次に、今、発信しますが、これは防災マップからなんですけれども、それぞれ一長一短ございまして、清和小については近くに急傾斜地、また、清和中も北側、西側に全部急傾斜地ございまして、清和グラウンドについては、ここ、調査がしてなくて今空白の状態になっています。ジビエ工房やまとのところの下が、この菅原跡地になるんですけども、浸水予想想定区域で若干かぶっているところであります。これを踏まえまして、今度、先ほどおっしゃったとおり造成という形を対処しなきゃいけないと思っているんですけども、それを踏まえた上での、補正予算のほうで一応測量設計を上げさせていただいているところです。

あと、候補地の航空写真になります。青線が山都町の名義で公用地になっている部分で、黄色の部分が今度購入ということで予算を上げている部分になります。黄色のちょっと上が、ジビエ工房やまとの部分です。ジビエ工房との部分は、現時点では配置が全然イメージがありませんで、

今後、敷地が確定してからプロポーザルあたりで配置の提案をしていただく形になっておりますので、ジビエ工房との取り回しにつきましては、その際の協議事項になってくるかなと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 重ねてのお答えになるかもしれませんが、さっきありました令和3年度からの適正化検討委員会、ここで2年間の検討、そして、ほとんど同時並行で教育委員会でも毎回協議を進めてまいりました。そして、今の清和地区の義務教育学校開設に向けました準備委員会も、この1年間検討してきたところでございます。これも、もちろん参考にして、教育委員会で協議をしてまいりました。そのときに、今、これから将来を見たときに、子どもたちの通学の負担、そして、より望ましい教育環境ということが一番に考えたときに、もちろん1校案、2校案、3校案という、その数で言いますならば当然、少子化が進んでおりますから1校でもいいじゃないかと、そうなるならどこにという、そういう具体的な例も出しながら検討したところでございます。しかし、通学の現状を考えましたときには、それから今後の人口推計を考えましたときに、清和地区のこの緊急な校舎等の現状も加えたときには、やはり3校案。しかも、一番に取りかかるべきは清和地区ではないかという結論で話を進めたところでございます。

適正化検討委員会、令和3年度からの中でも参加いただきました委員の皆様からは、やはりその地域の特性と申しますか、特徴を生かした中学校を核とした中で教育を進めてもらいたいといった意見が強くあったことを受けてのことだと私は考えておりますし、そのように、なかなか難しい判断、どちらに、経済性を取ったり、あるいは今後の、ある程度の集団の規模を取るかという、そういうことを優先しますなら、1校、2校という決断もあったかもしれませんが、今の時点では3校案。そして、魅力ある清和地区の学校を先につくっていかうと。

そして正直なところ、相当の町の負担等も予想されますので、この清和ができた後に、計画どおりに2校目です、3校目ですと、そんなにすぐすぐにはできるほどの財政力でありましたり、実施の計画が進むというのは、見通しは大変難しいところがあるかと思えます。それは、そういったときに、また、その人口、つまり子どもたちの出生の様子でありましたり、あるいは地域の皆さんの合意、検討を得ながら、その時代に合った学校配置にしていくというのが適切ではなかろうかということで、今の時点では検討しております。

例に挙げますと、平成17年には各地区、旧町村で、矢部地区におきましても大幅な統廃合が行われております。じゃあ、そのときに、今のような私たちが提案をしているような、矢部地区に1校の義務教育学校というのを見通して合意をいただいたわけではないと思います。そのときは、やはり平成17年を境にして、向こう20年間ぐらいを見越した上での統廃合で現状にあるのではないかと思いますし、今回統合と申しますか、矢部小への統合を地元で決断されました潤徳小におかれましても、やはり残したほうが良いという結論を、ずっと十何年来、20年近く維持してこられて、しかし今の時点での状況判断として、今度は矢部小学校への統合を決断され、教育委員会

としてもそれをよしといいますか、そうしましょうということで決断をしたわけです。ですから、今後の時代、変わりますというならば、今言いました人口の推計、それから地元住民の皆様の合意、そして通学手段等の負担の大きな変化、こういうことが今後の要素としてあるのかなというふうに思うところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ちょっと時期が遅かったかなという印象を受けました。ただ、一番有力な場所というのは、この阿蘇森林組合がある所ですね、ここだろうと思いますけども、先ほど言いましたように、ジビエ関係とかそういうことも考えましたときに、この図面の下のほうにまだ田んぼがありますよね。この辺まで含めてというのは、考えていく必要がありやせんかなとも思います。その辺、農林振興課長とどうい話をされていくかが分かりませんが、ジビエ関係を動かせんということであれば、動かせるのであれば、ジビエ関係が、この後清和小学校に行くかもしれんし、その辺分かんたんですけども、そういうことを考え、その辺はしっかり話し合いをしてほしいというところです。

それともう一つは、私は将来的に考えますと、役場の清和支所というのも考えていかなんだろうと思うんですよ。その中で、私は理想的に言うと、せつかく義務教育学校ができるんだったら、その同じ敷地あるいは同じ建物、補助金関係でできんかもしれんですけども、そこに福祉関係は一緒にというのを考えられんかなって。田舎独自の、例えば高齢者の教室が同じ学校にあるとか、サロンが同じ学校でできるとか、そういう福祉関係も一緒に、このせつかくの義務教育学校ですから、そういうことも一緒に考えていけんかなと思います。これはどう考えられるか分かりませんし、それ以上の、こっちからの質問というのは一般質問でばしせんといろいろ問題が出てきますけども、要望として、その辺まで含めて将来を見据えて考えてほしいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 議長の進め方がちょっとおかしいんじゃないかと思います。修正動議を出した2名の議員さんに大変失礼な進め方だと私は思います。まず、これを片づけてから、ほかの質問に移ってほしいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はございませんか。

12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 12番、工藤です。25ページの老人福祉費の中の入浴施設の送迎の件について、お尋ねをいたします。

このことについて財源内訳を見ると、全て一般財源になっております。先日の企画課長の説明では、1回につき200円か2,000円かもらいおりますという話だったのですが、この予算では、その他の財源は一つもありません。全て無償かどうかということを伺いたいと思います。この人たちは通潤山荘での入浴も決してただじゃなかったと思いますけれども、その点も含めてお尋ねしま

す。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） すいません、予算についてではなく、運用について御説明いたします。

清楽苑の入浴施設を利用するには210円、1回かかります。この参加されている方が通潤山荘に全て行かれていたのかどうなのかというのは、こちらでは把握できておりません。送迎のタクシーにつきましては無料で行っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

（自席より発言する者あり）

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、お答えいたします。財源については、全て町の単独の財源になります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 210円もらいおったと企画課長は言われましたけれども、今回はただちゅうことですか。

（自席より発言する者あり）

どこで。

（自席より発言する者あり）

清楽苑に金は払いおるけ、管理費を払いおるけ、ちゃんと。電気代も燃料代も。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） すいません、説明が悪くて。入浴される方は、清楽苑に対して、入浴料として210円をお支払いいただきます。運営に関するタクシーであったり施設管理料であったりというところは、町の一般財源で今回予算を計上させていただいているところになります。

以上です。

○12番（工藤文範君） じゃあ3回目です。

○議長（藤澤和生君） 12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） それでは、福祉課長にお尋ねをいたします。いろいろと調べさせていただきましたけれども、そもそもこの入浴送迎については、始めたきっかけは通潤山荘の風呂がなくなったと、家にお風呂がなくて困ると、風呂に入れないと、そういう人たちをどうするかということで、それは支援してやらないかと、手厚い支援をせないかとということで始めた事業というふうに私は認識しております。

ところが、この実績とか経過を見ると、家に風呂のない人は2人です、2人。そのうち介護認定を受けている人は1人。1人は介護認定を受けてない、要は元気な人。そのほかに、障害があ

って家に風呂があっても行けない人がおられると思います。しかし、あまりにも人数と回数が多い。福祉課長は現場におられて、これは福祉課長が一番御存じのはずですけども、毎日デイサービスに行って風呂に入る人はおらっさんですね、負担金も要りますし。ですから毎日タクシーを出して、入浴のサービスをせなんかとなると、ここも、ちょっとこれは考えものじゃないかなというふうにも思いますし、それと同時に、これは支援が必要な人には当然手厚い支援をせにやいかん。しかし家に風呂がある人は、やっぱり自助努力もしてもらわにやいかんちゅうことですよ。そのことはやっぱり言わんと、誰もこれも、誰一人取り残さない行政となったら全部タクシーで、町民ばみんな送り迎えせにゃんごとなる。ですから、やっぱりめり張りちゅうか、そのやり方ですたいね。せにゃんとはせにゃんですけん、そのやり方については十分考えていただきたいというふうに思いますけれども、その検討はあるかないか、福祉課長にお伺いしたい。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。今、議員おっしゃいましたとおり、実際に4月、5月利用されていらっしやった方、お風呂がない方は2名で、実際に介護認定を受けていらっしやる方はそのうちの1人ということで、ある程度、利用者の方も固定化されている現状がございます。この2か月間の利用実績を含めて、6月から週3回に回数を減らしております。また、さらに、今後は月ごとの利用実績を見て、さらに縮小するかどうかという部分も含めて、見直しも視野に入れながら対応していきたいと考えています。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 歳入の11ページのところに、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援と低所得者分というのが掲げてあります。これを基に19ページの上にある価格高騰重点支援補助金と生活者支援補助金というのが計上されていると思うんですけども、支援の中身は電気・ガス・食料品等ということで、国から来ているのがLPガスのみの補助というふうに先ほど説明されたと思うんですね。そういうふうに理解しておりますので。ほかに電気や食料とかいろいろあるんですが、LPガスだけにされたのはどうしてかということ、低所得者の方には、この間もお尋ねしたように、もうプッシュ型でいかれるのかということ。もう一つ下のところに令和4年度の価格高騰緊急支援給付金事業の償還金376万6,000円がありますけど、これは肥料高騰におけるものですか。この中身も併せて御説明ください。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。まず11ページの16款2項、総務費国庫補助金、企画費国庫補助金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金は、LPガス使用世帯支援事業の1,642万7,000円、これは町の分です。それと学校給食負担軽減補助事業分404万円、その合計で2,043万円です。その下の電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援地方交付金（低所得者支援分）は、先ほどの3万円の分の支援金の分です。19ページの物価高騰対応生活者支援補助金3,285万4,000円、この分がLPガスの分になります。

償還金は……。

(自席より発言する者あり)

電気とかいう話ですか。分かりました。物価高騰対応生活者支援補助金として、L Pガス使用世帯に6,000円を補助するものです。内訳としましては、県が3,000円、町の補助金分が3,000円になります。この事業は、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受ける生活者に対し支援を行うものであり、電気や都市ガスにつきましては、令和5年1月から9月までに、国による電気・ガス価格激変緩和対策という直轄支援が講じられております。国からの支援がないL Pガス使用世帯への支援として、経済産業省から負担軽減を検討するよう依頼があったものです。熊本県が調整を行い、熊本県L Pガス協会が申請から広報、周知、給付までを町の補助事業として行うものです。対象は申請日時点で契約している個人となっており、法人名や屋号での契約については対象外となっております。そのほかの詳細については、今後、熊本県により詰められる予定となっております。

6,000円の根拠としましては、令和3年と令和5年のL Pガス小売価格を比較し、1立米当たり74.6円の価格上昇分を一般家庭の月平均消費量9.1立米に乗じた月額679円の9か月分の補助となっております。

以上です。

**○議長(藤澤和生君)** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長(高野隆也君)** お答えいたします。19ページですね、物価高騰対策支援金の9,000万円ですけれども、これは、低所得者世帯それから家計急変世帯に対しまして3万円を給付する事業になります。5月1日現在で山都町在住の方が対象となります。令和5年分の税情報によりまして、低所得者世帯の方を判断して対応いたします。これはもうプッシュ式になります。

令和5年度の申告によって家計急変された方は、別に申請が必要になります。申請をいただいて、調査して該当する場合には3万円の給付という形になります。この給付通知については7月に発送して、なるべく早い段階で給付できるようにしたいと考えております。

それから、令和4年度価格高騰緊急支援給付金の償還金、返還金になりますけれども、これは令和4年度で非課税世帯に対しまして、1世帯当たり5万円を給付いたしました事業です。実績で2,368世帯になります。3,000世帯を見込んでおりましたので、その不用額分の返還になります。

以上です。

**○議長(藤澤和生君)** 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前11時13分

再開 午前11時23分

---

**○議長(藤澤和生君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番(西田由未子君)** 3回目です。最初にお尋ねしていった部分なんですけれども、特会を

設けることについて、いろいろ説明いただきましたが、分けることによって明確になるという御説明もありまして、そう考えたとおっしゃるんですけども、私は、いろんな町の執行、いろんなことをしていくに当たって、法に基づいてというのが一番大事なことだと思うんです。それはもうもちろんそう思っていていらっしゃるんですけども、なので、特会が残せると判断した、私が何度も聞いているのは法的根拠を、どこの条文、どの法律のどこに照らし合わせたときに、いいですよというふうに考えられたのかということをお聞きしているつもりなんですけど、その法的根拠について、もう一度御説明いただけませんか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。特別会計につきましては、地方自治法の209条に基づいて設置することとなっております。その中の規定の中で、事業会計であったりとか、そういった分けて設置するもの等について規定もありますけれども、逆に、こういった普通財産にしたものを特別会計では設置できないという規定がありませんので、設置することは可能であるというふうに判断しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 特別会計を使うということは分かりやすいようにって、それは執行部のほうが分かりやすいように使う。何が分かりやすいように使うかというのは、売却するまでの経費が分かりやすいようにですかね。そういう場合、入浴支援なんかも特別会計から出さなんごつならんとですかね、そういう考えだったらば。普通の会計から、いろいろな会計をやってきておりますが、特別会計なんか一つもなかほうが会計事業はしやすいと思っております。そのところを説明をお願いします。

予算の中で総合計画支援委託料で900万ほど上がっておりますが、また総合計画の中に覚悟とか何か厳しい言葉を盛り込まれたりしたら、ますます人は出て行きやせんかと思えます。もうちょっと方針とか中身を、しっかり町主導で考えてもらいたいと思えます。

運動公園の指定管理料ですが4,700万、今、現状の維持費がどれぐらいかかっておるのでしょうか。この半分ぐらいじゃなかろうかと感じますが教えてください。そしてまた、この4,700万のお金によって、いろいろな催しが企画され、集客されるのでしょうか。その場合、住民の健康増進という目的よりも、経済効果ということを狙われておられるのだろうかということも聞きたいと思えます。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。確かに議員がおっしゃるように、本来であれば一つの会計で行うということが一番スムーズであるというふうにありますけれども、ただ、事業の内容であったりとか、国のほうで規定してあります政令で定めてありますもの、例えば国民健康保険特別会計であったりとか介護の特別会計であったりとか、そういうものについては特別会計で設置するというふうになっております。

議員からありましたように、今回の国民宿舎分につきましては、3月29日の臨時会におきまし

ても特別会計で予算のほうは議決いただいておりますので、今後の、その売却、民営化までの費用につきましては、この特別会計を利用してするというので、確かに特別会計につきましては特別会計条例というのが設置しております、その条例に基づいて設置しているものでございますので、何でもかんでも特別会計化というものにはならないかというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。総合計画につきましては、要点は押さえながらも分かりやすくシンプルにつくっていきたいと思っております。

これからの山都町をどうすればよい、住みやすいまち、住み続けられるまちとすることができるのかを、役場職員や地域住民の皆様の意見を取り入れ具体化させることができるのかを見極めていきたいと思っております。特にインターチェンジ開通後のまちの活性化、気候変動による災害対策や少子高齢化による集落の維持活動等、問題は山積している中で令和7年度からの10年間の目標を定めていくため、選定業者にはサポート力を重視して考えていきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。町管理の体育施設等の全体の管理費につきましては、現在のところ、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後で議員のほうにはお知らせします。

総合体育館につきましては、目的としましては、健康増進はもとより災害時の防災拠点として考えておる施設でございます。住民にとって、なくてはならない施設だと思っております。今後、利活用については、促進に向けて、いろいろ知恵を絞りながら施設維持管理、また活用面で図ってきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 一般会計補正予算のところについて、御質問いたします。

まずは、やはり議案説明会のときもあったんですが、18ページの熊本空港のプロモーションとか、この220万の使途をもうちょっと詳しく。何か私も空港には行ったことが、たまたま1回行きましたが、もう本当に出発をする人たちのためだけの、今はロビーになっておりますので、一般的にロビーに行って眺めるということができないスペースでありますよね。いろんな自治体がそれぞれにこう、これが全部均一な220万という金額であるのか、どういうところを目的にされているのかというところを一つお伺いします。

それから、35ページの白糸の給食室なんですけれども、突如として出てきた感じがしています。いろんな廃校舎がある中で、老朽化はもちろんありますでしょう。で、あそこに、以前も申し上げましたが、キャスという瞬間冷凍の機械が大昔から眠っているわけなんです、ああいうのも一緒に処分をされるおつもりなのかということと、それから、これは全然関連がないかもしれないけれども、今朝、白糸に漫画本を5万冊いただくという話を新聞で見たので、ひょっとしてそれと関連があるのじゃとちょっと疑ってしまいました。それとの関連性がもしあれば、お聞か

してください。

それと、45ページの義務教育学校にかかる先進地視察は、具体的にはどこかお決まりなのか、もう既に、県内にある産山にしても高森にしても、しっかり視察をされた後の計画になっていたというふうに思いますので、どの辺りをどういう目的で見に行かれるおつもりなのか、お聞かせください。

それと、何回も今、集中的に出ていますが、私の中では38ページの特会の理解については、公的財産が普通財産になったが、しかし、まだ依然として、もちろん町の財産であるがゆえに維持管理を売却相手が見つかるまでやっていかななくてはならない。なので、特別会計の条例は触らないままに存続をさせようという判断をされたというふうに思いました。私の中では、財布を別にしていたほうが理解がしやすいのかなというふうに思いましたけれども、そういう理解でよろしいかというところを、もう1回念押しで聞かせてください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、木野千春君。

**○山の都創造課長（木野千春君）** お答えします。阿蘇くまもと空港の出発ロビー、プロポーション展示区画の賃貸につきましては220万円計上しております。本事業は、熊本県の関係人口創出支援等の補助金の補助率を4分の3活用しております。補助金も6月12日、内示金額が148万5,000円をいただいております。この設置目的としましては、山都町の移住定住施策のPRやSDGsの未来都市の山都町の地域で作られる農産物及び生産者に関する情報発信を強化するため、空の玄関口である阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルの出発ロビーに区画展示を予定して設置します。設置事業の内容としましては、山都町のパンフレットの設置、ECサイトのQRコードの設置、山都町の三大祭り、高速道路の開通に係るイベントのPR、また、ふるさと納税の対面販売などを行う予定です。それと、有機農業や歴史を紹介する展示物、定期的な移住相談会の実施や移住体験のオンラインセッションイベントの告知を行います。

また、そこで、展示区間にデジタルアンケートの設置をすることで、山都町に関する知名度アップや、どれだけの方が山都町に関心を持ったかのレポートをしながらデータを取っていきます。併せて、お客様が持ち帰られたパンフレットの累計部数やカウントをし、プロモーションの効果を検証し、次年度以降の情報発信に強化を図っていきたいと思っております。

関係人口創出の補助金につきましては、熊本県全市町村が対象ではございません。山都町の関係人口創出で、対象地域が球磨村、南阿蘇村、五木村、芦北町、山都町、美里町、上天草、湯前町、津奈木町、水上村、相良村、産山村、高森町、天草市、和水町、小国町、南関町、人吉市、苓北町、阿蘇市、氷川町、南小国、多良木、水俣市、山鹿市、西原村、甲佐町、あさぎり町、御船町、山江村が今回、熊本県の関係人口創出支援補助金のエントリーの市町村になっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。ただいま山の都創造課長のほうが、補助金の交付決定が4分の3ついたというお話をしましたが、議案説明会の際にも申し上げましたが、この補正予算を組む時点では、まだ決まっておりました。ということで、今回は一般財源

の単費で入れておまして、この分につきましては、次の補正予算を組むときに組替えを行いたいというふうに考えております。

それから、吉川議員のほうからありました特別会計の考え方につきましては、おっしゃるとおりでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えいたします。旧白糸第一小学校給食室の備品撤去委託料としまして26万3,000円を計上しているところですが、今回、給食室内にあります大型急速フリーザーやフードプロセッサ、ガス蒸し器など、合わせて7基の備品の撤去を行うものでございます。

これまでの経緯を簡単に御説明しますと、平成23年に給食室を利用していた事業者が、諸事情により事業を撤退されました。その後、機械所有者から町へ無償譲渡の申出がありましたので、これまで町の備品として管理してきたところでございます。それ以降、10年以上にわたりまして稼働した実績もございませんでしたので、今回、専門業者に現地にて確認を行ってもらったところ、動作保証はできないということと老朽化が進んでいるということで、廃棄する方針としたものです。今朝の新聞報道につきましては、この廃棄とは全く関係はございません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** 先進地視察の件でお答えします。これまで教育委員会では、県内でいえば産山学園、高森東学園のほうに視察されております。あと県外では、宮崎県的美郷町にあります西郷義務教育学校のほうにも視察しております。

今回の先進地視察につきましては、準備委員会の中で、委員さん方から、ぜひ義務教育を実際見たいという話がございます、県内で産山学園か高森東学園を見たいなということで、今調整をしているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 先ほど総務課長は、3月の29日に臨時議会で特別会計の当初予算を認めていただきましたとおっしゃいました。当然そのときは、こんなふうに財産処分する案件、情報が私たちに提供されてなかったもので、これは当然認めていくべきと思って、何の疑いもなく、今後の管理に必要ということで賛成をいたしました。その後、急遽、この5月の議会運営委員会に提出された6月定例会の議案を見て、初めて私たちは知ったわけです、この専決処分されたということですね。ですから、ちょっと先ほど、総務課長は認めていただいたからこれで出しますというのはいかしくないかなと思います。

それと、専決処分にされました。だけど、国民宿舎は町の公の施設であります。地方自治法第244条の2の第1項の規定において、公の施設の設置や管理に関する事項は条例で定めなければならない。この定めによって、国民宿舎通潤山荘条例が今まで生きてきました。そして今度は、

これを廃止をされました。けども、この地方自治法第244条の2の、今度は第2項において、条例で定める公の施設を廃止するときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならないと規定があります。しかし、この規定は無視をされました。

本来ならば議会を開いて廃止する、何度も私も一般質問で言ってきましたが、この手続を経ないで専決処分をされましたが、これは無効だと思います。この議案を廃止する、例えばつくったり廃止したり改正する場合は、山都町法令審査会の規定の中で、いろいろ規定がございますが、そこで審査をしなければならないとなっております。そして、その法令審査会の委員長は総務課長でございます。ほかのメンバーはこれに規定されておきませんので、誰課長が誰とか副町長が入るとかというのは分かりません。なので、その審査会のメンバーを今、提示をいただきたいと思えますし、31日に専決をされた理由が、緊急を要する、いわゆるやむなくの専決の理由を申されました。じゃあ法令審査会をその前にずっとされております。そして、法令審査会でも急を要する場合は一々会議を開かなくても、それぞれの委員さんで会議を回しながら審査をしていいですよとありますので、恐らくその手続をされたと思います。

ですが、この私たちは、29日に臨時会をしたときも、その情報はなかったですので、この前はですね。商工観光課長にもお尋ねしましたが、2日間でどがんして決めましたかとか質問をいたしましたけれども、この法令審査会がいつ立ち上がって、どんな内容でされたか。そして、今私が申しました、議会を開いて議会の同意の3分の2以上を得られなければならないという、このことに関しての審議がどうであったかということをお聞きいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今、8番議員のほうからありましたように、3月29日の臨時会におきまして、執行部のほうから、この特別会計についての予算の提案をさせていただいております。そのとき、商工観光課長のほうから、国民宿舎通潤山荘の今後の管理運営について、従前からの事業を継続していくことを前提として、一刻も早く民営化を図ってまいりたいと、今後は譲渡先候補者を選定すべく選定委員会を設置して、価格基準の設定や評価、また、併せて譲渡申込予定者の募集、譲渡先候補者の決定、最終的には財産の譲渡という行程になるものと考えていると。一刻も早い事業再開を目指して、随時予算措置を行ってまいりたいということで、答弁をさせていただいて議決をいただいたということで、町といたしましては、今回の譲渡を踏まえたところで特別会計での予算を議決いただいたというふうに思っているところでございます。

あわせまして、先ほど、その法令審査会についての現在のメンバーといたしましては、私のほか、それぞれうちの一般職員のほうから、この法令業務についての応募を取りまして、一般事務職から4名の職員で構成をしております。5名ということしております。委員は、先ほど言いましたように公募で行っているということで現在構成をいたしております。このことについての決裁につきましては、文書の回覧によりまして決裁を取ったというものでございます。

また、先ほど御指摘いただきました地方自治法第244条の2の2項についての解釈につきまして、議会で議決してないじゃないかということでございますが、町といたしましては、今回、こ

の条例廃止につきましては専決処分という判断をしたわけでございますけれども、専決処分につきましても報告をし、また承認をいただかなければ、これは残らないものでございますので、今回、専決処分ではございましたけれども、議会の議決をいただいたというふうに考えております。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 総務課長、誤りじゃないですか。専決処分したならば、次の議会で報告して承認を得なければならぬ規定で今度されましたね。だけど、今は承認を得られなければ生きていかんようなこと言われましたけども、これは決算審査の認定と一緒に、承認が得られなくても生きていきますよ。法律の解釈を間違っていないか。これは休憩を取ってでも調べてみてください。そういう感じで誤った解釈で行くから、こんなふうになっていくんですよ。

だから私がさっき言った問いにも答えていらっしゃらないですよ。なぜこんな大切な自治法が、財産処分する自治法があるのに、この件について、その審査会で触れてあるかないか、どんなふうに進められましたかって問いましたけども、その回答はございません。今からでも下に下って、その内容を報告してください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今議員のほうからおっしゃったように、内容について、もう一度確認をした上で改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時49分

再開 午後1時30分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 先ほどの8番議員の御質問にお答えいたします。まず、法令審査会の審査の経緯につきまして御説明をいたします。

3月31日に商工観光課から法令審査会の審査依頼を受けまして、同日、審査につきましては、山都町法令審査会規程第8条の規定により、稟議書をもって審査を行っております。

続きまして、議員御指摘の地方自治法第244条の2の第2項の件につきまして、お答えいたします。この244条の2の第2項では、「普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない」とあります。条例で定める重要な公の施設とは、地方自治法第96条第1項第11号に規定いたします「条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること」のことであり、本町におきましては、このような条例で定める重要な公の施設に該当する設置条

例がありませんので、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく議決は必要ないというものでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 全て、いろんな自治体のことは、やっぱり憲法だったり民法だったり地方自治法だったり条例だったり、どんどんこう下がっていきます。この、今おっしゃった地方自治法はある、でもそれを生かさない。何で生かさなかったかというたら、うちに条例をつくっとらんだったと。じゃあ条例をつくっとらんほうが違法じゃないですか、でしょう。

そして、今課長に私がさっき尋ねました、法令審査会はいつしたんですかって。その間に、この地方自治法の規定に関しても、皆さんが審査をされましたかって。その内容を、中身を全部教えてくださいねって質問しました。ところが、今お聞きしましたら、3月31日に商工観光課から出ました、そして31日に専決処分って、そんなたった何分かでできますか。よく考えてください。これ、あれと一緒にですよ、前の副町長と。懲罰何とか委員会で、何ですか、第三者委員会か、そこでパワハラがありましたという認定がありました。そして、もう懲罰委員会で決めて、その三つの中から懲戒免職、もういっちょ何か忘れました。あといっちょは500円の過怠金、500円じゃあんまり安かろう、じゃあもう方法はないですねと懲戒免職を選びました。そのときも、もう翌日にされましたよね。そしていろいろしたら、もうそれは間違っていたということで取り消されました。

何かそれと全く一緒ですよ。3月31日に商工観光課から出されました。そして持回り決裁しました。31日には町長がサインして告示しましたみたいな。それがなぜ1日で、そがんふうに早くしなきゃならなかったかということですよ。ほかの町村の団体のも見てみました。そしたらきちっと、やっぱりこう進めていく中で、いよいよ方向先が、例えばもう売る前の段階のようになるところになったときに、初めて設置条例を廃止したりしてされています。だって今、まだ手続の準備の段階だから、まだ虹の通潤館の財産化、役場の財産化も今、選別されているところなんです。まだ時間がかかるわけなんです。それをあえて3月31日にしなければならなかったという理由が何も、先ほどから何回も言われ、特別会計もそう。何で残したかといったら、明らかにそこを分かりやすくするために残しました。だってその財産管理費も、その費目だけしかないんですから、そこで旧国民宿舎というのが出れば、そこで一目瞭然じゃないですか。だから残しとってよかったという理由は値しないと思います。何か理由がはっきりしないんですよ。

さっきも、地方自治法は、これは無視していいということですね。今おっしゃった、うちはその条例がないから。条例をつくっとらんだったほうが悪いんじゃないですか。何かもう同じ質問で答えが返ってきません。早くしなければならなかった理由も分かりません。31日、誰が聞いてもおかしいと思いますよ。3月31日に商工観光課から、こうこうしたいと思いますって来た。法令審査会に、もうどこが、誰が持回りしたか考える暇もない。こんないろんな条例とか民法とか調べる暇もなかったと思いますよ。そしてその日のうちに、もう町長が専決処分で、はい、しましたなんて、とてもあり得ないことなんです。これ、説明責任というのか、これ、誰も納得し

ませんよ、そんな1日のことだというのはですね。とても信じられません。

何か同じことを質問しても、同じ答えしか返ってこないですよ。今の法律も、私が質問したから調べられました。でなければ、そのことは何も審査会の中でも出てこなかったわけでしょう。果たしてそれが正しいかどうか分かりませんよ。ただ市町村課に聞いたか聞かないか知りませんが、その判断は仰いでしまったって、その判断が間違っていたら県の責任なんですよ。そういうのが、たったここ5分、10分で決定していいのかということですよ。だって31日、誰にでも聞いてください。今日、観光課から出ましたって、1日で終わるわけじゃないですよ、こんな重要な公の資産を廃止する条例を簡単に、その審査会の3人ぐらいの、4人か5人か知りませんが、私たちが、こんな議員がおるのに、議会できちっと諮ればいいのに、議会に諮らないで専決処分をした。で、この見解について、もう総務課長に何回お尋ねしても同じ答えしか返ってきませんので、副町長と町長に、この見解についてお尋ねをします。

**○議長（藤澤和生君）** 副町長、楢林力也君。

**○副町長（楢林力也君）** 3月のことですので、私の知り得る範囲でございますけども、3月の5日から通潤山荘の件がいろいろと議題になりました。そして全員協議会、そして臨時会ということで、執行部としては議員の皆様それぞれ誠意を持って説明したはずであります。総務課長以下、担当課長もそういうつもりでおったと思います。ただ、それが議員の皆さんからすると、議会軽視であったり誠意がないというようなところに映ったことは、それはそれとして、そういう感情を議員の皆さんが持たれたということは、非常に執行部としても重く受け止めるべきことだと思います。

ただ、私が一町民であるときに、いろんな方々から、通潤山荘はどうなるんだというような話で、一日も早く開けてほしい、お風呂も入りたい、食事もしたい、宿泊もしたい、高速道路が開通するのにどういうことだというような御意見も聞きました。そういう意見を踏まえつつ、執行部としては一生懸命、法に基づいて、できる限りしたことだというふうに私自身は理解しております。その中で、方法として専決という方法も取り入れたことだというふうに思っております。ただ、その方法が正しかったか、議員の皆さんに理解できたかというのは、また別の話です。

ただ、これから、やはり私が就任当初言ったとおり、議員の皆さんは、やはり一言一句が町民の皆さんの意見であったり声であります。ですから、そういう双肩に重きものを抱えておられますので、その思いに立って我々課長以下、町長もそうですけれども私もそうです。議員の皆さんにはしっかりと、そういったところは誠意を持って説明をしていきたいと思っております。

この件については、しっかり私たちも検証していきたいと思っております。ただ、私たちの思いの中に、そういう町民の皆さんの思いも含めた上でやったことだけは御理解いただきたいというふうに思っております。ただ、今後はしっかりと、そこらあたりは肝に銘じていきたいというふうに私自身は思っております。当然、課長たちもそういう気持ちではあると思っておりますので、御理解をいただければと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 議員の皆さんが、また町民の皆さんに、このような形の中で議論をし

ていただきますことに感謝を申し上げたいという思いであります。今、藤川議員からありました、言われて調べてというようなことも、これ反省をせんなんという思いであります。

しかしながら、条例については、これをするから条例をすぐ作るじゃなくて、合併当時からいろんな案件等を勘案しながら、条例は3町村でつくってこられたんじゃないかなという思いであります。先ほどありました、もう蒸し返しても何もなりません、副町長の件についても、特別職についての案件がなかったというのも事実であります。今回についても特別な部分と今、総務課長が説明しましたが、その部分についての条例はなかったというようなことであります。こういう分については、また今後、皆さんとも協議をしながら、どのような形で整備をしていくか大事なことだという思いでありますので、進めていきます。

そして、どうしてもと言われますが、一昨日来、皆さんからもありましたように、早い時期の通潤山荘の業務再開をという思いが一番ありました。その私の思いを、課長たちも、どのようにすれば早くできるかと、普通財産にするとときどうするかと、そういう部分で、一番早い時期にするような、あの状況下の中で専決もあったし、そういう部分じゃないかなという思いであります。拙速であったと言われればそれまでですが、あの時点では、あのようやり方で、皆さんにも先ほど来、予算案の提出をしておりますが、そのような形で進めてきたところでありましたので、御理解をいただきたいなという思いであります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで執行部提案の原案に対する質疑を終わります。

次に、修正案に対する質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** では修正者に対して質問いたします。

本当に今までの原案の中でも随分出てきたことではありますけれども、私の中では、先ほどの特会の扱いにしても、今回の一刻も早くというところでの説明には私なりには理解できているところではあります。修正者に対しましては、やはり今回12番議員さんと8番議員ということで、両方ともやっぱり深く役場の仕事に関わってこられた方々ですので、それなりの思いと根拠があり今回の提案になっているというふうには思います。しかも、今執行部で座っていらっしゃる皆さん方の先輩にも当たられるわけで、皆様方が本当に行政として瑕疵がないようにとか失敗がないようにという思いもね、多分含まれてのことじゃないかなというふうに私はおもんぱかっております。

そこで、提案者に対して、やっぱりその思い、なぜこれを一般会計で出すほうがふさわしいと思っていられるのかを、もう一度御説明をいただきたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** 答弁の機会をいただきましたので、ありがとうございます。提案理由の説明の中で申し上げましたように、非常に予算につきましては、特に会計につきましては透明性を保たにゃいかんと思っております。それで、これがなぜ一般会計で出すかというのは、先ほ

どから話がありましたように、一般会計の中でも、きちんと財産管理の中で項目ごとに予算が上がっていれば明確に分かります。ところが、この執行部の提案の中では、繰出金として826万7,000円が出ております。予算の中で、国民宿舎に対する繰出金ということで、一発で826万7,000円が出ますと、町民は、これは何に使わずとだろうかと、そう思うと私は思います。私は思います。既にもう倒産して体のないところに、あえて一般会計から八百何十万をそこに振り込むと。そこから支出をするということは、町民に対しても非常に不信感を招くと。そういうことで、これは町の財産として管理する以上は町の一般会計で、きちんと財産管理費の中で出すべきということで修正案を提出したところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** いま一度お伺いいたします。今、まず冒頭にもおっしゃいました、もう死に体ではないかと。通潤山荘というものは条例もなくなった、基金もなくなった、もう死に体という、まあ死んでいる体という意味ですけどね。死に体になっているんじゃないかというふうなことを多分おっしゃったというふうに思って、今も、またそういうふうにおっしゃったんですが、公の施設でなくなった、条例を廃止したことによって一般財産化をしたということが大切なところだと思うんですね。

ただ、先ほど、どなたかもおっしゃいましたけど、条例はなくなったが、やっぱりそこに建物があり、国民宿舎というその形がある。しかもそれを、今から本当にいち早く手続を進めていくために、今、執行部は一生懸命やっっているんだというふうに私、理解しているんですが、そのことなのですよ、今、それが町民に説明ができませんというふうにおっしゃったんですが、そこを町民に上手に説明するのも私たちの役目じゃないかなというふうに私は思っています。

いやいや、その国民宿舎がなくなってもね、特別会計というのが残っているのよって、そして譲渡先が決まるまでは、そこに明らかにして、皆さんにやっぱりよりよく見えるように、一般会計の中にくるむんじゃないかと、よりそこに、これからやっぱりいつ決まるか分からない中で、ただの開けっ放しというか、そのメンテナンスなしには売り渡すにも売り渡すにいく状況になってくるんじゃないかというふうに思っています。やっぱり何らかのメンテナンスが必要になってくる。特にお風呂の施設なんかは、放置しておけば、もうその千寿苑もそうですけれども、使えなくなるんじゃないかなというふうにも思います。お湯が出るところの管理にしても、いろんなもので、やはり財布を別にしておくほうがより分かりやすいし、なぜこれがそういうふうになったのかを説明するのも私たちの役目ではないかなというふうにも思っておりますので、いま一度そのところをお尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 12番、工藤文範君。

**○12番（工藤文範君）** ただいまの質問ですけど、私から思えば、やはり条例で設置条例もなくなった、基金条例もなくなった、であれば特会も本来はそこでなくならにやいかんと、私はそう思っております。形のないというけど形はある。建物は建っておりますよ、確かに建物はありますけれども、経営実態のないところに一般会計から特会に繰り出すちゅうことは、私は常識的

には考えられません。町民の人たちにも、その説明はできないというふうに思います。まだ施設がありますから、維持管理は当然のことです。それはもう当然、ボイラーの点検とか、いろいろ警備とか、そういったものは当然、町の財産としてきちんと手当てをするべきですから、それは一般会計の中で、そこに財産管理費の中で出てくるわけですから、項目ごとにですね。ですから、そこで管理すべきであるというふうに思います。

私が思いますのは、やはり町のお金をきちんと透明性をして使うべきということで、先ほども言いましたように、一発で町から800万も繰り出して、じゃあ、その内容はなんですかというて、普通の一般会計の広報で見たときに、ただ繰出金としか出てこんわけですよ、通潤山荘に対する繰出金って、議案としても出てこんわけですよ、項目としては。ところが、国民宿舎の特別会計を見らんと中身は分からん。ああ、こぎゃんふうに使わずとかなって、それはそこでしか分からんわけね。一般会計見ただけじゃ分からん。ですから、それじゃ町民の不信感を買うと。何に使わずか分からんとじゃなかとかというようなことですから、きちんと、それはそれとして、一般管理費で賄うということにしたほうが、町民感情も信頼も受けられるというふうなことで、私は修正動議を出したわけです。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで修正案に対する質疑を終わります。

これから議案第39号の採決を行います。

まず、本案に対する工藤文範君ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第40号 令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第40号「令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、議案第40号、令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、国民宿舎通潤山荘を運営しておりました有限会社虹の通潤館の経営破綻によりまして、従前の事業継続を前提とした譲渡先候補者の選定に係る準備を進めているところです。当初予算に不足する分が発生しましたので、売却に必要な経費や施設管理に必要な経費について計上しているものでございます。

歳出から御説明いたします。8ページを御覧ください。

1款国民宿舎事業費用1項営業費用1目宿舎経営費11節役務費につきましては、49万6,000円を計上しております。現在、通潤山荘の敷地一帯については、大きく分けまして通潤山荘の建物の敷地、駐車場敷地、道路、それと一部町営住宅の敷地に分かれております。それぞれ敷地の形状に合うように合筆や分筆をする必要がありますので、その経費を計上しております。12節委託料につきまして、売却を進める上で、土地の境界、隣接地との立会いや測量図面等の作成が必要となりますので、その経費を計上しております。4月以降、予備費を流用し、測量等を進めておりますけれども、測量や境界の立会いなど範囲が広く、追加の予算を計上したところでございます。廃棄物撤去委託料につきましては、通潤山荘の使われなくなった備品等が敷地内に放置されておりますので、その廃棄物を撤去するものです。施設警備委託料につきましては、通潤山荘の防犯上必要な施設内の機械警備に係る経費を計上しております。

続きまして、7ページをお願いします。

歳入です。2款繰入金2項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金826万7,000円を計上しております。

表紙の次のページを御覧ください。

令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算。

令和5年度山都町の国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ826万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,526万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年6月8日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 特別会計条例の中に、第1条に特定な事業の円滑な運営及びその経理の適正化を図るため特別会計は設けることができるというふうにあります。でも、国民宿舎通潤山荘の条例が廃止されて、もう事業はないわけですよ。なのに、歳出の中の項目名が宿舎経営費ということで出してあります。私は矛盾を感じるんですけども、この宿舎経営費というこ

とで計上されている理由を聞かしてください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。款項の部分で宿舍経営費と目になっているということでした。これまでも、この宿舍経営費の中で国民宿舍通潤山荘の管理費の計上も行っておりました。今回も施設が現存しますので、そういった電気等々の管理費を計上させていただいていますし、売却に係る経費も合わせて計上させていただいているということで、宿舍経営費ということで、そのまま計上させていただいております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 何回も繰り返しになりますが、設置条例が廃止をされましたので、条例の中の2項に、名称は国民宿舍通潤山荘とすると書いてあります。でも、それを廃止した以上国民宿舍という名称はないんです。でもこの会計に国民宿舍と出てくる、その根拠を教えてください。

それと、今おっしゃいました、これは従前からこの費目をつくってきたからそこにしました。でも、今4番議員がおっしゃいましたように、事業をするときに特別会計を設けるとなっております。でも事業は、何回もこの前から、執行部から言われましたよ、供用を廃止しました、供用を廃止しましたと。供用を廃止したんですよ。事業はないんですよ。だったら出すなら、ここは宿舍管理費でしょう。経営していくんですか。違いますよ。これ、もう1回しっかりして出し直した方がいいんじゃないですか。そこの、だって上も営業費用ですからね。営業はもうしていませんし、もう今度は売却するのであれば、民間が営業するわけで、町が営業するわけでもないです。今までは町が指定管理をして、指定管理先に営業させていたから、町が営業しているのも一緒ですけどね、営業費用でよかったけども、営業はせんとですよ。売却するんですよ。そのための管理の、それに売るまでの管理の費用なんです。だから、この費目が営業費用でもいかんし宿舍経営費でもいけません。総務課長に、この費目のつくり方、これをお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。特別会計に国民宿舍特別会計という名称の中で今回上げておりますが、これにつきましては、設置条例につきましては、先ほども申し上げましたとおり廃止されましたので、行政財産としての国民宿舍は廃止になりましたが、普通財産として建物の国民宿舍はあるということですので、国民宿舍特別会計において、今、設置をしているということですのでございます。

それから、この費目につきまして、事業等におけるものにつきましては、これまでの費目の中で、運営といいますかその維持管理については行うということで、そういう運営費の費用として上げているということで解釈しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 何も出すなとは言っておらんとですよ。さっきも言いましたね、この地

方自治法がありますよって、さっき課長は言いましたよ。この地方自治法の適用は、うちに条例をつくってないから地方自治法は、これに反映しませんと。だったら通潤山荘という名称はもうないですよ、この条例の中に。何で、じゃあ国民宿舎という名前をつくってするんですか。さっき課長が言ったのと丸反対じゃないですか、この地方自治法を適用するには、うちで重要な公の施設の条例をつくってないから、これは反映されませんって。条例をつくってないからとおっしゃいましたよね。確かにそうです。じゃあ、条例を廃止したのに何でこの国民宿舎特別会計が残りますか。

またそこは反対になりますよ、きちっとした説明をしてください。だって、この文言に、この町の例規集の、この条例の中に国民宿舎という文言はないんですから。どこかで一般会計で出てきましたよね、何か明細のところ旧国民宿舎って書いてありました。その使い分けされているのも分かりません。そこも併せて。やっぱり、ここは営業じゃないんですよ、営業じゃ。ここはやっぱり項目を変えてでも出さんとおかしくないですか。ずっと営業していくんですか、これを売却するまで。やっぱりここはきちんと、この誤りを認めて、項目を変えて出したほうがいいと思いますよ。もうこれで3回目ですから言えません。2回目ですかね。

(自席より発言する者あり)

2回目。なら納得いく回答してください。何かさっき町長もちょっと認めました、拙速なことをしてって、町長もそういう言葉を使われましたけど、そういうことをすると、どこかにそごが出てくるんですよ。やっぱりしっかりとそこのそごがないように。供用を廃止しました、なのに営業が何で出てくるかなってということなんですよ。やっぱり、これは費目も訂正したほうがいいんじゃないですか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 今、8番議員のほうからお尋ねになりました、先ほどの答弁の続きになりますけれども、民法とおっしゃいましたが地方自治法です。地方自治法のことだと思います。地方自治法のこの第2項に定めるものには、町がしてないことが、それ自体が違法ではないかというふうにおっしゃいましたが、ほとんどのうちだけの自治体じゃなくて、全国的に、これに該当するような施設を設置している、重要な公の施設と設定して、その条例を持っているところのほうが少ないです。ですから、本来であれば、そういうところまでうたい込んでおくことによって、先ほど議員からも御指摘があったように、議会の議決の3分の2という、廃止等についてはかけるという意味合いでも、そういう設置というのはするところもあると思いますが、うちだけがしてないと、今回この国民宿舎においてしてないことが違法であるかと言われれば、そういうことではないというふうに解釈しております。

あわせて、予算書の中で、確かに旧国民宿舎という表記のものもありました。はい。今回この特別会計につきましては、もう特別会計設置条例によりましてありますので、これはこのまま国民宿舎特別会計ということであるところでございます。

また、営業はしてないのでおかしいのではないかという御指摘ではございますが、内容といたしまして、この費目のまま、町としては運用していきたいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） すいません、私がこの案件で申しました、今指摘されて、私は頭の中じゃ自治法と言ったつもりだったんですが、地方自治法と言うのを民法と間違っていた言いましたが、そこは訂正して、議事録でもそういうふうに掲載していただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この廃棄物撤去委託料ですよね。廃棄物の内容と山下泰裕の寄贈してあるものの管理は徹底していますか。そこだけ尋ねます。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 廃棄物撤去委託料の廃棄物の内容でございますけれども、廃プラスチック類と瓦礫、それと業務用の冷蔵庫、それとパソコンモニターとタイヤ等の撤去を行う予定です。それと、山下泰裕先生の提供していただいているトロフィーとか柔道着については、現在、山荘のほうで1階のロビーと4階のほうで管理をしております。管理をしておりますというか、そこで収納させていただいております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 記念品というか、贈答してある分に関しては、移したほうがいいんじゃないですか。どうですか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 移す場所が決まれば、そちらに移したいというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤澤和生君） 起立多数。

したがって、議案第40号「令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第41号 令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第41号「令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第41号、令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

歳出につきまして、1款1項1目一般管理費において2,640万を補正しております。これは、本年度計画しております山都町簡易水道特別会計のうち、大矢野原簡易水道に係る分を、山都町上水道公営企業会計に統合するのに係る移行支援の委託料を計上しております。

8ページを御覧ください。

歳入につきまして、7款1項1目簡易水道事業債について2,640万を補正しております。先ほど説明しました会計統合移行支援委託に係る費用について、起債を借り入れる予定です。

次に、2ページを御覧ください。

令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和5年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,335万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

5ページを御覧ください。

第2表、地方債の説明です。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりとします。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額、2,640万円。起債の方法、収入借入、利率5%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する者による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

前に戻っていただき、2ページをお願いします。

令和5年6月8日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 起債の、いわゆる返済まで何年かということと、2,640万円の見積りなんです。これは、これに適用するために順応した会社に委託というのがされるのかと思います。そこをいつ頃そういう委託をされるというか、入札とかされると思いますが、その作業が分かれば教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** 期間については、特段今のところは分かっておりません。

それと、内訳についてですが、一番高額なのが固定資産台帳の整備になります。これのほうは、地方公営企業法第20条第2項について、全ての資産等を一定の評価基準に従って整理しなければならないとされており、現地踏査や当時の工事書類、工事台帳や発注図書なんです。から固定資産を調査分類し、それらの財源を整理、それで減価償却累計額相当額の算出を行う必要がありますので、それについての金額がかかっております。また、それのほかに移行事務、また例規等の支援事務等も計上しております。実際の入札に関しましては、この補正予算が通り次第、すぐ回したいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第42号 令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第4、議案第42号「令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** それでは、議案第42号、令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

7ページを御覧ください。

補正予算第1号の説明書です。

収益的収入及び支出。

支出の部です。1款1項4目総係費につきまして、57万9,000円を補正しております。これは職員4名分の給与、手当、法定福利費の増額分に係る費用を計上しております。

次に、資本的収入及び支出です。9ページを御覧ください。

支出の部より説明します。1款1項2目配水施設改良費につきまして、570万円を計上しております。これは、本年度行う旧上水道施設等更新整備事業として、芦屋田配水池から牧野配水池間の配水管更新につきまして、県より追加の補助金が割り当てられたことに伴う追加整備に係る工事請負費増額分を計上しております。

前のページに戻っていただき、8ページをお願いします。

収入の部、1款1項1目企業債につきまして、370万円を補正しております。これは、先ほど説明しました事業の追加整備に伴う起債予定分を計上しております。

4項1目国庫県補助金につきまして、188万4,000円を補正しております。これは先ほど説明しました県補助金の割当増額分を計上しております。

次に、前に戻っていただき、2ページを御覧ください。

令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和5年度山都町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和5年度山都町水道事業会計予算（以下予算という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

支出。

第1款水道事業費用、3億3,499万1,000円、57万9,000円、3億3,557万円。

第1項営業費用、3億1,159万8,000円、57万9,000円、3億1,217万7,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「9,160万円」を「9,171万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款資本的収入、2億5,341万5,000円、558万4,000円、2億5,899万9,000円。

第1項企業債、7,020万円、370万円、7,390万円。

第4項国庫県補助金、3,880万円、188万4,000円、4,068万4,000円。

支出。

第1款資本的支出、3億4,501万5,000円、570万円、3億5,071万5,000円。

第1項建設改良費、1億5,200万3,000円、570万円、1億5,770万3,000円。

次のページを御覧ください。

第4条、予算第5条に定めた企業債の減額を次のように改める。

7,390万円。補正額の前は7,020万円から370万円の増額です。起債の目的、起債の方法、利率及び償還の方法は変更ありません。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、3,823万6,000円、57万9,000円、3,881万5,000円。

令和5年6月8日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおりに可決されました。

---

#### 日程第5 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第5「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続審査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午後2時23分

令和5年6月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第1号	令和4年度山都町一般会計継続費繰越計算書について	6月8日	報告	済
報告第2号	令和4年度山都町一般会計繰越明許費繰越計算書について	6月8日	報告	済
報告第3号	令和4年度山都町一般会計事故繰越し繰越計算書について	6月8日	報告	済

報告第4号	令和4年度山都町水道事業会計予算繰越計算書について	6月8日	報告済
報告第5号	株式会社「まちづくりやべ」の経営状況について	6月8日	報告済
報告第6号	一般財団法人「清和文楽の里協会」の経営状況について	6月8日	報告済
報告第7号	有限会社「清和資源」の経営状況について	6月8日	報告済
議案第43号	工事請負契約の締結について（二津留大見口線道路改良工事）	6月8日	原案可決
議案第44号	工事請負契約の締結について（道の駅整備事業駐車場整備工事）	6月8日	原案可決
議案第45号	物品売買契約の締結について（仮想化サーバ機器購入）	6月8日	原案可決
議案第46号	物品売買契約の締結について（小学校児童用机・椅子購入）	6月8日	原案可決
議案第33号	専決処分事項（令和4年度山都町一般会計補正予算第12号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案可決
議案第34号	専決処分事項（令和5年度山都町一般会計補正予算第2号）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案可決
議案第35号	専決処分事項（山都町税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案可決
議案第36号	専決処分事項（山都町国民健康保険税条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案可決
議案第37号	専決処分事項（山都町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案可決
議案第38号	専決処分事項（山都町国民宿舎基金条例及び山都町国民宿舎条例の廃止）の報告並びにその承認を求めることについて	6月14日	原案可決
同意第6号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第7号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第8号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第9号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第10号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第11号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第12号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第13号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第14号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第15号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第16号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第17号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第18号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意

同意第19号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第20号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第21号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第22号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第23号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
同意第24号	山都町農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月14日	原案同意
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月14日	原案同意
議案第39号	令和5年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	6月16日	原案可決
議案第40号	令和5年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について	6月16日	原案可決
議案第41号	令和5年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	6月16日	原案可決
議案第42号	令和5年度山都町水道事業会計補正予算（第1号）について	6月16日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---